

大阪府ドクターヘリ 運航実績報告書

～ 運航開始10年 及び 平成の記録 ～

(平成20年1月16日～平成31年3月31日)



<事業主体>

関西広域連合

(大阪府ドクターヘリ運航調整委員会)

<基地病院>

大阪大学医学部附属病院

目 次

I	大阪府ドクターヘリ運航実績報告書の発刊にあたり	1
	・ 関西広域連合広域医療局長	1
	・ 大阪大学医学部附属病院高度救命救急センター長 （大阪府ドクターヘリ運航調整委員会委員長）	2
II	大阪府ドクターヘリ運航概要	3
1	事業目的	3
2	運航開始	3
3	事業主体	3
4	基地病院	3
5	愛称	3
6	機体	3
7	運航時間	3
8	出動対象地域	3
	（1）救急現場	3
	（2）施設間搬送	3
9	離着陸場所	4
	（1）大阪府内	4
	（2）京都府中部	4
10	運航開始から10年のあゆみ	4
III	出動状況	5
1	要請範囲の推移	5

2	要請件数・出動件数	6
3	出動区分別件数	6
4	出動区分別割合	7
5	年度・月別出動件	8
	(1) 年度・月別出動件数(総件数)	8
	(2) 年度・月別出動件数(現場出動)	9
	(3) 年度・月別出動件数(施設間搬送)	10
	(4) 年度・月別出動件数(離陸後キャンセル)	11
6	出動要請機関別出動件数	12
	(1) 出動要請府県別出動件数	12
	(2) 出動要請機関別出動件数(大阪府)	12
	(3) 出動要請機関別出動件数(大阪府以外)	13
7	未出動件数	14
	(1) 未出動件数(年度別)	14
	(2) 要因別割合(年度別)	14
	(3) 未出動件数(月別)	15
IV	大阪府ドクターヘリによる活動について	16
1	疾患別患者数	16
2	年齢別患者数	18
3	現場出動における検査、処置、治療	18
4	年度別の現場出動における時間経過	19

5	災害時の活動	21
	(ア) 複数傷病者事案での活動	21
	(イ) 東日本大震災	21
	(ウ) 平成28年熊本地震	21
	(エ) 大阪府北部を震源とする地震（大阪北部地震）	22
V	大阪府ドクターヘリ活動の検証	23
1	活動検証体制	23
2	検証結果のまとめ	26
VI	資料編	27
1	大阪府ドクターヘリ運航要領	27
2	大阪府ドクターヘリ臨時離着陸場一覧表（要請順位第1位地域）	72
	(1) 大阪府	72
	(2) 京都府中部	76
3	大阪府ドクターヘリ運航調整委員会設置要綱	77
4	大阪府ドクターヘリ適応症例検証部会設置要綱	80
5	大阪府ドクターヘリ安全管理部会設置要綱	82
6	関西広域連合におけるドクターヘリ運航体制	84
	(1) ドクターヘリ一覧表	84
	(2) ドクターヘリの運航範囲及び近隣地域との相互応援	85
	(3) 広域災害時のドクターヘリ運航に係る要領	85

I 大阪府ドクターヘリ運航実績報告書の発刊にあたり

関西広域連合広域医療局長 仁井谷 興史

大阪府ドクターヘリは、大都市圏では全国初となる「救急医療専用ヘリコプター」として、大阪府が事業主体となり、大阪大学医学部附属病院を基地病院として、平成20年1月16日の運航開始後、平成30年1月には運航開始から10周年を迎え、その後、平成の時代を事故なく無事に運航し、令和の時代を迎えることができました。

この間、平成25年4月1日からは、関西広域連合が事業移管を受け、公募による「KANSAI・もず」の愛称を冠して、移管前と同じく、大阪府のみならず、京都府や滋賀県、和歌山県、奈良県の2府3県にわたって運航を行っており、その運航回数は、平成30年度末時点で1,480件を数えているところです。

関西広域連合では、7分野の広域的な事務の一つとして、「広域医療」に取り組んでおり、関西全体を「四次医療圏」と位置づけた「安全・安心の医療圏“関西”」の実現を目指し、府県域を越えた「広域救急医療体制」の充実・強化に取り組んでいます。

ドクターヘリは、広域医療の取組の象徴的な存在であり、現在管内7機体制により、連合管内全体で「30分以内での救急医療提供体制」を確立しているところです。

また、全国でも例を見ない、計7機のヘリを一体的に運用できるメリットを活かし、第1要請順位のヘリに重複要請があった場合にも、第2順位、第3順位で要請するヘリを決めており、管内全体で「二重・三重のセーフティネット」を構築するとともに、災害時においても、「広域災害時のドクターヘリ運航要領」を定めるなど、迅速かつ円滑な被災地派遣体制を確保しています。

平成28年の熊本地震の際には、管内西側に位置する3府県ヘリ、兵庫県ヘリ、徳島県ヘリの3機を被災地に派遣するとともに、大阪府ヘリ、京滋ヘリ、和歌山県ヘリの東側3機によって、管内全域をカバーする体制を取り、大阪府ヘリにおいては、兵庫県内からの3件の要請に応じ、現場出動を行いました。

記憶に新しいところでは、平成30年の大阪府北部地震において、大阪府及び大阪大学医学部附属病院が被災病院からの要請を受け、広域医療局において、4機のヘリの派遣調整を行い、実際に大阪府ヘリの他、兵庫県ヘリを用いて、国立循環器病研究センターの患者3名の転院搬送を行ったところです。

今後も、連合7機体制を活かした、平時及び災害時の円滑かつ効率的な運用を図って参りたいと考えておりますが、基地病院である大阪大学医学部附属病院はもとより、関係行政機関、そしてドクターヘリの活動に重要な役割を担っていただいている消防機関の皆様方の多大な御協力なくして、ドクターヘリの安全かつ円滑な運航は成立いたしません。

「関西二千万府民・県民」の安全・安心の確保を図るため、関係者の皆様方の一層の御支援を賜りますようお願いいたします。

大阪府ドクターヘリは、全国で13番目、近畿では和歌山県に次いで2番目の導入となる平成20年1月16日より、大阪大学医学部附属病院を基地病院として運航を開始しました。以来、10年以上にわたって日々の救急医療及び地域医療に貢献してきました。

大阪府は面積が狭く、都市部を中心に医療機関が充実しているものの、大阪府ドクターヘリ調査検討委員会による需要予測調査（平成18年）から、ドクターヘリが有効な症例が少なからず存在することが示されました。そこで、大阪府ドクターヘリは従来のドクターヘリとは異なる「都市型ドクターヘリ」としての運用を目指すとともに、阪神・淡路大震災（平成7年）の教訓、「普段利用していないものはいざという時に役に立たない」を活かすべく、全国に先駆けてドクターヘリの災害時の運用を重視してスタートしました。実際、平時より様々な災害訓練に参加するとともに、多数傷病者事案（平成24年京都府亀岡市）や災害（平成23年東日本大震災）に出動して医療対応、被災地支援に従事してきました。

また、大阪府ドクターヘリは運航開始当初から広域的運用を念頭において近隣の府県と連携を行ってきました。平成21年4月からは和歌山県ドクターヘリとの相互応援を開始し、同時に奈良県北部への出動を開始しました。さらに、平成23年4月から滋賀県全域、平成24年7月からは京都府南部地域からの現場出動要請に対応するようになりました。平成25年4月からは関西広域連合へ事業移管されるとともに、その後の京滋ドクターヘリ、奈良県ドクターヘリ及び鳥取県ドクターヘリの運航によって、連合には計7機のドクターヘリが配備されるようになり、現在は大阪府下及び京都府南丹二次医療圏の消防機関からの現場出動要請に対して対応を行っています。

ドクターヘリの要請件数は、運用開始5年目以降は年間150～200件程度で推移していますが、活動内容は大きく変化してきました。当初は内因性疾患を中心とする施設間搬送が主体でしたが、現在では現場出動が70%以上を占めるようになり、外傷患者、特にISS（Injury Severity Score）が16点以上の重症外傷患者への対応が増えてきました。これは、「医師がいち早く現場で患者に治療を開始することができる」というドクターヘリの利点を最も活かすことができる状況です。消防機関との連携を深めるとともに、覚知要請やキーワード方式を推進することにより、重症外傷への対応の強化が今後の課題の1つと考えています。

大阪府ドクターヘリは、行政機関、消防機関、医療機関そして運航会社の皆様のご支援により、これまで、日々の救急医療及び地域医療に貢献するとともに、安全運航を実現することができました。この場をお借りして御礼申し上げます。今後は安全運航、医療安全に対する取組みを強化するとともに、関西広域連合の他のドクターヘリと協調して、地域の事情に適合したシステムを作り上げていくとともに、行政の枠組みを超えた連携体制の構築に取り組んでいきたいと考えています。

今後ともご支援、ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

II 大阪府ドクターヘリ運航概要

～ 大都市圏では全国初！さらなる救急医療体制の充実へ ～

1 事業目的

救急医療用機器を装備し、医師・看護師が同乗して救急現場等に向かい、救命医療を行いながら三次救急医療機関等に患者を搬送する専用ヘリコプターの導入により、救命率の向上及び後遺症の軽減、広域搬送体制の確立、さらには災害発生時の医療救護活動の充実を図る。

2 運航開始

平成20年1月16日（水）

（運航開始初日は、「平成19年度大阪府地震災害対策訓練」に参加し、救急現場への出動要請には、翌17日（木）より対応開始。）

3 事業主体

関西広域連合

（大阪府が事業主体として事業を開始し、平成25年4月1日に事業移管。）

4 基地病院

大阪大学医学部附属病院

（病院屋上ヘリポートを離発着拠点とし、ドクターヘリは常時駐機。）

5 愛称

KANSAI・もず

（関西広域連合への運航事業移管に際して、公募により決定。）

6 使用機体

ユーロコプター式 EC135型

7 運航時間

土曜日、日曜日、祝休日を含む365日、午前8時30分から日没（※）まで

（※）出動対象地域ごとに各月の最終要請時刻を設定

8 出動対象地域（原則）

（1）救急現場

大阪府、滋賀県、京都府中部、奈良県、和歌山県北部

（2）施設間搬送

近畿2府4県内

（大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

- 9 離着陸場所（令和2年3月現在）
大阪府ドクターヘリを出動要請順位1位とする地域における指定数
（1）大阪府 248箇所
（2）京都府中部 70箇所
- 10 運航開始から10年のあゆみ
- 平成20年1月16日 運航開始
（平成19年度大阪府地震災害対策訓練）へ参加
- 平成20年1月17日 出動要請受付開始
- 平成20年1月25日 初の出動要請による出動
（施設間搬送：大阪府内医療機関の間）
- 平成20年2月14日 初の救急現場への出動
- 平成23年3月13日 東日本大震災の被災地支援に出動（施設間搬送）
～3月14日
- 平成21年4月1日 和歌山県北部、奈良県北部へ出動対象地域を拡大
（和歌山県ドクターヘリは、大阪府内へ出動対象地域を拡大）
- 平成23年3月25日 滋賀県内へ出動対象地域を拡大
- 平成24年4月1日 京都府中部へ出動対象地域を拡大
- 平成25年4月1日 関西広域連合に運航事業を移管
（公募により、愛称を「KANSAI・もず」に決定）
- 平成28年4月17日 熊本地震の被災地支援に出動した3府県ドクターヘリ
（基地病院：公立豊岡病院（兵庫県））の出動対象地域への出動要請に対応（現場出動）
- 平成30年1月16日 運航開始10周年

Ⅲ 出動状況

1 要請範囲の推移

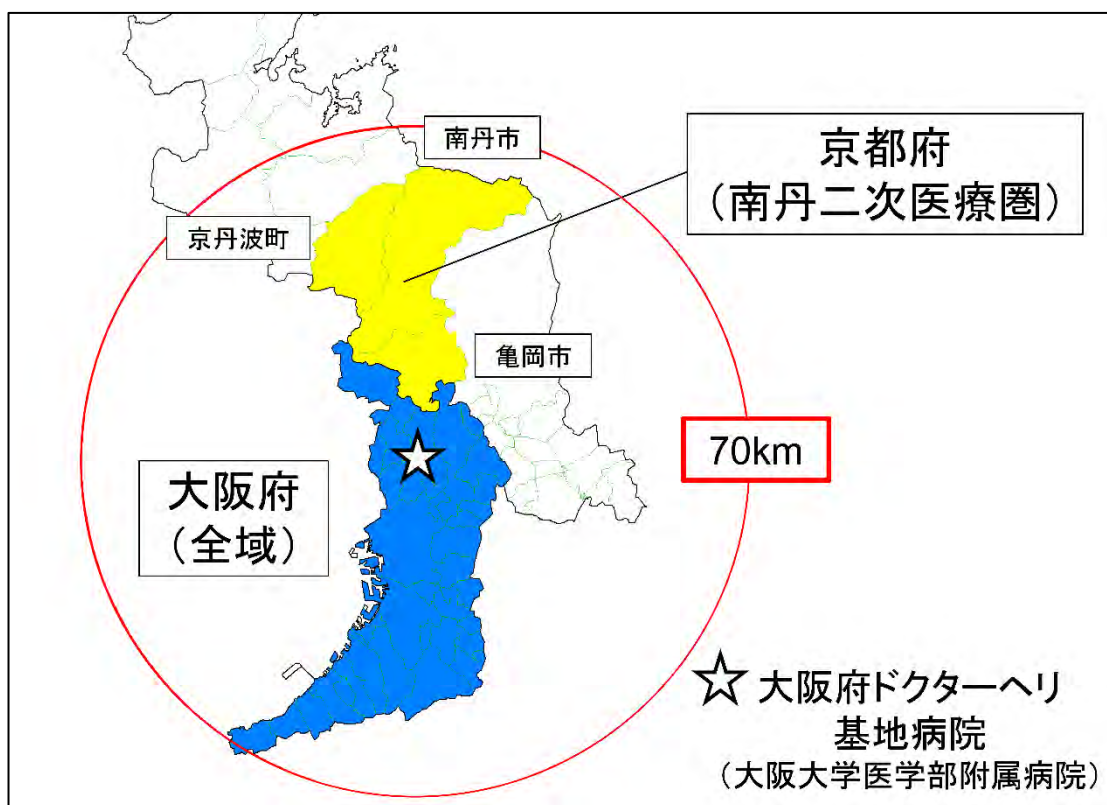
大阪府ドクターヘリは、運航開始当初から広域的運用を念頭に置き、近隣府県との連携を行ってきた。平成21年4月から和歌山県ドクターヘリとの相互応援を開始し、同時に奈良県北部地域への出動を開始した。

さらに、平成23年4月から滋賀県全域、平成24年7月からは京都府南部地域からの現場出動要請に対応することとなった。

その後、京滋ドクターヘリ、奈良県ドクターヘリの運航に伴い、平成31年4月時点では、大阪府下及び京都府南丹二次医療圏の消防機関からの現場出動要請に対して対応を行っている（図1）。

また、和歌山県北部、奈良県、滋賀県、京都府南部地域（南丹二次医療圏以外の地域）については、それぞれの地域を担当するドクターヘリが優先して要請され、大阪府ドクターヘリはそれぞれのドクターヘリへの要請が輻輳した際に、それを補完するドクターヘリとして対応を行っている。

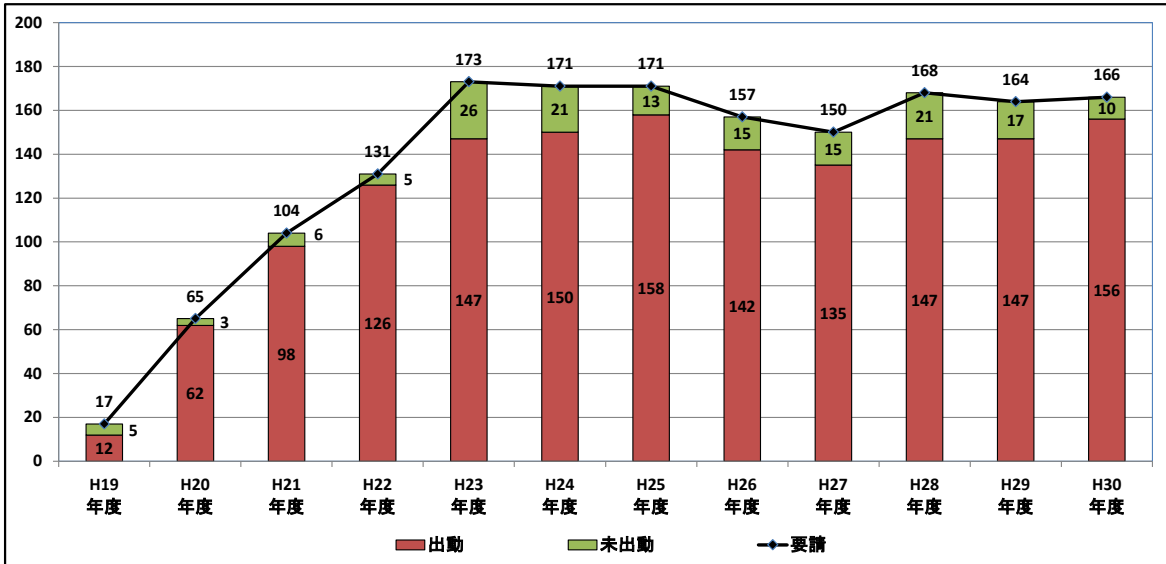
図1 大阪府ドクターヘリ運航地域（令和2年4月）



2 要請件数・出動件数

(単位：件)

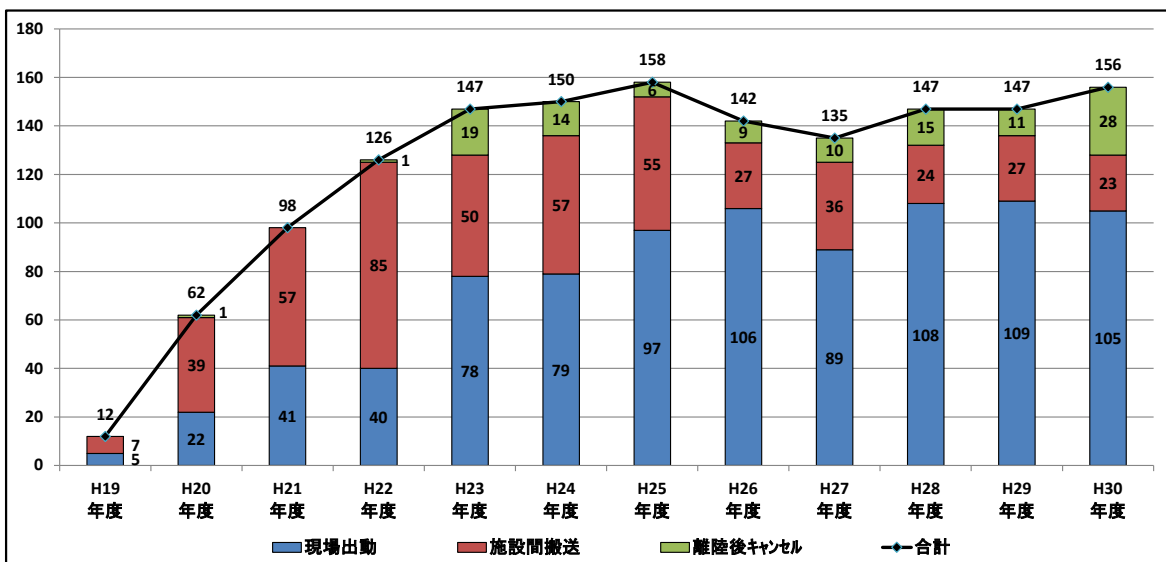
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合計
要請	17	65	104	131	173	171	171	157	150	168	164	166	1,637
出動	12	62	98	126	147	150	158	142	135	147	147	156	1,480
未出動	5	3	6	5	26	21	13	15	15	21	17	10	157



3 出動区分別件数

(単位：件)

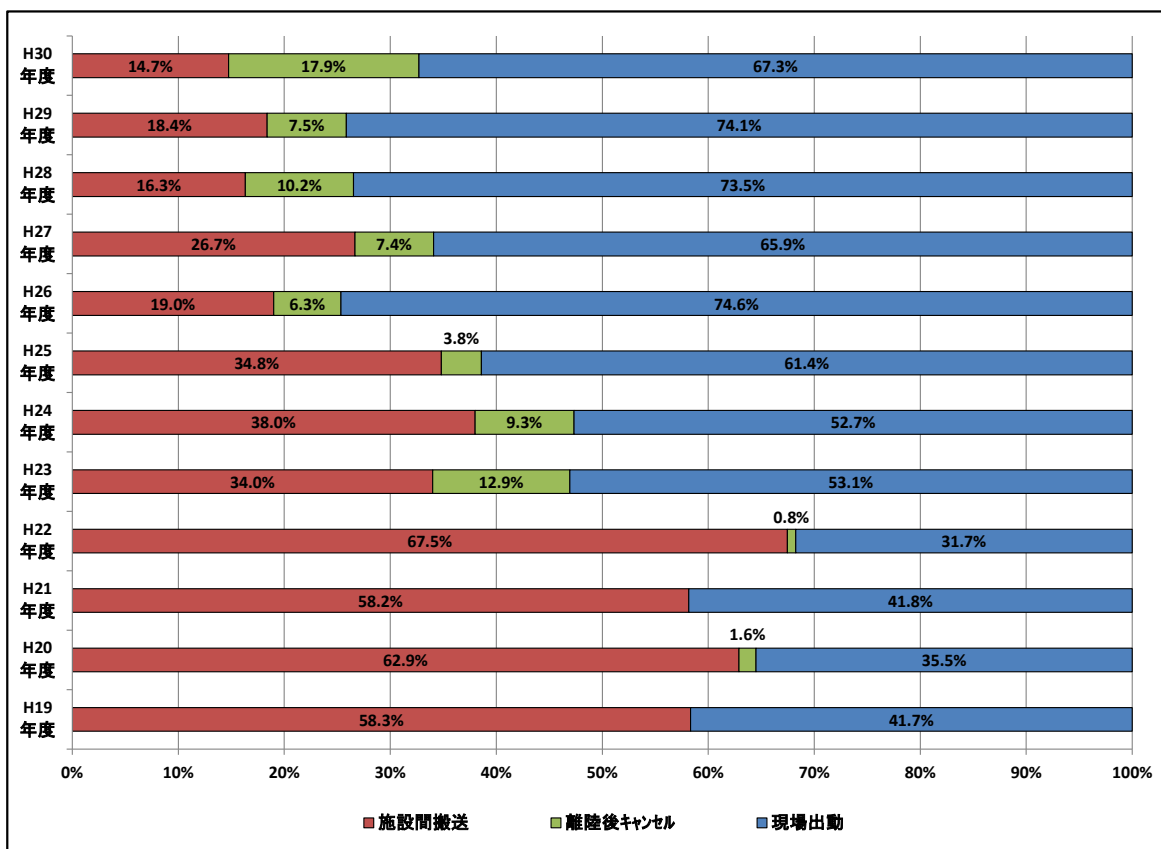
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合計
現場出動	5	22	41	40	78	79	97	106	89	108	109	105	879
施設間搬送	7	39	57	85	50	57	55	27	36	24	27	23	487
離陸後キャンセル	0	1	0	1	19	14	6	9	10	15	11	28	114
合計	12	62	98	126	147	150	158	142	135	147	147	156	1,480
(参考) 訓練	3	21	17	14	13	26	12	21	10	20	12	11	180



4 出勤区分別割合

(単位：件)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	合計
現場出勤	41.7%	35.5%	41.8%	31.7%	53.1%	52.7%	61.4%	74.6%	65.9%	73.5%	74.1%	67.3%	59.4%
施設間搬送	58.3%	62.9%	58.2%	67.5%	34.0%	38.0%	34.8%	19.0%	26.7%	16.3%	18.4%	14.7%	32.9%
離陸後キャンセル	0.0%	1.6%	0.0%	0.8%	12.9%	9.3%	3.8%	6.3%	7.4%	10.2%	7.5%	17.9%	7.7%

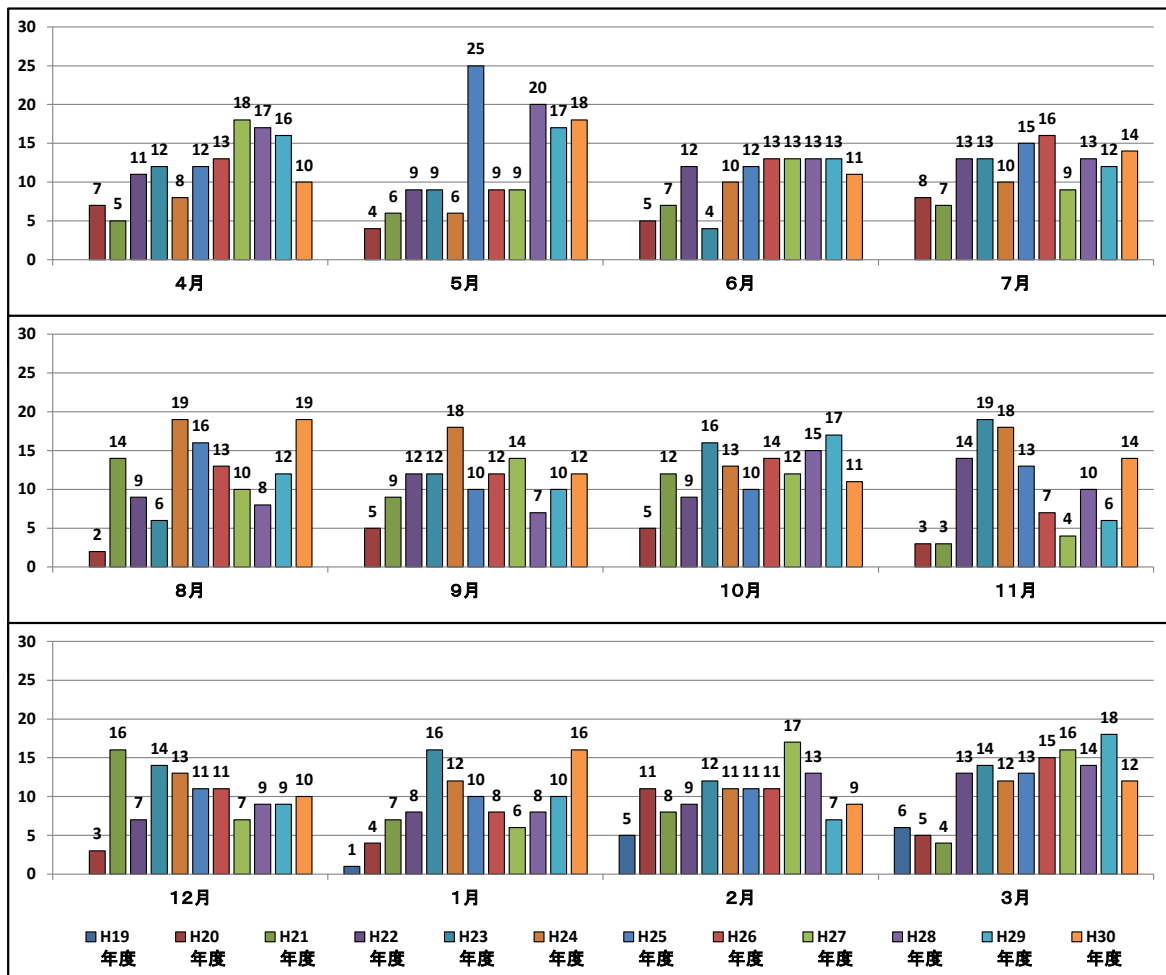


5 年度・月別出動件数

(1) 年度・月別出動件数 (総件数)

(単位: 件)

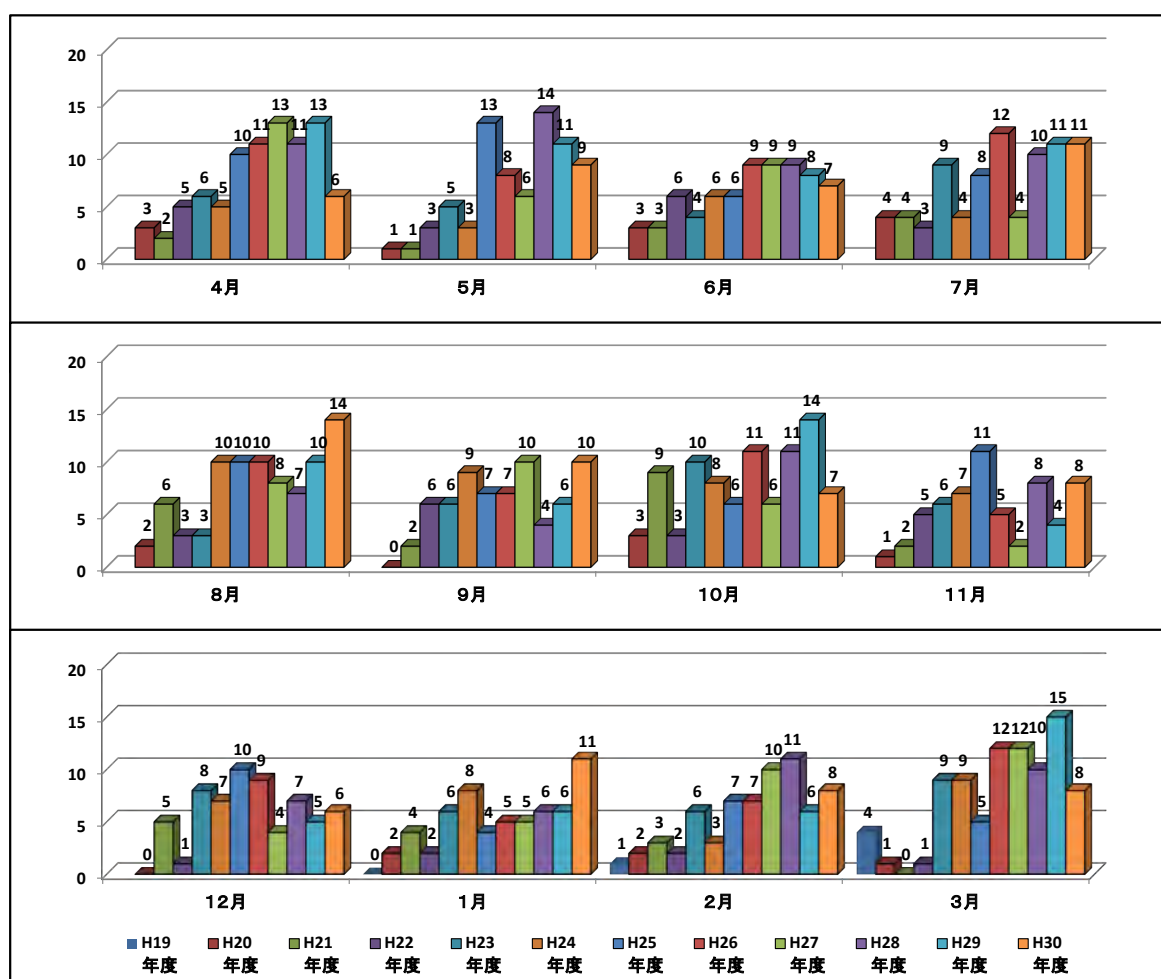
	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	合計
4月		7	5	11	12	8	12	13	18	17	16	10	129
5月		4	6	9	9	6	25	9	9	20	17	18	132
6月		5	7	12	4	10	12	13	13	13	13	11	113
7月		8	7	13	13	10	15	16	9	13	12	14	130
8月		2	14	9	6	19	16	13	10	8	12	19	128
9月		5	9	12	12	18	10	12	14	7	10	12	121
10月		5	12	9	16	13	10	14	12	15	17	11	134
11月		3	3	14	19	18	13	7	4	10	6	14	111
12月		3	16	7	14	13	11	11	7	9	9	10	110
1月	1	4	7	8	16	12	10	8	6	8	10	16	106
2月	5	11	8	9	12	11	11	11	17	13	7	9	124
3月	6	5	4	13	14	12	13	15	16	14	18	12	142
合計	12	62	98	126	147	150	158	142	135	147	147	156	1,480



(2) 年度・月別出動件数 (現場出動)

(単位: 件)

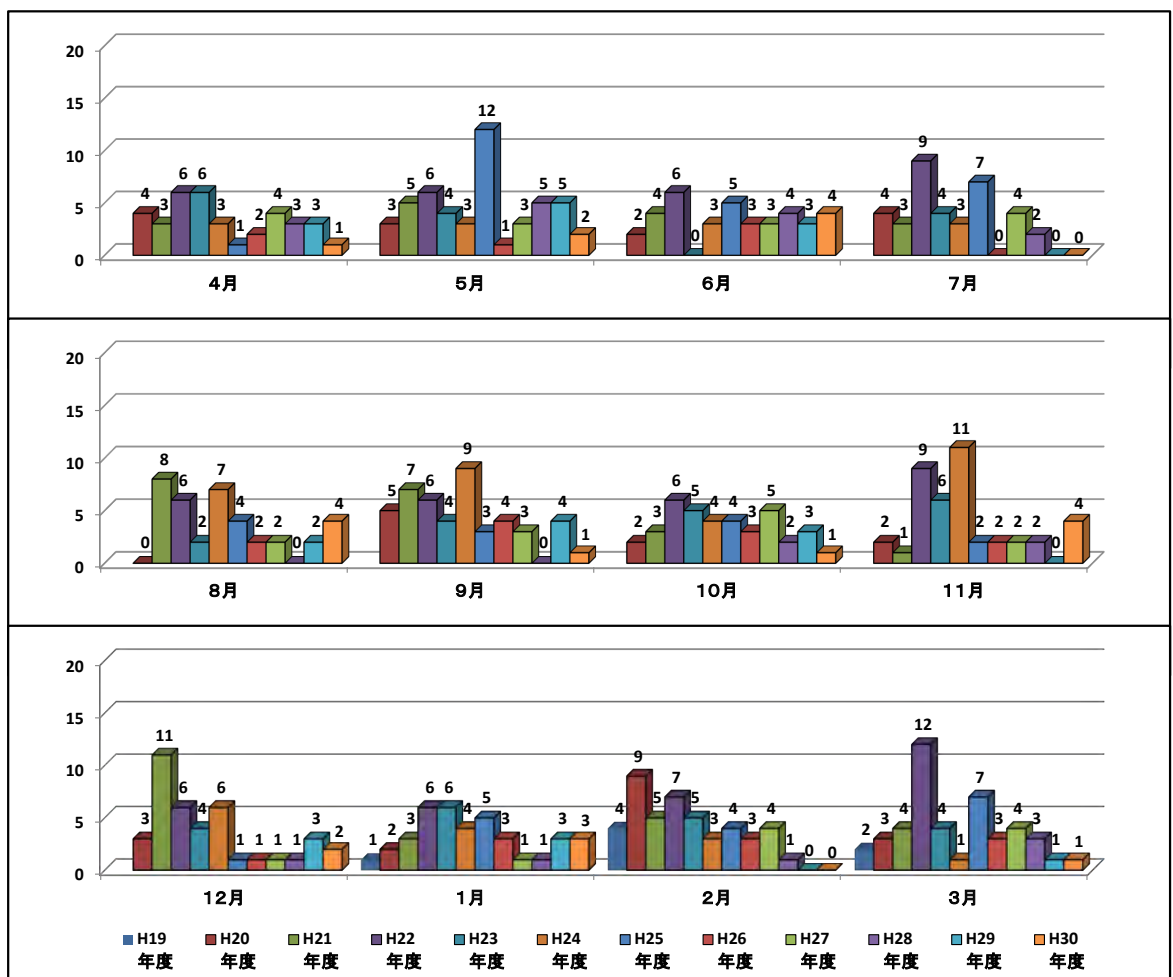
	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	合計
4月		3	2	5	6	5	10	11	13	11	13	6	85
5月		1	1	3	5	3	13	8	6	14	11	9	74
6月		3	3	6	4	6	6	9	9	9	8	7	70
7月		4	4	3	9	4	8	12	4	10	11	11	80
8月		2	6	3	3	10	10	10	8	7	10	14	83
9月		0	2	6	6	6	9	7	10	4	6	10	67
10月		3	9	3	10	8	6	11	6	11	14	7	88
11月		1	2	5	6	7	11	5	2	8	4	8	59
12月		0	5	1	8	7	10	9	4	7	5	6	62
1月	0	2	4	2	6	8	4	5	5	6	6	11	59
2月	1	2	3	2	6	3	7	7	10	11	6	8	66
3月	4	1	0	1	9	9	5	12	12	10	15	8	86
合計	5	22	41	40	78	79	97	106	89	108	109	105	879



(3) 年度・月別出動件数 (施設間搬送)

(単位: 件)

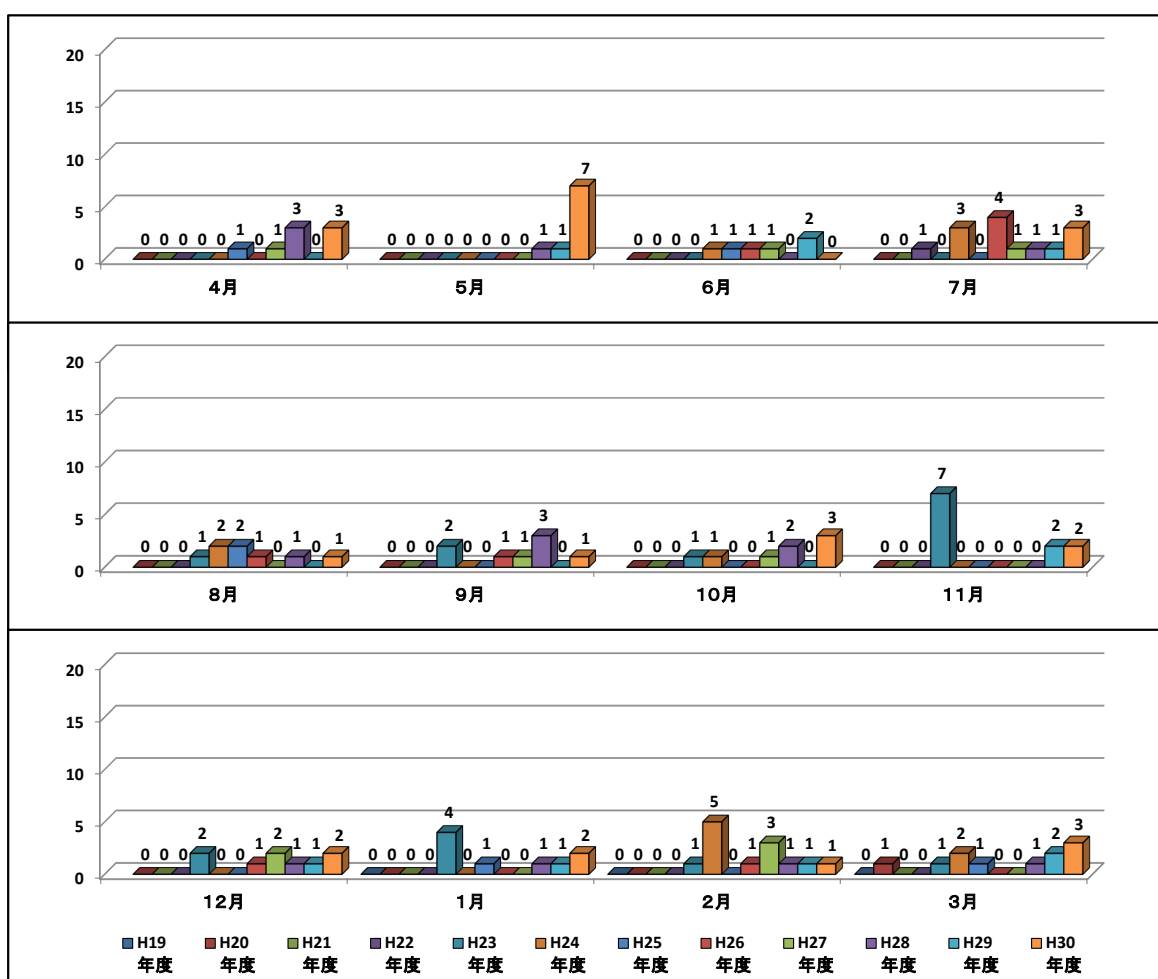
	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	合計
4月		4	3	6	6	3	1	2	4	3	3	1	36
5月		3	5	6	4	3	12	1	3	5	5	2	49
6月		2	4	6	0	3	5	3	3	4	3	4	37
7月		4	3	9	4	3	7	0	4	2	0	0	36
8月		0	8	6	2	7	4	2	2	0	2	4	37
9月		5	7	6	4	9	3	4	3	0	4	1	46
10月		2	3	6	5	4	4	3	5	2	3	1	38
11月		2	1	9	6	11	2	2	2	2	0	4	41
12月		3	11	6	4	6	1	1	1	1	3	2	39
1月	1	2	3	6	6	4	5	3	1	1	3	3	38
2月	4	9	5	7	5	3	4	3	4	1	0	0	45
3月	2	3	4	12	4	1	7	3	4	3	1	1	45
合計	7	39	57	85	50	57	55	27	36	24	27	23	487



(4) 年度・月別出動件数 (離陸後キャンセル)

(単位: 件)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	合計
4月		0	0	0	0	0	1	0	1	3	0	3	8
5月		0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	9
6月		0	0	0	0	1	1	1	1	0	2	0	6
7月		0	0	1	0	3	0	4	1	1	1	3	14
8月		0	0	0	1	2	2	1	0	1	0	1	8
9月		0	0	0	2	0	0	1	1	3	0	1	8
10月		0	0	0	1	1	0	0	1	2	0	3	8
11月		0	0	0	7	0	0	0	0	0	2	2	11
12月		0	0	0	2	0	0	1	2	1	1	2	9
1月	0	0	0	0	4	0	1	0	0	1	1	2	9
2月	0	0	0	0	1	5	0	1	3	1	1	1	13
3月	0	1	0	0	1	2	1	0	0	1	2	3	11
合計	0	1	0	1	19	14	6	9	10	15	11	28	114

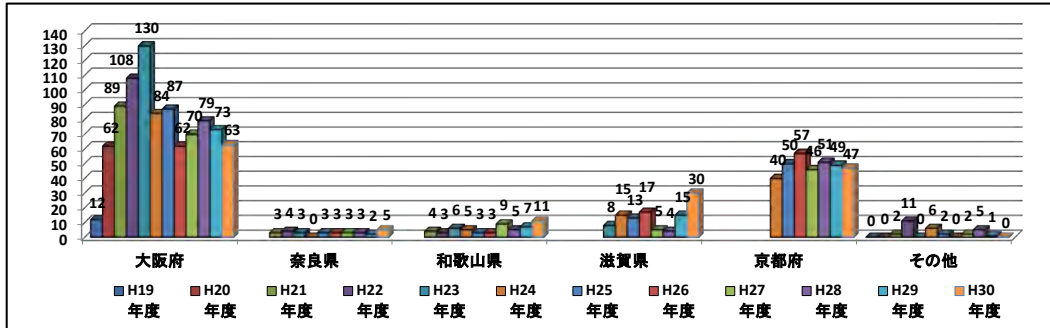


6 出動要請機関別出動件数

(1) 出動要請府県別出動件数 (現場出動+施設間搬送+離陸後キャンセル)

(単位: 件)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合計
大阪府	12	62	89	108	130	84	87	62	70	79	73	63	919
奈良県			3	4	3	0	3	3	3	3	2	5	29
和歌山県			4	3	6	5	3	3	9	5	7	11	56
滋賀県					8	15	13	17	5	4	15	30	107
京都府						40	50	57	46	51	49	47	340
その他	0	0	2	11	0	6	2	0	2	5	1	0	29
合計	12	62	98	126	147	150	158	142	135	147	147	156	1,480



(2) 出動要請機関別出動件数 (大阪府)

(単位: 件)

要請元	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合計
広域対応													
東日本大震災 (被災地派遣:施設間搬送)				9									9
熊本地震 (連合管内応援 ※:現場出動)										3			3
大阪府													
大阪府消防局	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
堺市消防局	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
岸和田市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊中市消防局	0	0	0	0	0	0	0	0	25	31	32	27	115
※ 能勢町	0	8	12	13	14	15	16	15					93
池田市消防本部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
吹田市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉大津市消防本部	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
高槻市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貝塚市消防本部	0	0	0	0	5	3	1	0	0	0	0	1	10
茨木市消防本部	0	2	5	3	1	1	0	0	1	1	1	1	16
八尾市消防本部	0	2	3	0	11	3	4	7	1	1	3	1	36
富田林市消防本部	0	0	4	2	2	2	0	1	0	1	0	0	12
※ 河南町消防本部	1	0	0	0	0	0	0	1					2
河内長野市消防本部	1	1	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7
松原市消防本部	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	6
和泉市消防本部	0	0	0	0	4	1	3	3	2	6	2	2	23
箕面市消防本部	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5	2	3	11
※ 豊能町消防本部	1	2	0	1	5	2	3	8	2				24
摂津市消防本部	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
東大阪市消防局	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	5
大阪狭山市消防本部	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
交野市消防本部	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3
島本町消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3
忠岡町消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
守口市門真市消防組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
枚方寝屋川消防組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部	0	3	7	8	7	3	7	1	4	8	2	2	52
泉州南消防組合泉州南広域消防本部							3	1	0	0	0	0	4
※ 泉佐野市消防本部	0	2	0	1	0	0							3
※ 泉南市消防本部	0	0	0	1	3	0							4
※ 熊取町消防本部	0	1	0	2	2	0							5
※ 阪南町消防組合消防本部	0	0	0	0	1	0							1
大東四條畷消防本部								2	0	0	2	1	5
※ 大東市消防本部	2	2	0	0	4	2	0						10
※ 四條畷市消防本部	1	1	0	1	0	0	0						3
消防機関 小計	6	27	39	35	65	34	41	40	36	53	46	39	461
医療機関等	6	34	50	72	47	45	44	20	31	20	23	19	411
離陸後キャンセル	0	1	0	1	18	5	2	2	3	6	4	5	47
大阪府 計	12	62	89	108	130	84	87	62	70	79	73	63	919

(※) 熊本地震では、被災地派遣された関西広域連合管内のドクターヘリのうち、3府県ドクターヘリ(基地病院:公立豊岡病院)の運航範囲において応援出動。
 ※印の消防機関は、既に統合等により廃止された機関。廃止前の要請回数は、統合後の機関には含めていない。(外数)

(3) 出動要請機関別出動件数 (大阪府以外)

(単位：件)

要請元	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	合計
奈良市消防局			0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	4
生駒市消防本部			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県広域消防組合								3	2	1	0	3	9
※葛城市消防本部			0	0	0	0	0						0
※五條市消防本部			0	0	0	0	2						2
※桜井市消防本部			0	0	0	0	0						0
※大和郡山市消防本部			0	0	0	0	0						0
※宇陀広域消防組合消防本部			1	0	0	0	0						1
※香芝・広陵消防組合消防本部			0	0	0	0	0						0
※西和消防組合消防本部			0	0	0	0	0						0
※中和広域消防組合消防本部			0	0	0	0	0						0
※山辺広域行政事務組合消防本部			0	0	0	0	0						0
※中吉野広域消防組合消防本部			0	1	0	0	0						1
※吉野広域行政事務組合消防本部			1	2	0	0	0						3
※野迫川村役場			0	0	1	0	0						1
消防機関 小計			2	3	2	0	2	3	2	2	2	3	21
医療機関等			1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	4
離陸後キャンセル			0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	4
奈良県 計			3	4	3	0	3	3	3	3	2	5	29
和歌山市消防局			0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
海南市消防本部			0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
橋本市消防本部			1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
有田市消防本部			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紀美野町消防本部			0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	3
高野町消防本部			1	2	0	2	0	0	2	3	2	0	12
有田川町消防本部			1	0	2	1	2	1	2	0	1	1	11
那賀消防組合消防本部			0	1	1	0	1	0	1	0	0	2	6
伊都消防組合消防本部			0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	5
湯浅広川消防組合消防本部			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防機関 小計			3	3	4	3	3	2	6	4	5	9	42
医療機関等			1	0	1	2	0	0	1	0	0	2	7
離陸後キャンセル			0	0	1	0	0	1	2	1	2	0	7
和歌山県 計			4	3	6	5	3	3	9	5	7	11	56
大津市消防局					1	0	1	0	0	0	1	0	3
彦根市消防本部					0	0	0	0	0	0	0	4	4
高島市消防本部					2	3	1	3	0	0	1	0	10
湖南広域消防局					0	0	0	0	0	0	0	0	0
東近江行政組合消防本部					0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲賀広域行政組合消防本部					4	7	7	6	3	2	10	12	51
湖北地域消防本部					0	0	0	0	0	0	1	0	1
消防機関 小計					7	10	9	9	3	2	13	16	69
医療機関等					1	2	3	4	0	0	0	0	10
離陸後キャンセル					0	3	1	4	2	2	2	14	28
滋賀県 計					8	15	13	17	5	4	15	30	107
京都市消防局					0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇治市消防本部					3	0	0	0	0	0	0	0	3
城陽市消防本部					0	0	0	0	1	0	0	0	1
八幡市消防本部					0	0	1	0	0	0	0	0	1
京田辺市消防本部					0	2	1	0	1	1	4	9	9
久御山町消防本部					0	0	0	0	0	0	0	0	0
精華町消防本部					0	0	0	0	0	0	0	0	0
相楽中部消防組合消防本部					5	1	4	1	3	1	1	1	16
京都中部広域消防組合消防本部					24	39	46	43	37	36	30	255	255
乙訓消防組合消防本部					0	0	1	0	3	5	3	12	12
消防機関 小計					32	42	53	44	45	43	38	297	297
医療機関等					2	5	2	0	2	3	2	16	16
離陸後キャンセル					6	3	2	2	4	3	7	27	27
京都府 計					40	50	57	46	51	49	47	340	340
その他医療機関等	0	0	2	2	0	6	2	0	2	1	1	0	16
離陸後キャンセル	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
その他医療機関等 計	0	0	2	2	0	6	2	0	2	2	1	0	17
総 計	12	62	98	126	147	150	158	142	135	147	147	156	1,480

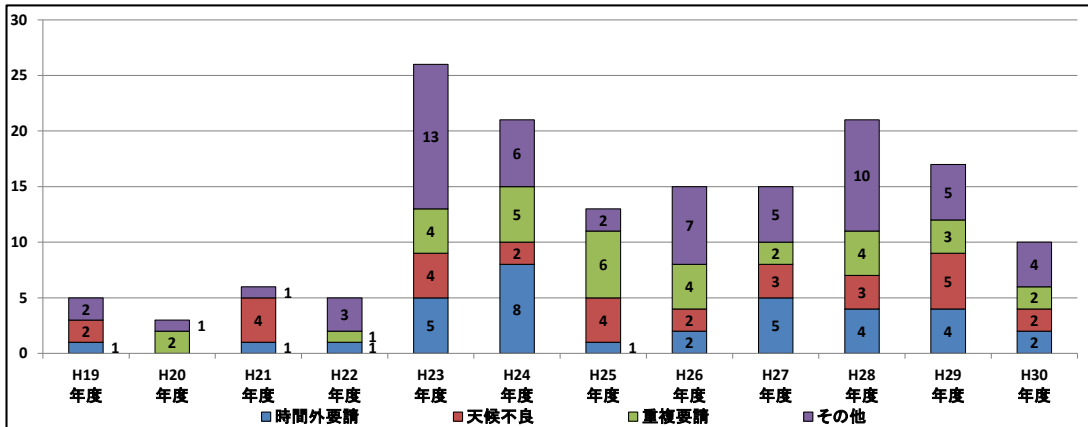
*印の消防機関は、既に統合等により廃止された機関。廃止前の要請回数、統合後の機関には含まれていない。(外数)

7 未出動件数

(1) 未出動件数 (年度別)

(単位: 件)

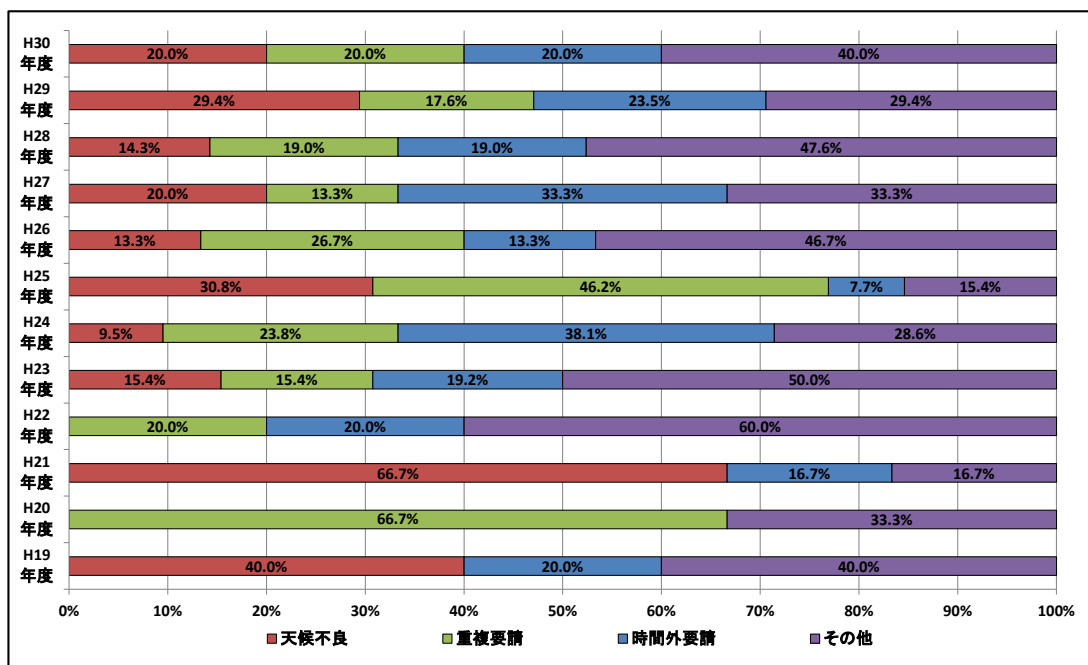
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合計
時間外要請	1	0	1	1	5	8	1	2	5	4	4	2	34
天候不良	2	0	4	0	4	2	4	2	3	3	5	2	31
重複要請	0	2	0	1	4	5	6	4	2	4	3	2	33
その他	2	1	1	3	13	6	2	7	5	10	5	4	59
合計	5	3	6	5	26	21	13	15	15	21	17	10	157



(2) 要因別割合 (年度別)

(単位: 件)

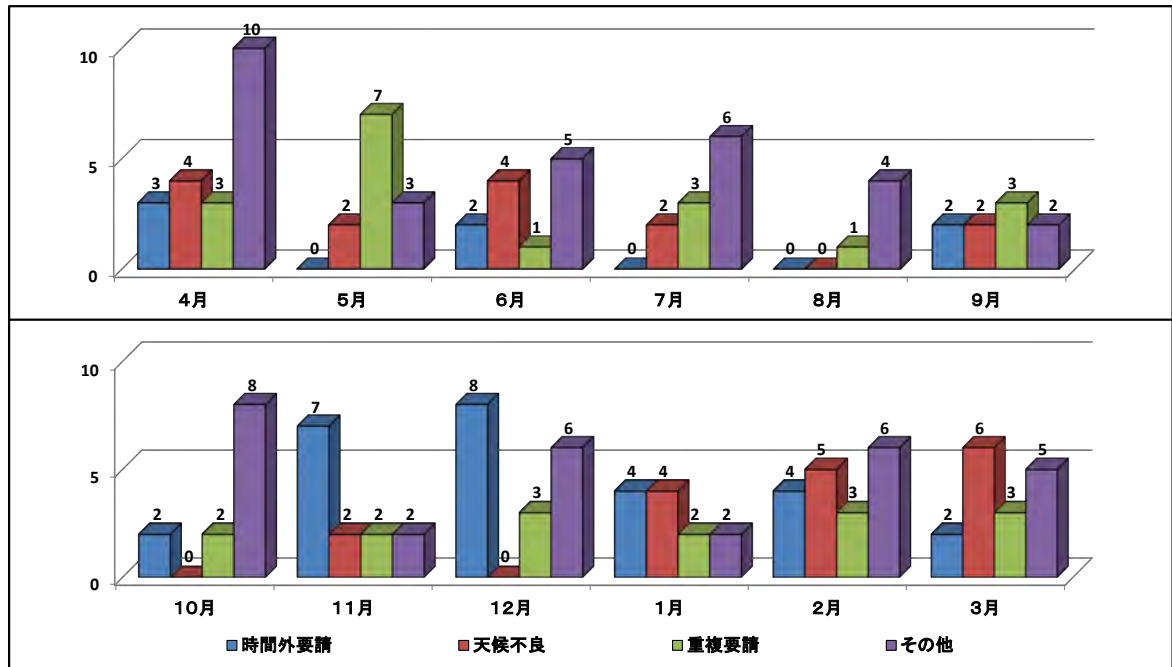
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合計
時間外要請	20.0%	0.0%	16.7%	20.0%	19.2%	38.1%	7.7%	13.3%	33.3%	19.0%	23.5%	20.0%	21.7%
天候不良	40.0%	0.0%	66.7%	0.0%	15.4%	9.5%	30.8%	13.3%	20.0%	14.3%	29.4%	20.0%	19.7%
重複要請	0.0%	66.7%	0.0%	20.0%	15.4%	23.8%	46.2%	26.7%	13.3%	19.0%	17.6%	20.0%	21.0%
その他	40.0%	33.3%	16.7%	60.0%	50.0%	28.6%	15.4%	46.7%	33.3%	47.6%	29.4%	40.0%	37.6%



(3) 未出動件数 (月別)

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
時間外要請	3	0	2	0	0	2	2	7	8	4	4	2	34
天候不良	4	2	4	2	0	2	0	2	0	4	5	6	31
重複要請	3	7	1	3	1	3	2	2	3	2	3	3	33
その他	10	3	5	6	4	2	8	2	6	2	6	5	59
合計	20	12	12	11	5	9	12	13	17	12	18	16	157



IV 大阪府ドクターヘリによる活動について

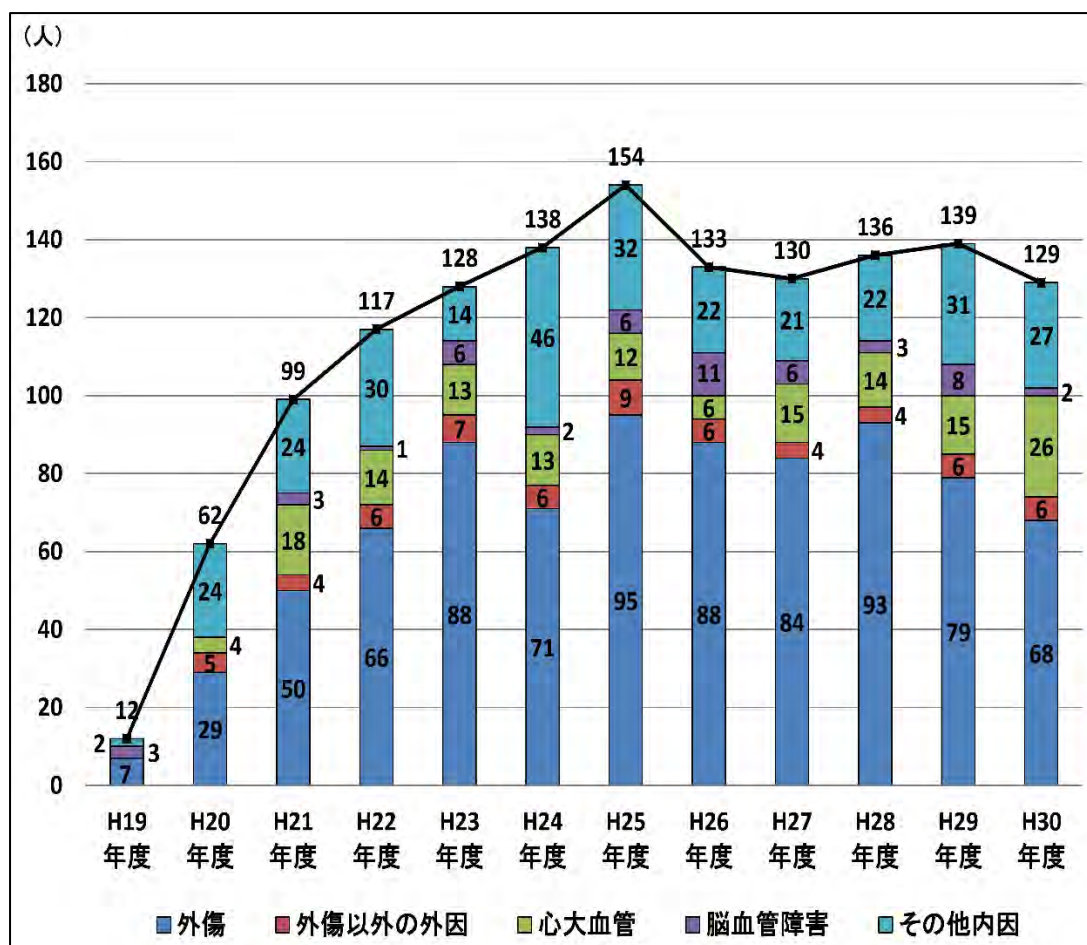
大阪府ドクターヘリは、平成20年1月の運航開始から平成31年3月31日までに現場出動にて898人、施設間搬送にて479人の患者の診察を行った。

1 疾患別患者数

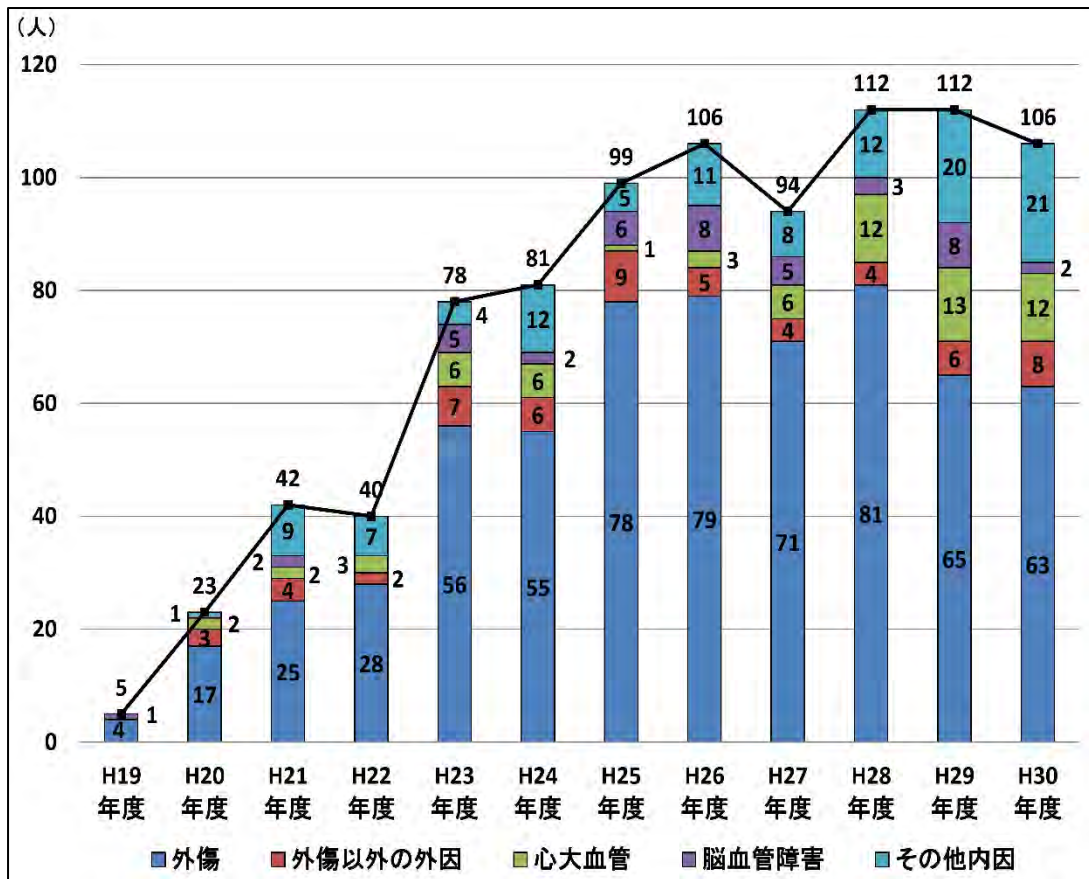
図2に全診療患者について、図3には現場出動にて診療を行った患者の疾患分類を示す。いずれも、外傷患者が最も多くを占めていた。

現場要請にて対応した外傷患者のISS (Injury Severity Score) を図4に示す。40%前後の患者が重症外傷患者とされるISS16以上であり、特に現場出動においては、重症外傷患者に対するニーズが高いことが推察された。

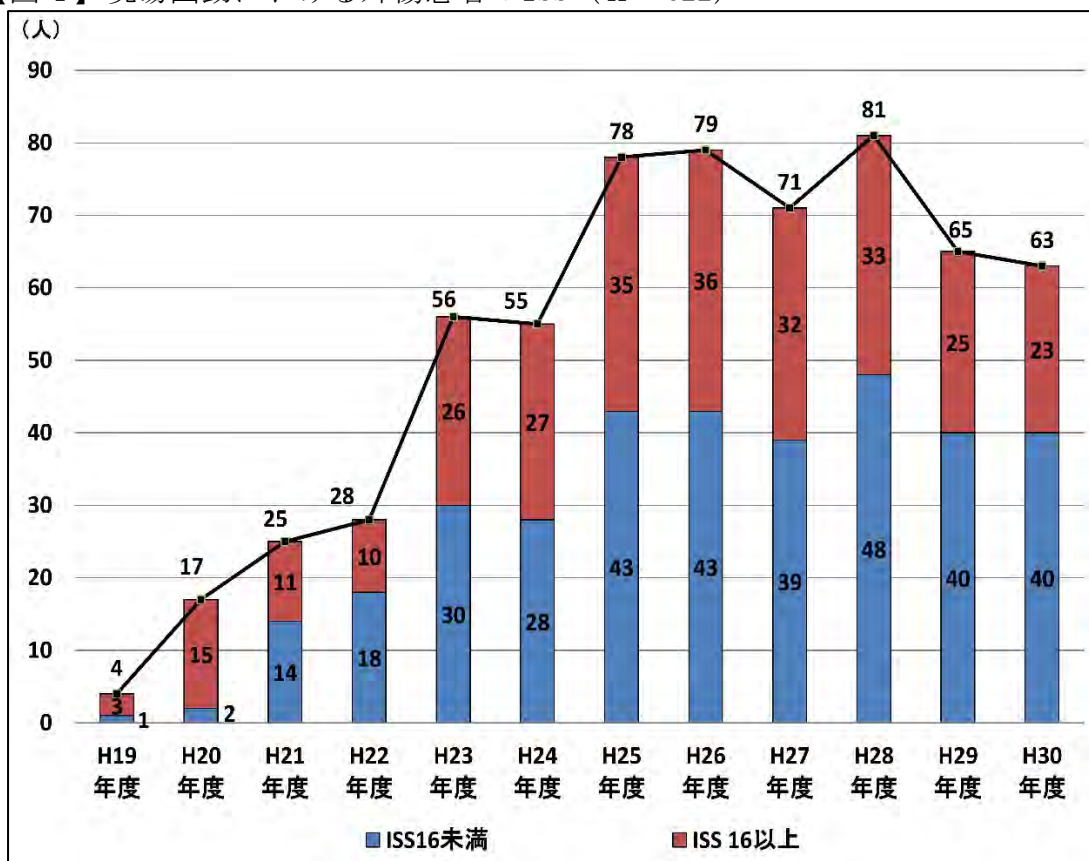
【図2】 年度別疾患分類 (全診療患者、n = 1,377)



【図3】 年度別疾患分類（現場出動、n=898）



【図4】 現場出動における外傷患者のISS（n=622）

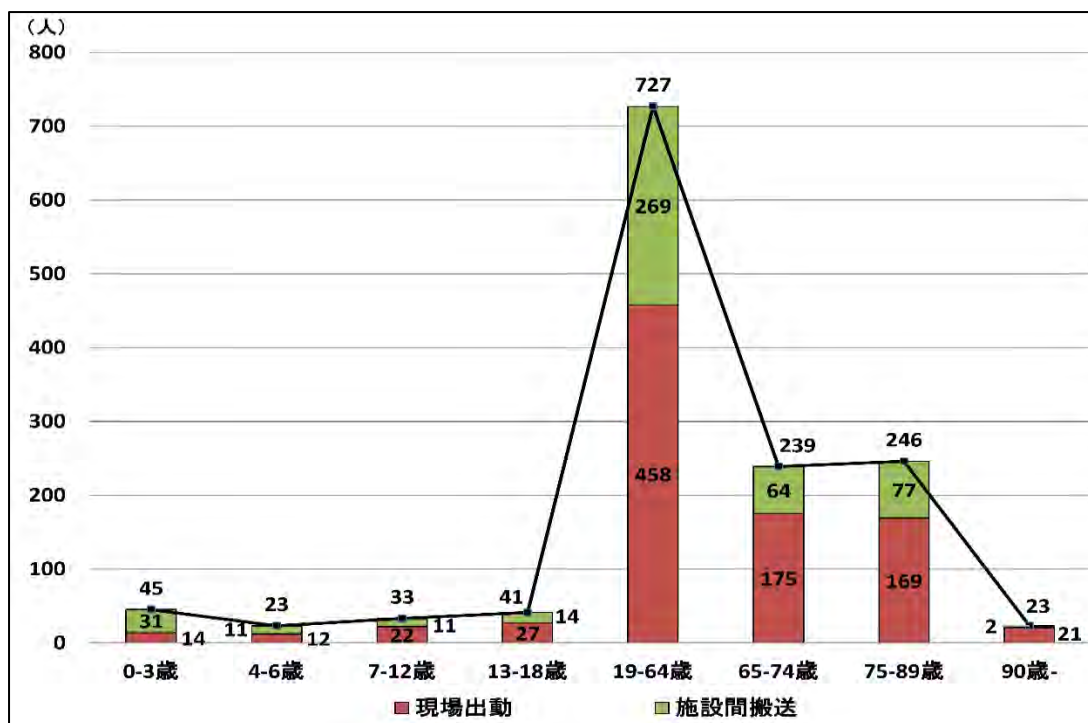


2 年齢別患者数

診療患者の年齢分布を図5に示す。19歳から64歳の年齢層が最も多く、次いで75歳から89歳、65歳から74歳の高齢者層が続いていた。

施設間搬送の18歳以下の年代の患者では、0歳から3歳の乳幼児の搬送が26人と最も多く、重症乳幼児の診療にもドクターヘリが活用されていることが推察された。

【図5】診療患者の年齢分布（n=1,377）

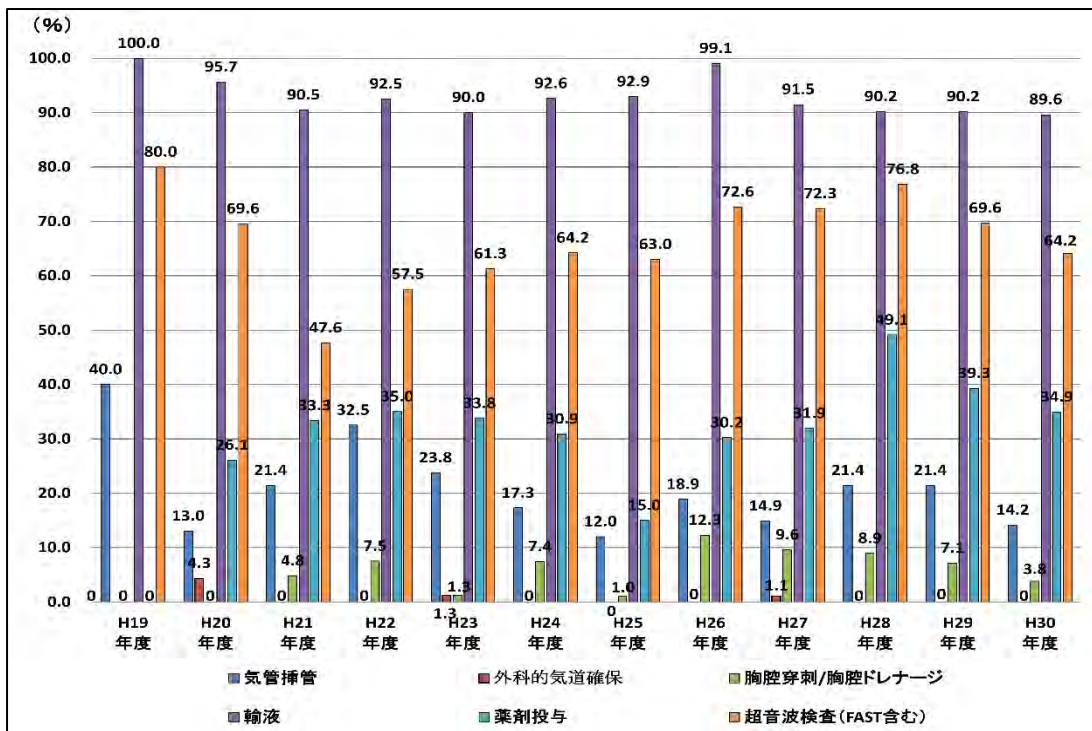


3 現場出動における検査、処置、治療

現場出動患者における検査、処置、治療について、図6に示す。気管挿管、外科的気道確保、胸腔穿刺／胸腔ドレナージ、輸液、薬剤投与、超音波検査（FASTを含む。）について、診療患者あたりの施行頻度を示す。輸液が最も高い頻度で行われており、次いで、超音波検査（FASTを含む。）が多く行われていた。気管挿管は20%前後の患者に行われており、外科的気道確保も3名の患者に実施されていた。

なお、近年では、輸液の頻度が90%程度に低下しているが、これは、救急救命士による静脈路確保が行われた事案が増えていることが要因である。

【図6】現場出動における診療患者に対する検査、処置、治療の頻度



4 年度別の現場出動における時間経過

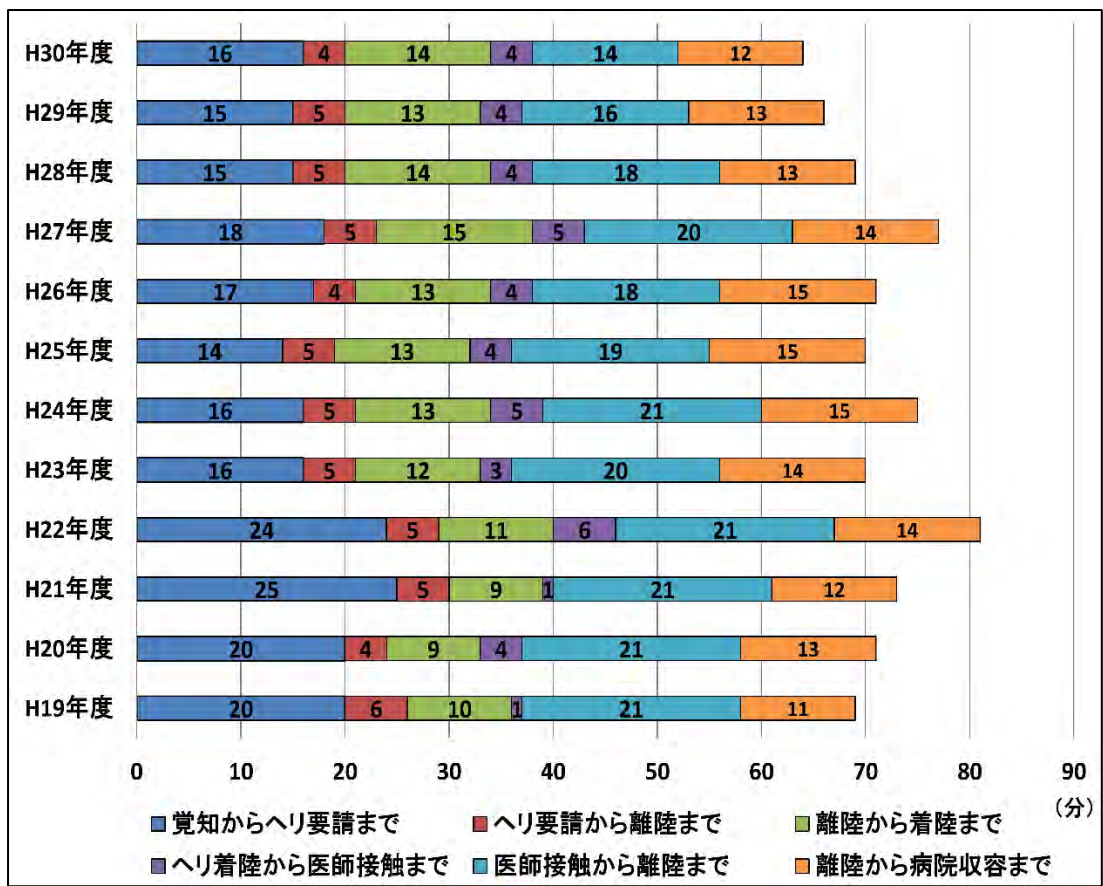
現場出動における時間経過を図7に示す。消防覚知からヘリ要請までの時間は、運航開始当初は20分を超えていたが、徐々に短縮され、平成30年度は16分までに短縮された。

消防によるドクターヘリ要請のタイミングの年次推移を図8に示す。当初、傷病者接触前に大阪府ドクターヘリを要請する事案は皆無であったが、徐々に増加しており、消防機関において早期要請が浸透している結果と考えられた。基地病院離陸から現場着陸までの時間は増加傾向であり、京都府など大阪府外への出動が増えていることが要因として考えられた。

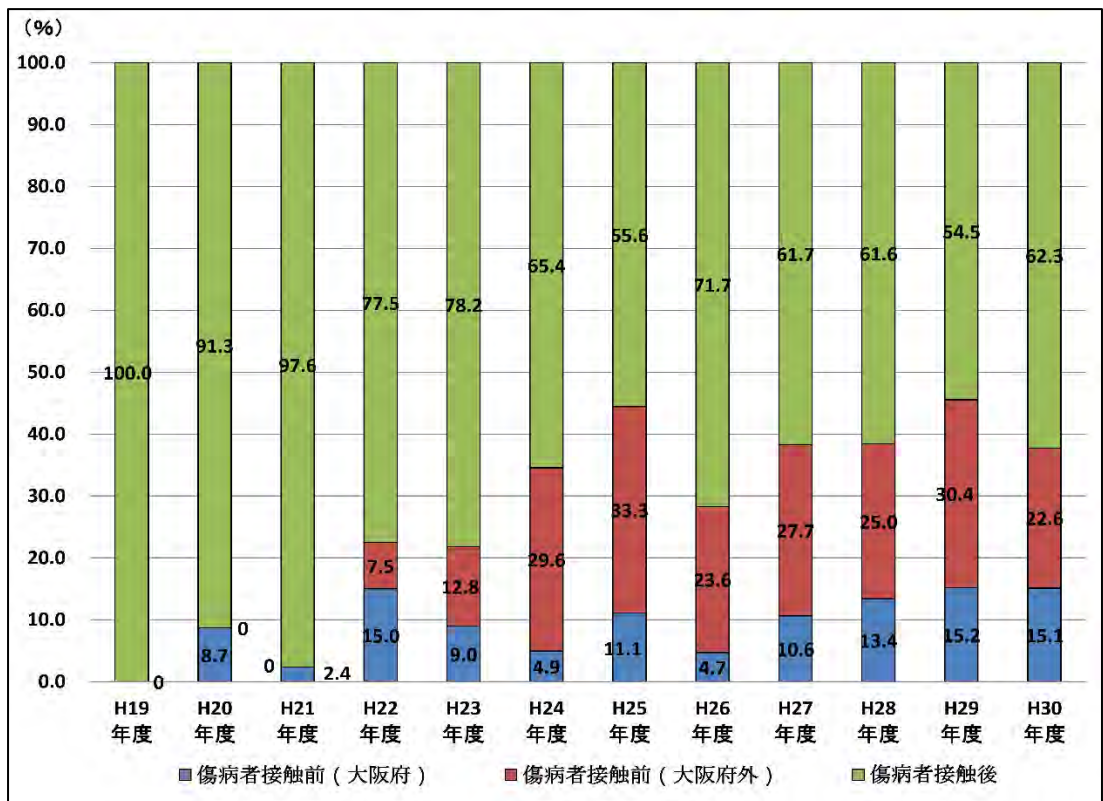
一方、現場から病院収容までの時間は、基地病院離陸から現場着陸までの時間より短くなっており、基地病院ではなく、現場近隣の医療機関に搬送していることが原因と考えられた。

また、医師接触から離陸まで、すなわち、現場での診療時間は短縮傾向にあった。病院前の時間短縮は病院内での根治的治療開始での時間短縮につながることから、ドクターヘリ要請までの時間短縮と現場での診療時間の短縮が一層求められる。

【図7】年度別の現場出動における時間経過



【図8】消防機関によるドクターヘリ要請のタイミングの年次推移



5 災害時の活動

平成7年の阪神淡路大震災では、発災急性期に被災地から被災地外へ重症患者の航空機搬送がほとんど行われず、「防ぎ得た災害死」が発生した可能性があったことが大きな教訓となった。この教訓から大阪府ドクターヘリはその運航の目的として、現場出動、施設間搬送に加えて、災害時対応を掲げて運航を開始した。

以下に、複数傷病者事案での活動、東日本大震災での活動、平成28年熊本地震への対応について概説する。

(ア) 複数傷病者事案での活動

大阪府ドクターヘリ単独での複数傷病者事案への対応に加えて、近隣の和歌山県ドクターヘリ、京滋ドクターヘリ、3府県（豊岡）ドクターヘリと共に複数のドクターヘリにて多数傷病者事案への対応を行っている。

平成24年4月23日に京都府亀岡市で発生した多数傷病者事案では、小学生9名、成人1名が暴走車両により受傷した。同地域を運航範囲とする3府県（豊岡）ドクターヘリに加えて、大阪府ドクターヘリも出動、2機のドクターヘリによる現場活動が行われ、4名の患者搬送が行われた。

(イ) 東日本大震災

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、翌12日から15日までの4日間、医師2名、看護師1名により被災地支援に従事した。全国から参集した16機のドクターヘリにより、石巻市民病院の病院避難における患者搬送等の活動に従事した。複数のドクターヘリが大規模災害時に組織的な支援活動を行った日本で初めての事例となった。

(ウ) 平成28年熊本地震

平成28年4月14日に前震、16日に本震が発生した本地震では、当時、関西広域連合管内の大阪府、京滋、兵庫県、3府県（豊岡）、和歌山、徳島県の6機のドクターヘリのうち、西側の3機（兵庫県、3府県（豊岡）、徳島県）のドクターヘリが4月16日から17日までの2日間にわたり被災地支援に従事した。

大阪府ドクターヘリは、派遣された3府県（豊岡）ドクターヘリの運航

範囲を補完した。本地震での対応は、被災地支援とドクターヘリによる地域の救急医療体制の維持の両立を目指すモデルケースとなった。

(エ) 大阪府北部を震源とする地震（大阪北部地震）

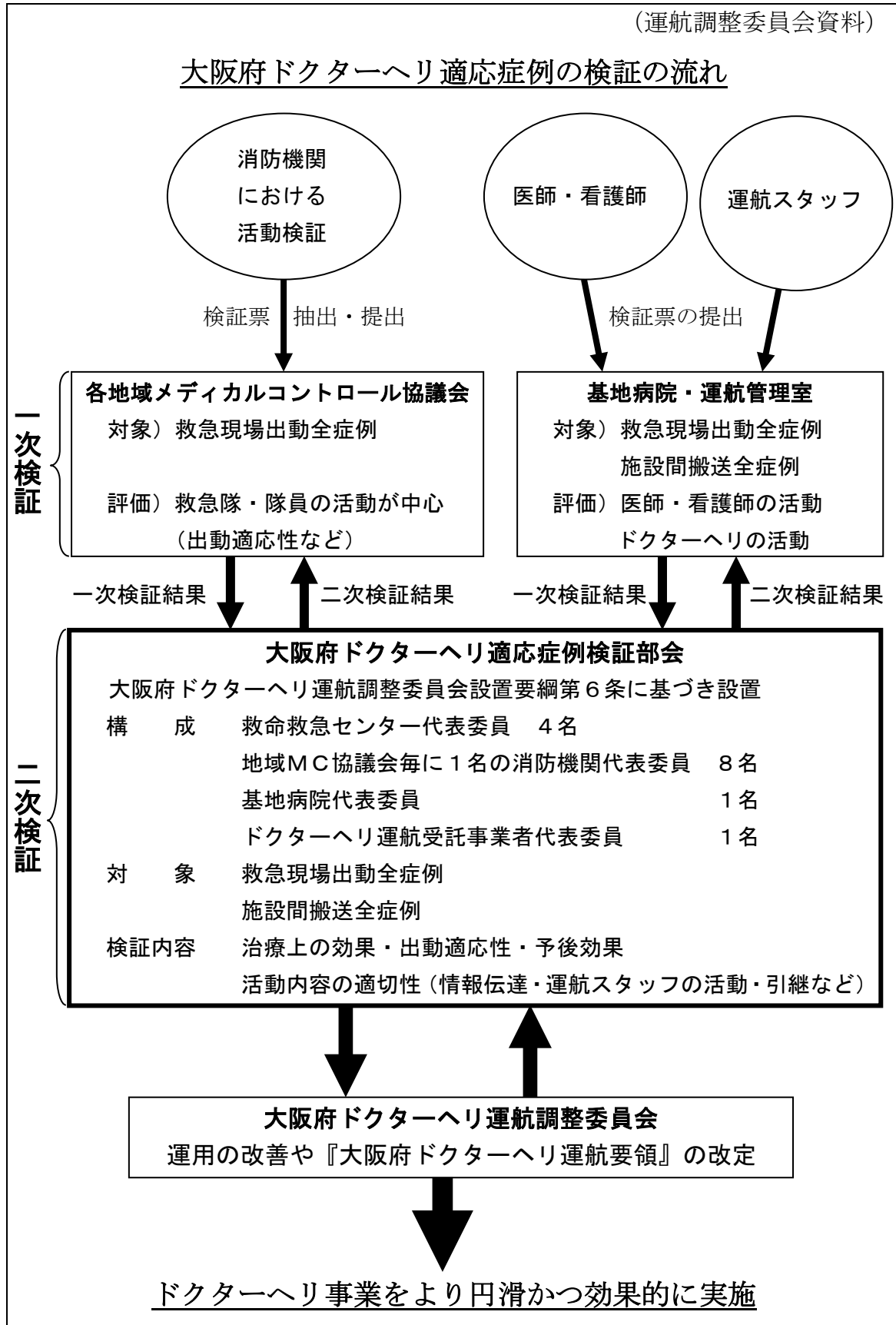
平成30年6月18日午前7時58分に発生した大阪府北部を震源とする地震（以下「大阪北部地震」という。）では、午前11時17分に大阪大学医学部附属病院内にドクターヘリ本部が設置された。関西広域連合広域医療局との調整により、大阪府ドクターヘリに加えて、京滋ドクターヘリ、奈良県ドクターヘリ、兵庫県ドクターヘリ、徳島県ドクターヘリの合計5機のドクターヘリが災害対応のために待機状態となった。

豊能医療圏内の特定機能病院が大きな被害を受け、入院患者のうち、62名の緊急転院搬送が行われることとなり、そのうち2名が大阪府ドクターヘリ、1名が兵庫県ドクターヘリにより安全に搬送された。

大阪北部地震での対応は、関西広域連合管内で発生した災害に対して、基地病院と関西広域連合による調整に基づいて、管内のドクターヘリの派遣が行われた初めてのケースであった。

V 大阪府ドクターヘリ活動の検証

1 活動検証体制



大阪府ドクターヘリ適応症例の検証について

1. 検証の進め方について

(1) 一次検証作業（自己検証）

・ 検証者

基地病院（大阪大学医学部附属病院高度救命救急センター）

運航業務受託事業者（学校法人ヒラタ学園航空事業本部）

・ 内 容

医療活動、消防機関の活動、ヘリの運航・運用の各項目について、自己検証し、必要な記録並びに自己検証内容、判定を記載した検証票作成

(2) 二次検証作業（客観的検証）

・ 検証者

大阪府ドクターヘリ適応症例検証部会

・ 内 容

会議を開催し、医療活動、消防機関の活動、ヘリの運航・運用の各項目について、検証票に基づき検証

消防機関の活動に関しては、大阪府ドクターヘリ症例検証部会用の出動事案調査票や消防機関の活動記録票を参照

・ 流 れ

各部会委員による事前の検証・評価、判定

一次検証と比して1ランク以上下位の判定となった事案、最低ランクの事案、その他問題点があると委員から指摘のあった事案を中心に討議し、部会の総合判定とする。

(3) 検証票の様式等について

・ 内 容

すべての出動事案について、「出動適応性」、「時間短縮効果」、「治療効果」、「救命効果」、「予後改善効果」及び活動内容の適切性の観点から検証が可能な様式としている。

患者その他の氏名など個人が特定できない書式としている。

・ 定 義

検証のポイントとなる時間記録などについて「各活動の当事者の記録を使用すること」や「短縮時間の算出方法」等を整理。

(4) その他

・ 消防機関の活動に関する検証については各地域メディカルコントロール協議会の協力を得る。

・ 部会における検証基準や検証上の留意点、ドクターヘリの運用に関する事項等や検証結果をメディカルコントロール協議会関係者や消防機関、医療機関等に周知、広報し、理解を得られるよう努める。

・ 施設間搬送についても全件を検証対象とするが、判定付けになじまないため、検証結果は、搬送適応性や医療活動、ヘリの運航・運用上の問題点や課

題等について総括し、判定は行わない。

2. 検証基準の概要

(1) 検証にあたっての留意点

- ・地理的特性等を考慮し、単に時間短縮のみならず、短時間に適切で過不足のない医療活動が実施できたか否かを検証する。
- ・ドクターヘリの特性を考慮し、搬送時間や資機材等の制限を踏まえた医師の判断や搬送先選定なども重視し総合的に評価・検証する。

(2) 救急現場事案に関する基準

①総合的判定は、A・B1・B2・Cの4段階で行う。

A	適切で迅速な活動が行われ、かつ、救命効果や予後改善効果があったと認められる活動と評価されるもの
B1	適切で標準的な活動と評価されるもの
B2	適切な活動であったが、現場滞在時間の短縮など、今後の改善の余地があると評価されるもの
C	適応や判断に問題があり、改善や対応策検討の必要がある活動と評価されるもの（啓発・周知徹底の観点も加味して判断）

②個別評価は、以下のとおりとする。

- ・気道管理、胸部外傷に対する処置、現場診断、輸液、薬剤投与、トリアージ現場処置時間等について、我が国で標準的に使用されている JPTEC、JATEC、ICLS、PSLS、PCEC 等の病院前診療及び診療ガイドラインのプロトコールに準じた活動が行われているかという観点から、医師による医療行為の適切性を検証する。なお、医師により各種プロトコールを超えた判断が行われることを妨げるものではない。
- ・結果的に以下の効果の有無を評価する。

治療効果	バイタルサインや症状の改善或いは悪化防止の有無
救命効果	治療効果を認め、その結果として救命効果の有無
予後改善効果	早期治療による推定転機が改善が得られたか否か
時間短縮効果	5分以上の時間短縮されたものを有りとする

- ・それぞれの効果が得られなかった事案は、要請、運航、医療活動の各方面から要因・問題点を抽出し、改善を図る。
- ・出動適応性は地域メディカルコントロール協議会検証会議の検証結果を尊重し、評価する。（オーバートリアージ容認が前提の評価）

(3) 施設間搬送事案に関する基準

①総合的評価は、判定を行わず、搬送適応性や医療活動、ヘリの運航・運用上の問題点や課題等について総括する。

②個別評価は、搬送全般に関しては、医学的なヘリ搬送の適応、代替搬送手段の可能性、搬送のタイミングの適切性等について医療資源の効率的な運用がなされたか否かを、医療スタッフの活動については、現場活動に準じ搬送中や急変時に適切な医療行為を行ったかを評価する。

大阪府ドクターヘリ適応症例検証部会 委員所属機関（令和元年度）

【救命救急センター】

- ・大阪急性期・総合医療センター
- ・大阪府立中河内救命救急センター
- ・近畿大学病院
- ・国立病院機構大阪医療センター
- ・京都第一赤十字病院

【各地域メディカルコントロール協議会を代表する消防機関】

- ・大阪市消防局
- ・堺市消防局
- ・吹田市消防本部
- ・高槻市消防本部
- ・枚方寝屋川消防組合消防本部
- ・柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部
- ・河内長野市消防本部
- ・泉州南消防組合泉州南広域消防本部

【基地病院】

- ・大阪大学医学部附属病院

【運航業務受託事業者】

- ・学校法人ヒラタ学園

2 検証結果のまとめ

大阪府ドクターヘリの検証では、大阪府ドクターヘリのみの検証ではなく、病院前診療として大阪府ドクターヘリのシステム全体を検証することを目的としている。すなわち、要請の主体である消防機関の活動、ドクターヘリの運航、ドクターヘリ医師と看護師による医療活動、搬送先病院の選定と受入れ体制までを総合して評価するものである。

現場出動事案では、A判定症例が10%前後で推移しており、標準的と判断されるB 1を含めれば約90%が標準以上の活動であるとの結果となり、大多数の症例で有効な活動が行われていると評価されている。

一方、B 2、C判定の評価となる事案も存在しており、各消防本部、基地病院、運航会社に対してフィードバックを行い、その改善に努めてきた。各消防本部へのフィードバックについては、各医療圏の代表消防本部を通じて行っているが、今後は、地域メディカルコントロール協議会と一層の連携体制を確立していく必要があると考えている。

VI 資料集

1 大阪府ドクターヘリ運航要領

大阪府ドクターヘリ運航要領

(令和2年4月改定版)



大 阪 府

大阪府ドクターヘリ運航調整委員会

目 次

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
(1) ドクターヘリ	1
(2) 基地病院	1
(3) 救急現場	1
3. 運航体制	1
(1) 事業主体	1
(2) 基地病院	1
(3) 関係機関の相互協力	1
(4) 大阪府ドクターヘリ運航調整委員会	2
4. 運航に関する基本的事項	2
(1) 運航日及び運航時間	2
(2) 出動対象地域	2
(3) 気象条件	2
5. ドクターヘリの装備及び搭乗者等	2
(1) 積載医療機器	3
(2) 積載無線機	3
(3) 搭乗者	3
(4) 搬送人員	3
6. 基地病院の体制	3
(1) ドクターヘリの配備場所	3
(2) 運航管理室及び運航管理責任者	4
(3) 操縦士待機室及び操縦士並びに整備士	4
(4) 搭乗する医師及び看護師	4
(5) 受入体制の確保	4
7. 救急現場（山間部等及び高速道路上を除く）と医療機関の間の運航	4
(1) 要請	4
(2) 出動	5
(3) 処置及び搬送	6
(4) 収容	8
8. 山間部及び海上など特別の対応が必要な救急現場と医療機関の間の運航	8
(1) 要請の判断と出動要請	8
(2) 特別な離着陸場所の選定	8
(3) 救急現場の位置等についての連絡	9
(4) 救急隊及び支援隊未到着時における着陸の特例	9
(5) 救急隊及び支援隊未到着時における処置・搬送の特例	9
(6) 消防・防災ヘリ等による救助との連携	9
9. 高速道路上の救急現場と医療機関の間の運航	9
(1) 適用	10
(2) 安全管理	10
(3) 離着陸場所候	10
(4) 要請	10
(5) 離着陸場所の決定及び安全確保	11
(6) 出動	12
(7) 救急搬送方法の変更	13
(8) 処置及び搬送等	13

(9) 消防機関相互の協力連携	13
10. 施設間の運航	13
(1) 要請及び要請に先立って必要な調整	14
(2) 出動	16
(3) 搬送	16
11. 医療スタッフの緊急出動	17
(1) 要請	17
(2) 出動	18
(3) 緊急離着陸と離着陸場所からの移動手手段の確保	18
(4) 通常運航の一時停止	18
(5) 交代・応援等の必要措置	19
12. 災害時の運用	19
(1) 大阪府域で発生した災害への対応	19
(2) 関西広域連合管内で発生した災害への対応	19
(3) 広域災害への対応	20
(4) 災害時の運用の原則	23
13. ドクターヘリと関係機関との連絡手段	23
14. 訓練等	24
15. 検証評価	24
16. ドクターヘリ運航に伴い生じた問題への対処	24
17. 地域の協力体制づくり	24
18. 搬送適応外について	24
19. ドクターヘリの広域活用について	25
大阪府ドクターヘリ関係連絡先一覧／和歌山県ドクターヘリ関係連絡先一覧	26
別紙1-1 ドクターヘリ出動要請最終時刻表(大阪府)	27
別紙1-2 ドクターヘリ出動要請最終時刻表(奈良県)	28
別紙1-3 ドクターヘリ出動要請最終時刻表(和歌山県)	29
別紙1-4 ドクターヘリ出動要請最終時刻表(滋賀県)	30
別紙1-5 ドクターヘリ出動要請最終時刻表(京都府)	31
別紙2 要請元消防本部(局)一覧	32
別紙3 大阪府ドクターヘリ出動基準及びキーワード	33
別紙4 搬送先医療機関(救命救急センター、災害拠点病院、協力病院等)	38
別紙5 運航対象高速道路路線名	39
別紙6 連合管外の広域災害時における支援出動範囲(大阪府ドクターヘリの場合)	40
別紙7 広域災害時における要請表	41

1. 目的

この要領は、「救急医療対策事業実施要綱」（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）及び「ドクターヘリ導入促進事業の実施について」（平成13年9月6日付け医政発第892号厚生労働省医政局長通知）に基づき、関係機関相互の密接な連携により、大阪府ドクターヘリ運営事業を円滑かつ効果的に実施するために、ドクターヘリの運航に必要な事項について定める。

大阪府ドクターヘリ運営事業は、大都市圏域であるという大阪の実情と特性を活かしつつ、救急車を補完し、救急患者の救命率の向上及び広域救急患者搬送体制の充実並びに災害発生時の医療救護活動の充実を図ることを目的として実施する。

2. 用語の定義

この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) ドクターヘリ

救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専用のヘリコプターをいう。

(2) 基地病院

救命救急センターであって、ドクターヘリを配備する病院をいう。

(3) 救急現場

災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故又は災害による事故等に準ずる事故その他の事由による傷病者のうち、医療機関へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって医療機関へ搬送するために、救急隊が出動する場所をいう。

3. 運航体制

(1) 事業主体

大阪府ドクターヘリ運営事業は、関西広域連合が実施する。

(2) 基地病院

基地病院は、大阪大学医学部附属病院とする。

(3) 関係機関の相互協力

大阪府ドクターヘリ運営事業の目的を実現するため、事業主体及び基地病院

並びに運航事業者は、消防機関及び警察関係機関、医療機関及び医師会、市町村、その他の関係機関と相互に密接に連携・協力して、傷病者の救命や後遺症の軽減等を最優先とし、最短の時間で治療を開始することを目指して、ドクターヘリを安全かつ効果的に運航する。

(4) 大阪府ドクターヘリ運航調整委員会

「大阪府ドクターヘリ運航調整委員会設置要綱」に基づき、「大阪府ドクターヘリ運航調整委員会」を設置し、この要領に関するもののほか、離着陸場所、訓練、普及啓発などドクターヘリ運航に関して必要な事項に関するものを検討、協議する。

4. 運航に関する基本的事項

(1) 運航日及び運航時間

ドクターヘリは、原則として、毎日（土曜日、日曜日、国民の休日を含む）午前8時30分から日没まで運航する。

なお、ドクターヘリ出動要請最終時刻は、別紙1-1～1-5のとおりとする。

(2) 出動対象地域

救急現場への出動は、原則として、大阪府内、奈良県内、和歌山県北部、滋賀県内、京都府南部とする。施設間搬送のための施設への出動は、原則として、近畿2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県）内とする。

なお、災害発生時においては、この限りではない。

(3) 気象条件

ドクターヘリは、昼間有視界飛行により運航するものとする。気象条件による飛行の可否の判断は、ドクターヘリの機長（操縦士）が行う。

なお、出動の途中で、天候不良となった場合には、機長（操縦士）の判断で飛行を中止又は変更することができる。

5. ドクターヘリの装備及び搭乗者等

ドクターヘリの装備及び搭乗者並びに搬送人員は以下のとおりとする。

(1) 積載医療機器

患者監視用モニター一式

人工呼吸器一式

除細動器一式

超音波診断装置一式

シリンジポンプ一式

輸液ポンプ一式

吸引器一式

動脈血酸素飽和度計一式

ビデオ喉頭鏡一式

バックボード一式

救急バック

骨盤固定スリリング一式

(2) 積載無線機

医療業務用無線一式

消防・救急無線一式

航空無線一式

(3) 搭乗者

操縦スタッフ：操縦士（機長）1名及び整備士又は操縦士1名の2名

医療スタッフ：医師1名及び看護師1名（状況によって医師もしくは看護師が2名以上となる場合がある）

(4) 搬送人員

搬送可能患者数は、一度に最大2名までとする。

なお、患者が1名の場合、医師の判断により家族等付添いの搭乗を認めることができる。

6. 基地病院の体制

(1) ドクターヘリの配備場所

基地病院内において、ドクターヘリが離発着し待機する非公共用ヘリポート又は飛行場外離着陸場の許可を取得する。

(2) 運航管理室及び運航管理責任者

基地病院救命救急センター内に、ドクターヘリの運航管理室を整備し、運航時間中は、運航管理責任者が常時待機する。運航管理責任者は、出動要請を受信し、関係機関との間で出動に必要な連絡・調整を行うなど、運航に必要な管理を行う。

(3) 操縦士待機室及び操縦士並びに整備士

基地病院内に、操縦士（機長）及び整備士のための待機室を整備し、運航時間中は、操縦士（機長）及び整備士が常時待機する。操縦士（機長）及び整備士は、出動要請があった場合、常に直ちに出勤できる体制をとるものとする。

(4) 搭乗する医師及び看護師

基地病院救命救急センター内において、運航時間中は、搭乗する医師及び看護師が常時待機する。搭乗する医師及び看護師は、出動要請があった場合、常に直ちに出勤できる体制をとるものとする。

(5) 受入体制の確保

基地病院は、ドクターヘリで搬送収容される患者に備えて、常時2～3程度の空床ベッドを確保するなど、受入体制の確保に努めるものとする。

7. 救急現場（山間部等及び高速道路上を除く）と医療機関の間の運航

山間部等及び高速道路上を除く救急現場へのドクターヘリの出動並びに救急現場から医療機関へのドクターヘリによる救急搬送については、以下のとおりとする。

なお、災害発生時については、別項によるものとする。

(1) 要請

① 要請者

要請者は、原則として、別紙2に定める運航範囲内の消防機関とする（相互補完の対象となっている消防機関を含む）。

また、運航範囲外の消防機関がドクターヘリを要請した場合でも、基地病院が運航可能と判断した場合は、出動に応じる。ただし、運航範囲外の消防機関からの要請に基づき出動した場合は、基地病院は大阪府健康医療部保健医療室医療対策課に報告する。

なお、患者又はその家族など個人からの直接の要請は受け付けない。

② 要請の判断と出動要請

消防機関の司令室が119番通報を受けた時点或いは救急隊出動中又は救急隊員が救急現場に到着した時点或いは救護活動中において、別紙3の「ドクターヘリ出動基準及びキーワード」に基づいて判断し、ドクターヘリ基地病院運航管理室に出動を要請する。使用する離着陸場所が空港や屋上ヘリポート等である場合を除き、消防機関は、ドクターヘリの出動を要請した旨を警察に通報する。

出動要請を行った消防機関は、ドクターヘリ離着陸場所へ支援隊を出動させることが望ましい。

③ 要請の取消し

救急隊が救急現場へ到着し傷病者の状況等がより詳細に判明したことによって救急隊員がドクターヘリの出動を必要としないと判断した場合には、消防機関は、ドクターヘリが着陸する迄の間に、一度行った要請を取り消すことができる。

なお、結果として出動を必要としなかったと判断された場合でも、緊急時の傷病者の状態を正確に把握することは困難であることから、出動を要請したものの責任は一切問わない。

④ 要請及び要請取消しの連絡方法

要請者は、ドクターヘリ基地病院運航管理室の専用電話に出動の要請及び要請の取消しを行う。

(2) 出動

① 出動の判断

基地病院は、消防機関の出動要請があれば、直ちにドクターヘリを出動する。ただし、飛行できない気象条件の場合は、その旨を要請者に伝える。

② 離着陸場所の決定

ドクターヘリの出動を要請する消防機関は、予め定めた離着陸場所（飛行場外離着陸場又は防災対応基準を満たした離着陸場所）のうち、当該救急現場でドクターヘリを要請した場合に使用することとなっている離着陸場所の管理者に使用の連絡をするとともに、離着陸に備えた対応を依頼する。

何らかの理由により予定した離着陸場所が使用できない場合は、その他の離着陸場所で当該救急現場に最も近い離着陸場所を選定し、同様の連絡、依

頼を行う。

当該消防機関は、同時に、ドクターヘリ基地病院運航管理室及び救急現場に出動中の救急隊に離着陸場所を連絡する。

③ 決定した離着陸場所の警察への連絡

ドクターヘリ基地病院運航管理室は、直ちに、②により決定した離着陸場所を警察に連絡する。

④ ドクターヘリ離着陸場所の安全確保

消防機関は、管理者及び必要に応じて地元警察等の協力を得ながら、離着陸に備えて、速やかに安全確保の措置を取る。

(3) 処置及び搬送

① ドクターヘリ離着陸場所への搬送

救急現場に出動中の救急隊は、速やかに、選定された離着陸場所に傷病者を搬送する。

② 機長の判断による着陸

ドクターヘリの機長は、着陸場所直近に到着した時点で、消防機関、管理者等により安全確保の措置が取られていることなど最終的な安全確認を行い、着陸する。

③ 処置

ドクターヘリ搭乗医師は、搭乗看護師、現場救急隊の救急救命士等の協力を得ながら、着陸後、直ちに、治療を開始する。

④ 搬送先医療機関

傷病者をドクターヘリにより搬送し、収容する医療機関は、別紙4に掲げる医療機関のいずれかとする。

なお、ドクターヘリ搭乗医師の判断で別紙4以外の医療機関に搬送する場合もある。

⑤ 搬送先医療機関の決定

ドクターヘリ搭乗医師は、患者の容体及び患者又は家族の希望等を考慮の上、必要に応じて消防機関及び患者又は家族と協議して、ドクターヘリ運航管理室を通じて或いは直接、医療機関側の収容の可否やヘリコプター離着陸場所の使用の可否を確認の上、搬送先医療機関を決定する。

⑥ 搬送手段の決定

搬送手段は、最終的には搭乗医師が決定することとし、ドクターヘリによる搬送を行わず現場救急隊の救急車による搬送を行うこととすることができるとする。この際の搬送先医療機関については、ドクターヘリ搭乗医師と現場救急隊が協議して選定する。

⑦ 心肺停止（C P A）状態の患者に関する特例

救急現場或いは離着陸場所において、心肺停止状態の傷病者に適切な心肺蘇生を行っても心拍再開の可能性がないと判断される場合は、原則として、ドクターヘリによる搬送の適応としない。ただし、救急車で搬送を行うかどうかは、ドクターヘリ搭乗医師が現場救急隊と協議して、決定する。

⑧ 搬送先医療機関への連絡

ドクターヘリ基地病院は、搬送先医療機関が決定され次第、直ちに、搬送先医療機関に対して、ヘリコプター離着陸場所の安全確保の措置や患者収容のための対応など受入体制の確保について要請する。

⑨ 搬送先医療機関所管外等の離着陸場所の安全確保

自らが管理し、大阪府ドクターヘリの運航を目的とする飛行場外離着陸場としての許可を得た離着陸場所を有しない搬送先医療機関に搬送することとなった場合、ドクターヘリ基地病院は、所轄消防機関に連絡し、ヘリコプター離着陸場所の使用及び安全確保の措置、及びやむを得ない場合の当該医療機関への救急搬送を依頼する。同時に、使用する離着陸場所を警察に連絡する。

所轄消防機関は、管理者に使用の連絡をするとともに、離着陸に備えた対応を依頼する。さらに、離着陸場所において、搬送先医療機関関係者、管理者及び必要に応じて地元警察等の協力を得ながら、離着陸に備えて、安全確保の措置を取る。

⑩ 引継ぎ及び搬送

準備が整い次第、ドクターヘリは傷病者を搬送先医療機関へ搬送する。現場救急隊からの引継ぎは、離着陸場所において行うこととする。必要に応じて、帰署後等にファックス又はメールにより、状況によっては電話或いは通信指令室経由により、追加的な引継ぎを行う。

(4) 収容

① 搬送先医療機関の対応

搬送先となった医療機関は、ヘリコプターの離着陸に備えて、速やかに離着陸場所の安全確保の措置を取るとともに、傷病者を収容するための準備態勢を取る。

自らが管理し、大阪府ドクターヘリの運航を目的とする飛行場外離着陸場としての許可を得た離着陸場所を有しない搬送先医療機関は、所轄消防本部に離着陸場所の安全確保を依頼するとともに、ドクターカー等を出動させ、離着陸場所から傷病者を搬送する。搬送先医療機関に自らの搬送手段がない場合は、管轄消防機関が救急搬送に協力する。

② 搬送先医療機関への着陸

ドクターヘリの機長は、搬送先医療機関の離着陸場所直近に到着した時点で、当該医療機関等により安全確保の措置が取られていることなど最終的な安全確認を行い、着陸を判断し、着陸する。

③ 傷病者の収容及びドクターヘリの帰還

基地病院以外の医療機関へ傷病者を搬送した場合、ドクターヘリは、速やかに基地病院へ帰還し、燃料の補給、積載機器・医薬備品等の点検・補充を行う。帰還後、運航管理室において次回出動可能時間を確定し、出動要請に備える。

8. 山間部及び海上など特別の対応が必要な救急現場と医療機関の間の運航

山中等で救急車が直近まで進入不可能な場所や覚知から病院到着までに長時間（1時間以上）を要する場所等の山間部或いは海上など特別の対応が必要な救急現場へのドクターヘリの出動並びにこれらの救急現場から医療機関へのドクターヘリによる救急搬送については、前項の通常の救急現場における規定を基本としつつ、以下のとおり所要の対応を行う。

(1) 要請の判断と出動要請

消防機関の指令室は、可能な限り、119番通報を受けた時点で判断し、ドクターヘリ基地病院運航管理室に出動を要請する。

(2) 特別な離着陸場所の選定

山間部の救急現場からの搬送に対応するため、予め、特別な離着陸場所を選

定するよう努める。

(3) 救急現場の位置等についての連絡

出動を要請する消防機関は、救急現場の位置及び周辺状況等についても、可能な限りドクターヘリ基地病院運航管理室に連絡する。

(4) 救急隊及び支援隊未到着時における着陸の特例

ドクターヘリの機長は、着陸場所直近に到着した時点で、救急隊や支援隊など消防機関の関係者が到着していない場合であっても、管理者等により安全確保の措置が取られているなど、確実に安全が確保できていることが確認でき、着陸可能と判断した場合は、地上への警告を行いつつ、着陸する。ただし、安全確保が困難と判断した場合は、上空で待機する。

(5) 救急隊及び支援隊未到着時における処置・搬送の特例

救急隊が到着していない場合であっても、傷病者との接触が可能な状況であれば、搭乗医師は、治療を開始する。

さらに、救急隊の到着に長時間が必要で、搭乗スタッフ等による傷病者の収容が可能である場合は、所轄消防機関通信指令室と調整の上、救急隊等の到着を待たずに搬送する。

(6) 消防・防災ヘリ等による救助との連携

救急現場が山中又は海上であるために、消防・防災ヘリの救助隊等による救出・救助が必要で、救出・救助後、傷病者を当該ヘリにより直接医療機関へ搬送する、或いは、消防機関が引き継いで救急車により医療機関へ搬送するよりも、直近離着陸場所においてドクターヘリに医療救護活動を引き継ぐ方が、救命等の観点から効果的であると、消防機関が判断する場合は、救助のためのヘリコプターとともに、ドクターヘリの出動を要請する。

9. 高速道路上の救急現場と医療機関の間の運航

高速道路上における重大事故等発生の場合の救急現場直近高速道路上へのドクターヘリの出動並びに高速道路上の救急現場から医療機関へのドクターヘリによる救急搬送については、7の通常の救急現場における規定を基本としつつ、警察庁・消防庁・厚生労働省・国土交通省の4省庁の「高速道路におけるヘリコプターの離着陸に関する検討について～ヘリコプター離着陸の要件・連絡体制等の整理～」(以下「4省庁合意文書」という。)に準拠して、所要の対応を行う。

(1) 適用

大阪府内の別紙5に記載する高速道路に適用する。

(2) 安全管理

ドクターヘリの高速道路上の救急現場への要請、出動、並びに現場での医療救護活動にあたっては、ヘリコプターの離発着に伴う走行車両への影響等を十分考慮し、安全管理及び二次事故の発生防止を最優先事項とする。

(3) 離着陸場所候補地

① 離着陸場所候補地のクラス分け

高速道路会社等は、4省庁合意文書に示された「高速道路本線上におけるドクターヘリ離着陸場所候補地のクラス分けの目安」に基づき、管理する道路の全線についてクラス分けを行う。

② クラス分けの確定

高速道路会社等が行ったクラス分けを、運航事業者がヘリコプター運航上の技術的専門的見地から確認した上で、高速道路会社、警察機関、運航事業者、大阪府の4者が最終確認して、別紙5に記載する高速道路のクラス分けを確定する。

③ 高速道路上離着陸場所

②により確定したクラス分けをもとに、予め高速道路本線上離着陸場所を別に定める。

(4) 要請

① 要請者

要請者は、消防機関とする。現場に先着した場合であっても、警察機関が直接要請することはできない。

なお、患者又はその家族など個人からの直接の要請は受け付けない。

② 要請に先立つ事故発生の連絡

消防機関の指令室は、ドクターヘリ出動の適応となる可能性のある高速道路上での事故等発生の119番通報を受けた場合、直ちに、ドクターヘリ基地病院運航管理室に、事故発生の事実、発生場所や事故状況等の情報を連絡する。

この時、ドクターヘリ基地病院運航管理室は、ドクターヘリの出動が不可能な状況であれば、その旨を伝える。

③ 出動待機

②の連絡を受けた場合、ドクターヘリ基地病院は、出動に備えた準備態勢を取る。

④ 出動要請に先立つ相互連絡

消防機関は、警察機関（大阪府警察本部及び近畿管区警察局。以下同じ。）、当該道路を管理する高速道路会社等との間で、ドクターヘリを要請する場合の事故発生現場の反対車線の通行止めや速度規制等により安全を確保するための所要時間等の情報を相互に交換する。

⑤ 要請の判断

消防機関は、交通規制等により着陸場所の安全を確保するための所要時間を考慮してもドクターヘリを高速道路本線上離着陸場所に着陸させる方が、高速道路場外への着陸による医師の派遣、傷病者の引継ぎや救急車による医療機関への直送より、医師が傷病者に早く接触できると見込まれる場合に限り、別紙3の「大阪府ドクターヘリ出動基準及びキーワード」に基づいて、高速道路本線上へのドクターヘリの要請を判断する。ただし、サービスエリア等に整備された救命活動支援ヘリポートを使用できる場合は、この使用を優先する。

⑥ 出動要請

消防機関は、⑤によりドクターヘリの要請を判断し、ドクターヘリ基地病院運航管理室に出動を要請する。

出動要請を行った消防機関は、ドクターヘリの出動を要請した旨を直ちに警察機関及び当該道路を所管する高速道路会社等に連絡する。

⑦ 要請の取消し及びその連絡方法等

7の通常の救急現場における規定と同様とする。

(5) 離着陸場所の決定及び安全確保

① 離着陸場所の調整

ドクターヘリの出動を要請する消防機関は、ドクターヘリ基地病院運航管理室と調整して、予め定めた高速道路本線上離着陸場所のうち、最も適切な離着陸場所を選定し、警察機関及び当該道路を管理する高速道路会社等に、その使用の連絡をするとともに、離着陸に備えた安全確保を依頼する。

何らかの理由により予定した離着陸場所が使用できない場合、警察機関及

び高速道路会社等は、直ちにその旨を伝え、可能であれば、より適切な離着陸場所を助言し、消防機関は、別の離着陸場所を選定するか、ドクターヘリの出動要請を取り消すかを判断する。

② 決定した離着陸場所の連絡

ドクターヘリの出動を要請する消防機関は、①で決定した離着陸場所をドクターヘリ基地病院運航管理室へ連絡する。

ドクターヘリ運航管理室は、確認のため、直ちに、決定した離着陸場所を高速道路会社及び警察に連絡する。

③ 交通規制の実施

警察機関は、ドクターヘリの離着陸に備えて、対向車線の交通規制の必要及び内容について判断し、高速道路会社等の協力を得て実施する。

④ ドクターヘリ離着陸場所の安全確保

警察機関は、高速道路会社等や現場に出動している消防機関の協力を得ながら、ドクターヘリの離着陸に備えて、速やかに安全確保の措置を取る。

高速道路会社等及び消防機関は、安全確保のため警察機関に協力する。

⑤ 安全確保状況の把握

消防機関は、警察機関等との情報共有により、離着陸場所の安全確保状況を把握し、必要に応じて、ドクターヘリ基地病院運航管理室へ状況を連絡する。

⑥ ドライバーへの周知

高速道路会社等は、可能な限り速やかに、高速道路上でドクターヘリによる救急活動を実施していることを、道路情報板等を活用して高速道路を走行する車両ドライバーに周知する。とりわけ、対向車線の通行止めを実施しない場合は、対向車線を走行するドライバーに対しても周知を徹底する。

(6) 出動

① 出動の判断

ドクターヘリ基地病院運航管理室は、離着陸場所の安全確保状況についての消防機関からの連絡をもとに出動準備を進め、交通規制が完了し安全確保が終了して離着陸が可能となる予定時刻に合わせて出動する。ただし、ドクターヘリ基地病院運航管理室と消防機関が必要と判断した場合、警察機関と調整の上、予定より早く出動することができる。

② 機長の判断による着陸

ドクターヘリの機長は、着陸場所直近に到着した時点で、警察機関等による交通規制が完了し、着陸場所の安全が確保され、その周辺が離着陸に伴い障害が起こる状況にないことを最終確認した後に、着陸する。

(7) 救急搬送方法の変更

消防機関は、離着陸場所の安全確保に長時間を要することが判明した場合や、高速道路外への短時間での救急車搬送が可能となった場合、高速道路上へのドクターヘリ着陸と比較して、より早く傷病者が医療処置を受け始められるよう、離着陸場所を高速道路外に変更して医師の派遣又は傷病者の引き継ぎを行うか、医療機関へ傷病者を直送する。

(8) 処置及び搬送等

① ドクターヘリ離着陸場所への搬送等

救急現場に出動中の救急隊は、ドクターヘリ着陸後、速やかに、着陸場所へ傷病者を搬送する。傷病者の搬送が困難な場合は、消防機関又は警察機関が支援して、速やかに、医療スタッフを誘導・移動させ、直ちに治療を開始する。

② ドクターヘリ搭乗者の安全確保

ドクターヘリ搭乗者は、高速道路本線上においては、警察職員や消防職員の誘導・指示に従い、自らの安全に十分留意して治療等の活動を行う。

③ 引継ぎ、搬送、収容

その他、搬送先医療機関の選定等に関する事、引継ぎ及び搬送、収容等に関する事は、7の通常の救急現場における規定と同様とする。

(9) 消防機関相互の協力連携

高速道路場外にドクターヘリを要請して傷病者の処置及び引継ぎ・搬送を行う場合で、離着陸場所を他の消防機関が管轄するときには、高速道路上の救急現場を管轄する消防機関が、離着陸場所を管轄する消防機関に支援・協力を要請し、相互に協力、連携して、離着陸場所の決定や安全確保を行う。

10. 施設間の運航

医療機関から別の医療機関への患者の搬送のためのドクターヘリの出動及びドクターヘリによる救急搬送については、以下のとおりとする。

(1) 要請及び要請に先立って必要な調整

① 要請者

要請者は、大阪府ドクターヘリの平時の運航範囲内の病院又は診療所、或いは、消防機関とする。

なお、患者又はその家族など個人からの直接の要請は受け付けない。

② 病院又は診療所の医師による要請の判断と出動要請

病院又は診療所の医師は、より高度或いは専門的な医療を行わなければ患者の救命及び社会復帰に関わるなどの理由から、ドクターヘリによる搬送が必要であると判断した場合、ドクターヘリの出動を要請できる。

なお、この際の判断には、別紙3の「大阪府ドクターヘリ出動基準及びキーワード」を準用する。

③ 消防機関による要請の判断と出動要請

消防機関は、他府県から航空機等により大阪府内の飛行場や飛行場外離着陸場等に搬送された患者を、大阪府内又は近畿府圏内の医療機関へ救急搬送する要請を受け、ドクターヘリによる搬送が必要であると判断した場合、ドクターヘリ基地病院運航管理室に出動を要請できる。

なお、この際の判断には、別紙3の「大阪府ドクターヘリ出動基準及びキーワード」を準用する。

④ 搬送先医療機関

医療機関からの要請に応じて、ドクターヘリにより患者を搬送する医療機関は、大阪府内の病院及びヘリポート（飛行場外離着陸場等の緊急の離着陸場所でも可）を用意できる近畿圏内の病院とする。

⑤ 搬送先医療機関の決定

ドクターヘリの出動を要請しようとする病院又は診療所は、原則として、事前に、患者を受け入れてもらう搬送先医療機関を決定しておかなければならない。

また、搬送先医療機関との間で、搬送日時や受入体制の確保、ドクターヘリの離着陸場所、離着陸場所からの搬送方法等について調整しておかなければならない。

⑥ 搬送元医療機関側の離着陸場所の決定

ドクターヘリの出動を要請する病院又は診療所は、管轄消防機関に施設間

搬送への協力を依頼し、当該消防機関と協議の上、予め定めた離着陸場所（飛行場外離着陸場又は防災対応基準を満たした離着陸場所）のうちから、使用する離着陸場所を選定する。

管轄消防機関は、離着陸場所の管理者に使用を連絡し、離着陸に備えた対応を依頼するとともに、当該離着陸場所へ支援隊を出動させる。ただし、当該病院がヘリポート（大阪府ドクターヘリの運航を目的とする飛行場外離着陸場）を有する場合に限っては、管轄消防機関との協議を要しない。

⑦ 搬送先医療機関側の離着陸場所の決定

ドクターヘリの出動を要請する病院又は診療所から施設間搬送への協力依頼を受けた消防機関は、搬送先医療機関所在地の消防機関に搬送先医療機関名を伝えて協力を依頼し、予め定めた離着陸場所（飛行場外離着陸場又は防災対応基準を満たした離着陸場所）のうちから、使用する離着陸場所を選定する。同時に、ドクターヘリ基地病院運航管理室に離着陸場所を連絡する。

離着陸場所の管轄消防機関は、管理者に使用の連絡し、離着陸に備えた対応を依頼するとともに、当該離着陸場所へ支援隊を出動させる。ただし、搬送先医療機関が大阪府ドクターヘリの運航を目的とする飛行場外離着陸場としての許可を得た離着陸場所を有する場合は、管轄消防機関との協議を要しない。

⑧ 要請及び要請の取消しの連絡方法

要請者である病院又は診療所が大阪府ドクターヘリの運航を目的とする飛行場外離着陸場として許可を得た離着陸場所を有する場合に限って、当該病院又は診療所が、基地病院ドクターヘリ運航管理室の専用電話に、搬送先医療機関名、搬送元及び搬送先のドクターヘリ離着陸場所等を伝えて、出動を要請する。

前記以外の場合は、要請者である病院又は診療所から施設間搬送への協力を依頼された消防機関が、基地病院ドクターヘリ運航管理室の専用電話に、医療機関名、搬送元及び搬送先のドクターヘリ離着陸場所等を連絡し、ドクターヘリ基地病院運航管理室に出動を要請する。使用する離着陸場所が空港や屋上ヘリポート等である場合を除き、同時に、消防機関は、ドクターヘリの出動を要請した旨を警察に通報する。

なお、要請の取消しの連絡方法については、7の通常の救急現場における

規定と同様とする。

(2) 出動

① 出動の判断

基地病院は、要請者に患者の重症度その他の状況等を確認し、ドクターヘリによる搬送が妥当であると判断した場合は、ドクターヘリを出動させる。ただし、飛行できない気象条件の場合は、その旨を要請者に伝える。

② 決定した離着陸場所の警察への連絡

ドクターヘリ基地病院運航管理室は、直ちに、(1) ⑥又は⑦により決定した離着陸場所を警察に連絡する。

③ ドクターヘリの離着陸場所の安全確保

ドクターヘリを要請した病院又は診療所及び搬送先医療機関は、それぞれ管理者、管轄消防機関の協力を得ながら、ドクターヘリ離着陸場所の安全確保の措置を取る。

(3) 搬送

① ドクターヘリ離着陸場所への搬送・ドクターヘリ離着陸場所からの搬送

ドクターヘリの出動を要請した病院又は診療所は、当該病院等からドクターヘリ離着陸場所までの間、搬送先病院は、ドクターヘリ離着陸場所から当該病院等までの間、患者を搬送する。

やむを得ない事情により、自らの搬送の手段がない場合又は他に適当な搬送手段がない場合は、管轄消防機関に当該離着陸場所と当該医療機関の間の救急搬送を要請することができる。

② 機長の判断による着陸

ドクターヘリの機長は、着陸場所直近に到着した時点で、消防機関、管理者等により安全確保の措置が取られていることなど最終的な安全確保の確認を行い、着陸する。

③ 引継ぎ及び搬送

搭乗医師が搬送元医療機関の医師から必要な引継ぎを受け、準備が整い次第、ドクターヘリは患者を搬送先病院へ搬送する。

搬送元医療機関の医師は、直接、搬送先医療機関への引継ぎも行う。

1 1. 医療スタッフの緊急出動

大阪府域及びその周辺において、局所的な事件、事故等の災害が発生した場合のドクターヘリの運航については、7の通常の救急現場における規定を基本としつつ、以下のとおりとする。ただし、「大阪府地域防災計画」（大阪府防災会議）に基づく災害応急対策が実施される場合の運航は、次項による。

(1) 要請

① 要請者

要請者は、消防機関又は災害拠点病院及び大阪府とする。

② 消防機関による要請の判断と出動要請

消防機関は、119番通報或いは警察からの連絡により管轄地域内で、5名以上の傷病者が発生した場合に、別紙3の「大阪府ドクターヘリ出動基準及びキーワード」に基づき判断し、現地での応急処置等医療救護活動及びトリアージのために、ドクターヘリ基地病院運航管理室に出動を要請することができる。

③ 基地病院以外の災害拠点病院による出動要請

基地病院以外の災害拠点病院が、消防機関から緊急医療班の出動要請を受けた場合、或いは、現地医療救護活動が必要であると判断した場合に、緊急医療班（大阪DMA Tを含む）を派遣するために、ドクターヘリ基地病院運航管理室に出動を要請することができる。

④ 大阪府による出動要請

消防機関からの出動要請を受け、大阪府は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル（基本編）」の3（2）③に基づき、緊急医療班（大阪DMA Tを含む）を派遣するにあたって、ドクターヘリの出動が有効であると判断するとき、ドクターヘリ基地病院運航管理室にドクターヘリの出動を要請する。

この場合、大阪府は、速やかに現場を管轄する消防機関に連絡を取り、離着陸場所の決定や安全確保等必要な対応と連携を依頼する。以後の連絡は、通常の出動要請の場合と同様、ドクターヘリ基地病院運航管理室が行う。

⑤ 離着陸場所の決定

③又は④に基づく出動をする場合、ドクターヘリ基地病院運航管理室は、所轄消防機関に出動を伝え、離着陸場所の確保及び安全対策等必要な対応について調整・依頼する。

なお、②による出動をする場合の離着陸場所については、通常の救急現場への出動の場合と同様とする。

(2) 出動

① 基地病院の医療スタッフの緊急出動

基地病院は、(1) ②の出動要請があった場合、傷病者の数、重症度その他の状況を確認し、直ちにドクターヘリを出動させる。この際、必要に応じて、通常の搭乗医師及び看護師を増員するほか、緊急医療班を搭乗させる。

② 基地病院以外の災害拠点病院の医療スタッフの緊急出動

基地病院は、(1) ③又は④の出動要請があった場合、基地病院の医師及び看護師を搭乗させることなく、当該災害拠点病院へ直ちにドクターヘリを出動させることとし、当該災害拠点病院の緊急医療班を搭乗させた後、現場へ向かうこととする。この際、より効率的であると判断した場合は、当該災害拠点病院の緊急医療班が基地病院に参集し、ドクターヘリに搭乗して出動することとする。

また、当該災害拠点病院が自らの管理する離着陸場所を有しない場合は、7(3)⑨の規定に準じて、離着陸場所を確保する。

(3) 緊急離着陸と離着陸場所からの移動手段の確保

① 予め定めていない場所への緊急離着陸

ドクターヘリを要請した消防機関は、航空法第81条の2に基づく緊急離着陸が可能と判断した場合は、予め定めた離着陸場所以外の場所を現場直近で指定して、ドクターヘリの着陸を要請することとし、所要の安全確保の措置を取る。

② 離着陸場所からの移動手段の確保

必要であれば、当該消防機関は、ドクターヘリが離着陸した場所から現場までの医療スタッフのための移動手段として緊急車両を確保する。この際、当該消防機関において緊急車両を確保することが困難な場合は、近隣消防機関や警察の応援により可能な限り速やかに緊急車両を確保する。

(4) 通常運航の一時停止

本項によりドクターヘリが出動する場合、通常の救急現場等と医療機関の間のドクターヘリの運航は一時的に停止することとし、ドクターヘリ基地病院運航管理室はその旨を全消防機関に連絡する。

なお、(1) ④による出動の場合を除き、大阪府にも同時に連絡する。

(5) 交代・応援等の必要措置

ドクターヘリ基地病院運航管理室は、逐次現場状況を把握し、現場での医療救護活動等に要する時間が長時間に及ぶ場合或いは傷病者が多数にのぼる場合など交代或いは応援の医療スタッフを派遣する必要があるときには、基地病院責任者及び大阪府と協議し、必要な対応を行う。

1 2. 災害時の運用

(1) 大阪府域で発生した災害への対応

大阪府域で、大規模な地震、事件、事故等の災害が発生し、「大阪府地域防災計画」(大阪府防災会議)に基づく災害応急対策が実施される場合のドクターヘリの運航は、以下のとおりとする。

① 通常運航の停止

大阪府域において、災害が発生し、大阪府において、「大阪府地域防災計画」に基づく、対策指令部或いは対策本部が設置された場合、前項までに定める通常の救急現場等と医療機関の間のドクターヘリの運航は一時的に停止することとし、大阪府は、直ちに、その旨を、ドクターヘリ基地病院運航管理室に連絡する。

② 基地病院の判断による緊急対応

基地病院は、消防機関からの直接の連絡を受け、或いは、独自に得た情報により、直ちに現地医療救護活動が必要であると判断する場合、大阪府からの連絡を待たずにドクターヘリを災害現場に出動させることができる。

この際、基地病院は、関係消防機関と連絡調整するとともに、速やかに大阪府に状況報告を行う。

③ 通常運航の停止についての周知

前項により、通常のドクターヘリの運航を停止した場合、ドクターヘリ基地病院運航管理室は、速やかに、その旨を、全消防機関に連絡する。

(2) 関西広域連合管内で発生した災害への対応

関西広域連合内で、大規模な地震、事件、事故等の災害が発生した場合、その地域の災害拠点病院及び管轄消防機関と密接な連携を取りながら派遣の判断並びに活動を行う。その他の項目については、1 2 (1) の大阪府域で発生し

た災害への対応に準ずる。

(3) 広域災害への対応

1) 広域災害の定義

本運航要領における「広域災害」とは、関西広域連合管外の都道府県において発生した災害救助法が適用される規模の災害を指す。

2) 出動対象範囲

① ドクターヘリの出動対象範囲は、基地病院から広域災害による被災地域が直線距離で概ね300km程度とし、別紙6のとおりとする。

② ①に定められた範囲外への出動に関しては、関西広域連合・大阪府、基地病院、運航会社の間で協議の上、その可否について決定するものとする。

3) 活動時間

① 広域災害時の活動時間にあつては、原則として、移動時間を除き日本DMAT活動要領（平成18年4月7日付医政指発第0407001号厚生労働省医政局指導課長通知）に準ずる（ただし、飛行は有視界飛行可能な日出から日没までの時間帯に限る。）。

② ①で準ずることとした活動時間を大幅に超える恐れがある場合には、関西広域連合・大阪府、基地病院、運航会社の間で協議するものとする。

4) 広域災害時の派遣手続

① 厚生労働省DMAT事務局から関西広域連合・大阪府又は基地病院がドクターヘリの派遣要請を受けた場合には、ドクターヘリを被災地域へ派遣することを検討するものとする。

② ①による派遣要請を受けた場合、基地病院は、ドクターヘリの運航状況等を勘案し、要請への対応の可否を検討し、判断するものとする。

③ ②に基づくドクターヘリ派遣の判断を行った基地病院は、その判断結果を関西広域連合・大阪府へ報告するものとする。

④ ③に基づく報告を受けた関西広域連合・大阪府は、ドクターヘリの派遣の可否を決定するものとする。

⑤ ④に基づきドクターヘリの派遣が決定された場合、関西広域連合・大阪府又は基地病院は、被災地域におけるドクターヘリの運航及びその支援のため、運航会社の操縦士、整備士及び運航管理者等（以下「運航会社の従業員」という。）を被災地域に派遣するよう協力を求めることができる。

- ⑥ 運航会社は、⑤に基づく協力要請があった場合には、運航会社の従業員の安全が確保されると判断できる限り、これに協力するものとする。
- ⑦ 基地病院又は関西広域連合・大阪府は、必要に応じて、⑥を踏まえて、ドクターヘリの派遣を決定した場合には、速やかに厚生労働省DMAT事務局に報告するものとする。
- ⑧ 関西広域連合広域医療局からの連絡により、大阪府、基地病院及び運航会社は、互いに関西広域連合管内ドクターヘリの派遣状況を把握するものとする。
- ⑨ 基地病院又は運航会社は、災害派遣・出動時に各消防機関等へドクターヘリの運航が一時停止となること及び運航会社のCSが調整して別紙7により他府県のドクターヘリを要請することが可能であることを連絡する。
- ⑩ 関西広域連合・大阪府、基地病院及び運航会社は、被災地域の情報を共有し、ドクターヘリ運航の後方支援を行うものとする。

5) 災害時の指揮

- ① ドクターヘリが4)に基づき出動した場合には、被災した都道府県の災害対策本部等の指揮下において、被災地域を管轄する消防機関などの関係機関と緊密な連携を図りながら活動するものとする。
- ② ドクターヘリは、①に関わらず、関西広域連合・大阪府の指示があった場合には、被災した都道府県の災害対策本部及び被災地域を管轄する消防機関等との調整を図った上で、当該指示に従うものとする。
- ③ ①及び②の場合において、被災地域におけるDMATの活動領域が複数の都道府県にわたるときは、ドクターヘリは、DMATと一体となって活動領域を拡大するものとする。この場合、ドクターヘリの搭乗者は、関係都道府県の災害対策本部、基地病院、厚生労働省DMAT事務局等にその旨を報告するものとする。
- ④ 被災した都道府県の災害対策本部等は、本項による指揮を行うに当たり、運航上の安全確保に関し、運航会社の判断を妨げてはならない。

6) 災害時の任務

ドクターヘリの災害時の任務は、通常時の任務のほか、次のとおりとする。

- ① 医師、看護師等の医療従事者及び業務調整員の移動
- ② 患者の後方病院への搬送

- ③ その他被災した都道府県の災害対策本部等が必要と認める任務であって、ドクターヘリが実施可能なもの

7) 搭乗する医師及び看護師

基地病院は、ドクターヘリを被災地域へ派遣する場合には、平時からドクターヘリに搭乗している医師又は看護師であって、DMAT隊員資格を有する者を搭乗させるよう配慮するものとする。

8) 離着陸場所

- ① 離着陸場所の要件にあつては航空関係法令等に定める基準に適合するものとし、基地病院及び運航会社は事前に確認しなければならない。
- ② 離着陸場所とは、空港、飛行場、公共用ヘリポート、公的機関により臨時に設置された飛行場外離着陸場、緊急消防援助隊航空部隊受援計画に記載された飛行場外離着陸場及びドクターヘリ運航で登録されているランデブーポイント（ドクターヘリ基地病院の離着陸場所を含む。）をいう。これらに合致しない離着陸場所であっても、関係機関による使用の実績があり、その状況について確認が取れている離着陸場所にあつては使用できるものとする。
- ③ 被災地域における現場直近での離着陸については、非常時の判断に準じて行うものとする。この際、一度離着陸した場所に関する情報は、速やかに被災都道府県等の災害対策本部等に提供するよう努めるものとする。
- ④ ②に規定されている離着陸場所であつて、建築物上に設定されているものにあつては、被災後においても安全に使用できることが確認されるまで使用してはならない。

9) 離着陸場所の安全確保

- ① 使用しようとする離着陸場所にあつては公的機関（消防、警察、海上保安庁、自衛隊）等による無線統制及び安全確保が実施されている場所が望ましい。
- ② 航空管制、フライトサービス等無線局が開設されている離着陸場所にあつては、その指示に従う。

10) 搭乗員の勤務時間等

航空関係法令等に定められた乗務員の乗務時間及び勤務時間を遵守するものとする。

11) 運航会社の従業員の損害賠償

関西広域連合は、被災地域に派遣する運航会社の従業員に対しては、医療従事者と同等の補償が適用されるように体制を整えるものとする。

12) 予備機の活用

基地病院又は関西広域連合・大阪府が、運航会社の所有するドクターヘリ予備機による被災地域へのドクターヘリ派遣が必要と判断した場合、関西広域連合・大阪府は、「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」に基づき、運航会社に対し、予備機によるドクターヘリ派遣を要請することができるものとする。

13) 費用等

関西広域連合・大阪府は、特段の事由が生じた場合、運航に係る費用について、ドクターヘリ運航会社との協議に基づき、必要と認められる額を支弁するものとする。

(4) 災害時の運用の原則

災害が発生した場合、関西広域連合・大阪府は、「大阪府地域防災計画」、「大阪府災害等応急対策実施要領」並びに「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」等の定めるところにより、ドクターヘリによるDMAT・医療救護班の派遣や患者搬送などの医療救護活動を実施することとする。その際、大阪府健康医療部保健医療室医療対策課は、大阪府政策企画部危機管理室を通じ消防機関、自衛隊、警察、日本赤十字社、海上保安庁等防災関係機関と調整し、相互に連携を図りつつ、ドクターヘリを運用する。

1.3. ドクターヘリと関係機関との連絡手段

ドクターヘリの円滑な運航のため、原則として、厚生労働省医政局指導課長の「ドクターヘリ導入促進事業に係る無線の使用について」に基づき対応する。

- (1) ドクターヘリ基地病院運航管理室と消防機関及び医療機関との通信は、専用直通電話による。
- (2) ドクターヘリとドクターヘリ基地病院運航管理室との通信は航空無線による。
- (3) ドクターヘリとドクターヘリ基地病院救命救急センターとの通信は、医療業務用無線による。
- (4) ドクターヘリと消防機関との通信は、消防・救急無線（府県波又は全国波）

による。

(5) 高速道路上への離着陸時及び災害時の通信は、消防・救急無線（防災相互波）による。

1 4. 訓練等

ドクターヘリを安全かつ円滑に運航するため、事業主体及び基地病院並びに運航事業者は、消防機関及び警察関係機関、医療機関及び医師会、市町村、その他の関係機関と相互に密接に連携・協力して、出動要請・情報伝達・救急搬送等運航訓練や災害時出動に関する訓練を実施する。

また、ドクターヘリ運航に関わる医師、看護師、操縦士、整備士等は知識・技能の向上に努める。

1 5. 検証評価

消防機関、医療機関等関係機関の協力を得て、必要な資料収集、出動事例の分等に基づき運航実績を検証し、ドクターヘリ運営事業の評価を行い、常に事業の改善・充実に努める。

1 6. ドクターヘリ運航に伴い生じた問題への対処

ドクターヘリ運航に伴い生じた問題については、関西広域連合・大阪府・基地病院が対処する。ドクターヘリ運航業務受託者及び関係機関は、これに協力する。

1 7. 地域の協力体制づくり

ドクターヘリを安全かつ円滑に運航し、効果的に運用するため、ドクターヘリの運航について周知、普及啓発に努め、関係機関や住民の理解と協力を得て、地域の連携・協力体制づくりを進める。

1 8. 搬送適応外について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の感染症類型に基づく、一類感染症、一類感染症の擬似症、一類感染症の無症状病原体保有、二類感染症、二類感染症の擬似症の一部、新感染症、指定感染症の一部の疾患に該当すると診断された者、並びに二次被爆（曝）及び二次汚染の恐れのある場合の被爆（曝）

者については、ドクターヘリの搬送適応外とする。

19. ドクターヘリの広域活用について

ドクターヘリの広域活用に関しては、本要領に定める事項を基本とし、関係府県との間で別途協定を締結する。

なお、消防機関は、大阪府ドクターヘリが既に出動している場合又は何らかの事情により出動できない場合に、和歌山県ドクターヘリの出動を要請することができる。

附則

本要領は、平成20年1月1日から施行する。

附則

本要領は、平成21年1月1日から施行する。

附則

本要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

本要領は、平成23年4月27日から施行する。

附則

本要領は、平成23年5月30日から施行する。

附則

本要領は、平成24年7月12日から施行する。

附則

本要領は、平成24年12月16日から施行する。

附則

本要領は、平成29年3月13日から施行する。

附則

本要領は、平成30年3月5日から施行する。

附則

本要領は、令和2年4月1日から施行する。

大阪府ドクターヘリ関係連絡先一覧

関係者専用連絡先のため
記載省略

和歌山県ドクターヘリ関係連絡先一覧

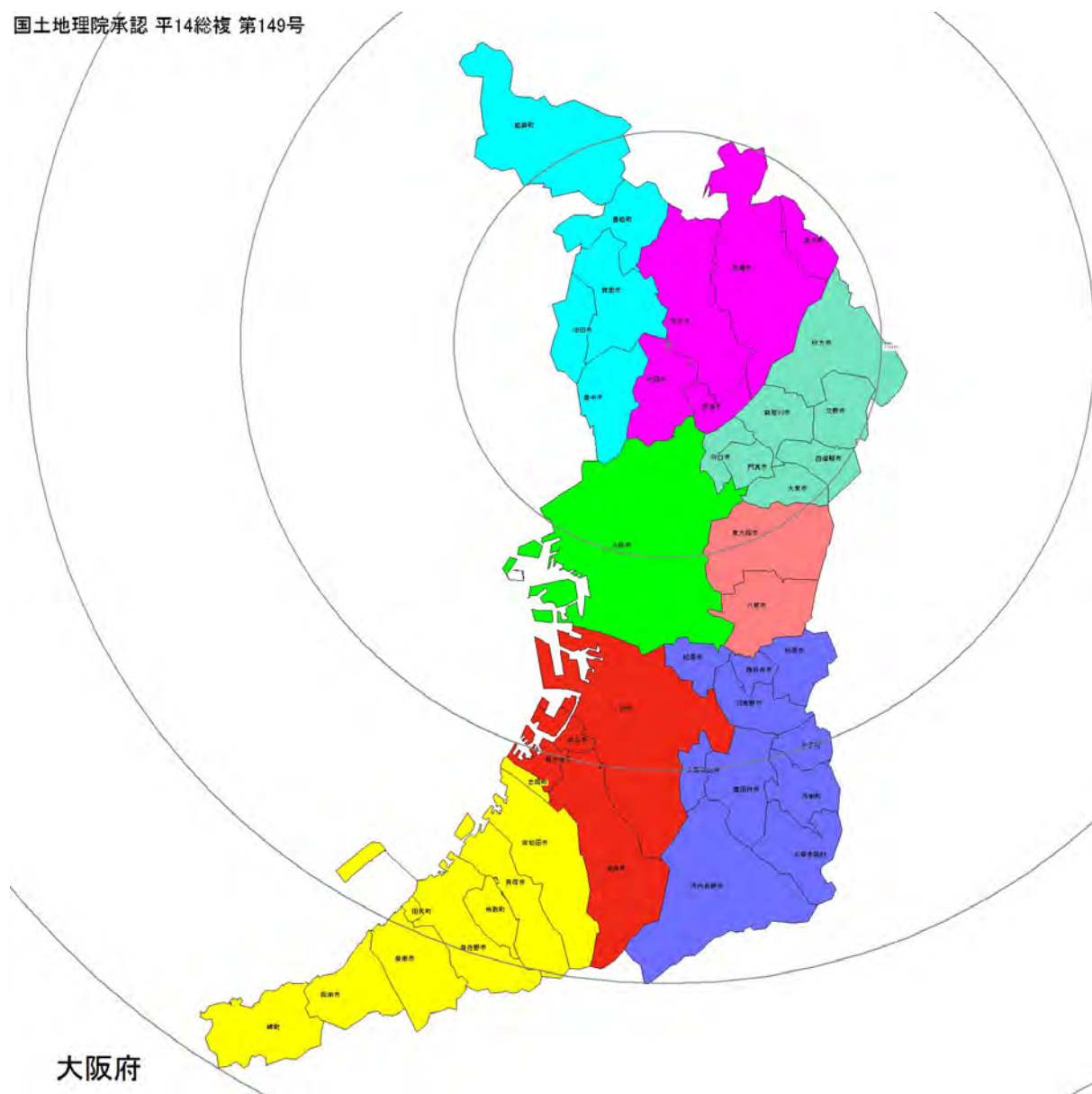
関係者専用連絡先のため
記載省略

ドクターヘリ出動要請最終時刻表（大阪府）

月	日没時刻 (月間最早)	出動要請最終時刻		
		大阪市・豊能・三島・ 北河内・中河内地域	泉北・南河内地域・ 柏原市	泉南地域
1月	16:59	16:20	16:00	15:50
2月	17:28	16:50	16:30	16:20
3月	17:54	17:20	17:00	16:50
4月	18:19	17:40	17:20	17:10
5月	18:43	18:10	17:50	17:40
6月	19:06	18:30	18:10	18:00
7月	19:02	18:30	18:00	17:50
8月	18:27	17:50	17:30	17:20
9月	17:45	17:10	16:50	16:40
10月	17:07	16:30	16:10	16:00
11月	16:49	16:10	16:00	15:40
12月	16:48	16:10	16:00	15:40

日没時刻のデータは、国立天文台天文情報公開センター歴計算室による。
 地点：大阪大学医学部附属病院（北緯34度49分08秒、東経135度31分42秒、標高0m）

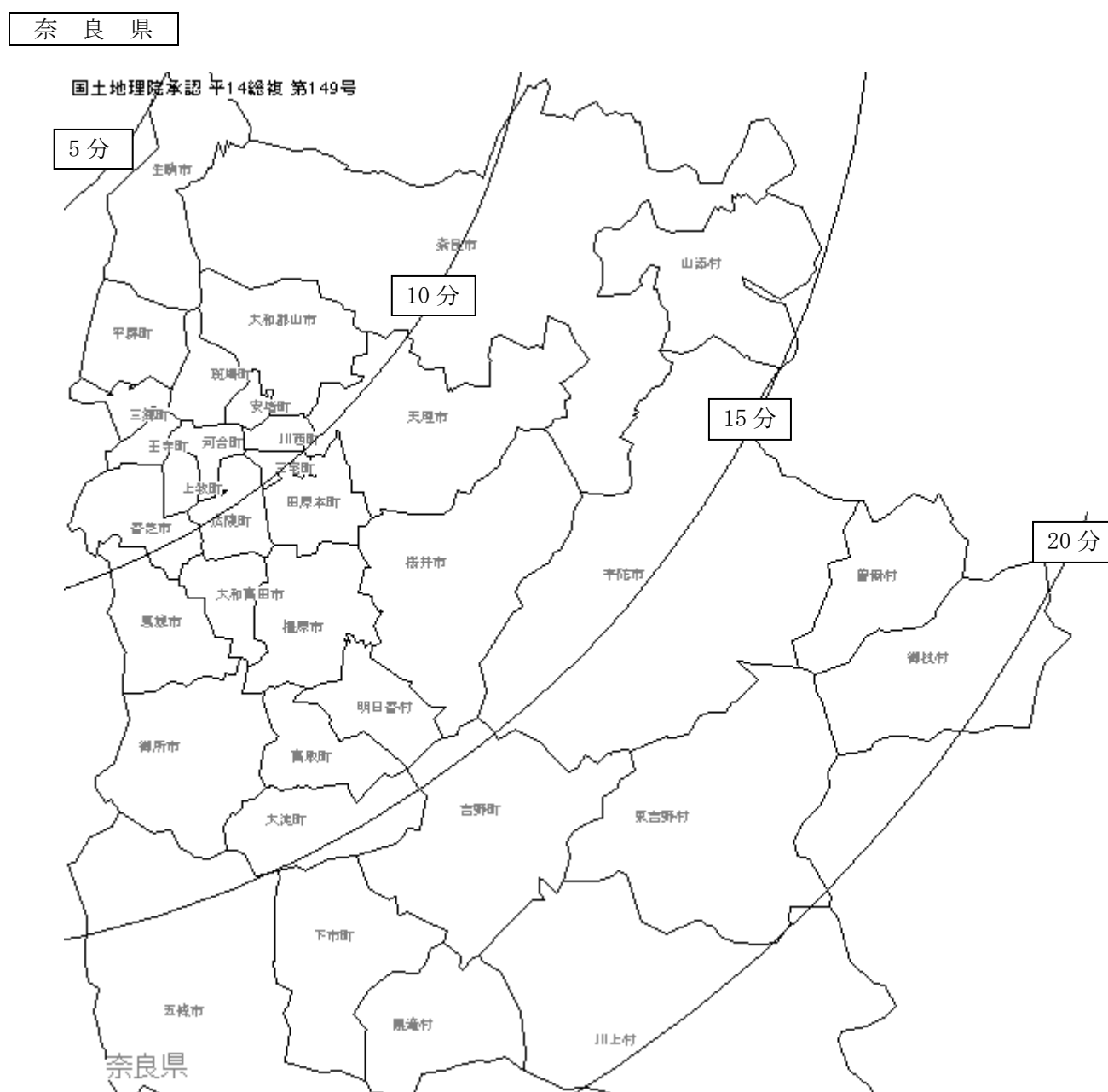
- 大阪市域：大阪市
- 豊能地域：豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町
- 三島地域：高槻市、茨木市、摂津市、島本町
- 北河内地域：守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
- 中河内地域（柏原市を除く）：八尾市、東大阪市
- 南河内地域・柏原市：富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原市
- 泉北地域：堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
- 泉南地域：岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町



ドクターヘリ出動要請最終時刻表（奈良県）

月	日没時刻 (月間最早)	出動要請最終時刻		
		生駒市・奈良市・大和郡山市・ 平群町・三郷町・斑鳩町・ 王子町・河合町・安堵町・ 川西町・香芝市・広陵町・ 三宅町	葛城市・大和高田市・橿原市・ 桜井市・天理市・山添村・ 御所市・高取町・明日香村・ 大淀町・五條市・宇陀市	下市町・吉野町・黒滝村・ 東吉野村・曾爾村・御杖村
1月	16:59	16:20	16:00	15:50
2月	17:28	16:50	16:30	16:20
3月	17:54	17:20	17:00	16:50
4月	18:19	17:40	17:20	17:10
5月	18:43	18:10	17:50	17:40
6月	19:06	18:30	18:10	18:00
7月	19:02	18:30	18:00	17:50
8月	18:27	17:50	17:30	17:20
9月	17:45	17:10	16:50	16:40
10月	17:07	16:30	16:10	16:00
11月	16:49	16:10	16:00	15:40
12月	16:48	16:10	16:00	15:40

日没時刻のデータは、国立天文台天文情報公開センター歴計算室による。
 地点：大阪大学医学部附属病院（北緯34度49分08秒、東経135度31分42秒、標高0m）



(注) 各地域到達予想時間については、直線距離での算出であり天候及び風向き等により変わる場合があります。

ドクターヘリ出動要請最終時刻表（和歌山県）

月	日没時刻 (月間最早)	出動要請最終時刻	
		和歌山市・岩出市・紀の川市・かつらぎ町・ 橋本市・九度山町・高野町	海南市・紀美野町・有田市・有田川町・ 湯浅町・広川町
1月	16:59	15:50	15:40
2月	17:28	16:20	16:10
3月	17:54	16:50	16:40
4月	18:19	17:10	17:00
5月	18:43	17:40	17:30
6月	19:06	18:00	17:50
7月	19:02	17:50	17:40
8月	18:27	17:20	17:10
9月	17:45	16:40	16:30
10月	17:07	16:00	15:50
11月	16:49	15:40	15:30
12月	16:48	15:40	15:30

日没時刻のデータは、国立天文台天文情報公開センター歴計算室による。
 地点：大阪大学医学部附属病院（北緯34度49分08秒、東経135度31分42秒、標高0m）

和歌山県紀北

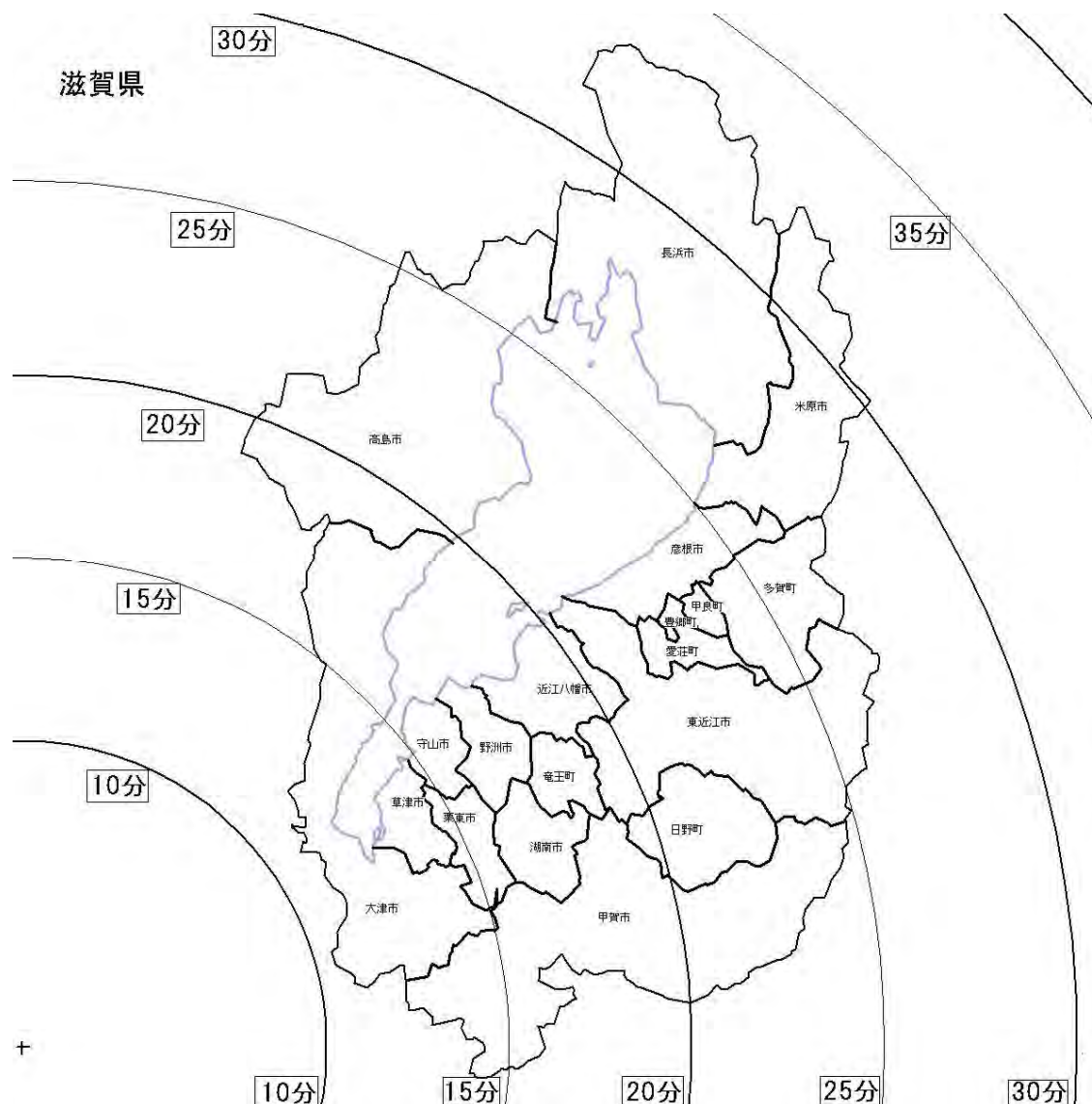


(注) 各地域到達予想時間については、直線距離での算出であり天候及び風向き等により変わる場合があります。

ドクターヘリ出動要請最終時刻表（滋賀県）

月	日没時刻 (月間最早)	出動要請最終時刻		
		大津市・草津市・守山市・ 栗東市・野洲市・竜王町・ 湖南市・近江八幡市	彦根市・愛荘町・豊郷町・ 甲良町・多賀町・東近江市・ 甲賀市・日野町・高島市	米原市・長浜市
1月	16:59	15:50	15:40	15:20
2月	17:28	16:20	16:10	15:50
3月	17:54	16:40	16:30	16:10
4月	18:19	17:10	17:00	16:40
5月	18:43	17:40	17:30	17:10
6月	19:06	17:50	17:40	17:20
7月	19:02	17:50	17:40	17:20
8月	18:27	17:10	17:00	16:40
9月	17:45	16:30	16:20	16:00
10月	17:07	15:50	15:40	15:20
11月	16:49	15:30	15:20	15:00
12月	16:48	15:30	15:20	15:00

日没時刻のデータは、国立天文台天文情報公開センター歴計算室による。
 地点：大阪大学医学部附属病院（北緯34度49分08秒、東経135度31分42秒、標高0m）



ドクターヘリ出動要請最終時刻表（京都府）

月	日没時刻 (月間最早)	出動要請最終時刻	
		京都市(左京区・北区・右京区を除く)・ 向日市・長岡京市・大山崎町・宇治市・ 城陽市・久御山町・八幡市・京田辺市・ 井手町・宇治田原町・木津川市・ 精華町・亀岡市	京都市(左京区・北区・右京区)・笠置町・ 和束町・南山城村・南丹市・京丹波町
1月	16:59	16:20	16:00
2月	17:28	16:50	16:30
3月	17:54	17:20	17:00
4月	18:19	17:40	17:20
5月	18:43	18:10	17:50
6月	19:06	18:30	18:10
7月	19:02	18:30	18:00
8月	18:27	17:50	17:30
9月	17:45	17:10	16:50
10月	17:07	16:30	16:10
11月	16:49	16:10	16:00
12月	16:48	16:10	16:00

日没時刻のデータは、国立天文台天文情報公開センター歴計算室による。
 地点：大阪大学医学部附属病院（北緯34度49分08秒、東経135度31分42秒、標高0m）



※時速 200km で計算

要請元消防本部（局）一覧

【大阪府】

消防本部（局）名	所在地
大阪市消防局	大阪市西区九条南 1-12-54
堺市消防局	堺市堺区大浜南町 3-2-5
岸和田市消防本部	岸和田市上松町 3-7-21
豊中市消防局	豊中市岡上の町 1-8-24
池田市消防本部	池田市八王寺 1-2-1
吹田市消防本部	吹田市江坂町 1-21-6
泉大津市消防本部	泉大津市池浦町 1-9-9
高槻市消防本部	高槻市桃園町 4-30
貝塚市消防本部	貝塚市鳥羽 122-1
茨木市消防本部	茨木市東中条町 2-13
八尾市消防本部	八尾市高美町 5-3-4
富田林市消防本部	富田林市甲田 1-7-1
河内長野市消防本部	河内長野市小山田町 1663-3
松原市消防本部	松原市阿保 1-16-2
和泉市消防本部	和泉市一条院町 140-2
箕面市消防本部	箕面市箕面 5-11-19
摂津市消防本部	摂津市三島 1-1-2
東大阪市消防局	東大阪市稲葉 1-1-9
交野市消防本部	交野市天野が原町 4-8-1
大阪狭山市消防本部	大阪狭山市狭山 1-2384-1
島本町消防本部	三島郡島本町若山台 1-2-5
忠岡町消防本部	泉北郡忠岡町忠岡北 1-1-23
守口市門真市消防組合消防本部	門真市殿島町 7-1
枚方寝屋川消防組合消防本部	枚方市新町 1-7-11
柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部	藤井寺市青山 3-613-8
泉州南消防組合泉州南広域消防本部	泉佐野市りんくう往来北 1-20
大東四條畷消防本部	大東市新町 13-35

【京都府】

消防本部（局）名	所在地
京都市消防局	京都市中京区押小路通河原町西入榎木町 450-2
宇治市消防本部	宇治市宇治下居 13-2（宇治市保健・消防センター内）
京都中部広域消防組合消防本部	亀岡市荒塚町 1-9-1
乙訓消防組合消防本部	長岡京市神足芝本 9
城陽市消防本部	城陽市富野久保田 1-1
八幡市消防本部	八幡市八幡植松 19-1
京田辺市消防本部	京田辺市田辺 78
久御山町消防本部	久世郡久御山町島田ミスノ 11
相楽中部消防組合消防本部	木津川市木津白口 10-2
精華町消防本部	相楽郡精華町大字北稲八間小字寄田長 31

【滋賀県】

消防本部（局）名	所在地
大津市消防局	大津市御陵町 3-1
湖南広域消防局	粟東市小柿三丁目 1-1
甲賀広域行政組合消防本部	甲賀市水口町水口 6218
東近江行政組合消防本部	東近江市東今崎町 5-33
彦根市消防本部	彦根市西今町 415
湖北地域消防本部	長浜市平方町 1135
高島市消防本部	高島市今津町日置前 5150

【奈良県】

消防本部（局）名	所在地
奈良市消防局	奈良市八条 5-404-1
生駒市消防本部	生駒市山崎町 4-10
奈良県広域消防組合消防本部	橿原市慈明寺町 149-3

【和歌山県】

消防本部（局）名	所在地
和歌山市消防局	和歌山市八番丁 12番地
橋本市消防本部	橋本市東家 6-2-1
伊都消防組合消防本部	伊都郡かつらぎ町妙寺 126-12
高野町消防本部	伊都郡高野町高野山 600
那賀消防組合消防本部	岩出市中迫 154
海南市消防本部	海南市日方 1294-13
紀美野町消防本部	海草郡紀美野町下佐々 803-1
有田市消防本部	有田市箕島 47
湯浅広川消防組合消防本部	有田郡湯浅町大字青木 670
有田川町消防本部	有田郡有田川町大字庄 1042

別紙 3

大阪府ドクターヘリ出動基準及びキーワード

ドクターヘリは、以下のいずれかの項目に該当する場合に出動することとし、消防機関が119番通報時あるいは救急隊出動中、又は救急現場に到着した時点あるいは救護活動中で、キーワードを参考にして要請の判断を行い、ドクターヘリ出動を要請する。

- 生命の危険が切迫しているか、その可能性が疑われ、緊急処置をしなければ、生命に危険が生じる場合

- 生命に危険はないが、緊急処置をしなければ、身体に障害を生じる恐れがあるなど社会復帰に大きな影響がある場合

- 現場での緊急診断に医師を必要とする場合

- 上記の3項目に該当しない場合であっても、状態が悪く、不安定な、急性患者であって、高度の医療を必要とするため適切な搬送先医療機関が二次医療圏内に存在しない、車による搬送では危険と考えられるなどの場合で、ドクターヘリにより所定の搬送先病院（救命救急センター及び災害拠点病院等）へ短時間で搬送することが必要と判断される場合

(1) 119番通報時あるいは救急隊出動中にドクターヘリ要請を判断するための
キーワード

想定事例	関連キーワード
外傷	<p>【自動車事故】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 閉じ込められている ・ 横転している ・ 車外放出された ・ 車体が大きく変形している ・ 歩行者もしくは自転車が自動車に跳ね飛ばされた又は引き倒された <p>【オートバイ事故】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定速度以上（かなりのスピード）で衝突した ・ 運転手がオートバイから放り出された <p>【転落・墜落】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3階以上の高さから落ちた ・ 山間部での滑落 <p>【窒息事故】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溺れている ・ 窒息している ・ 生き埋めになっている <p>【傷害事件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 撃たれた ・ 刺された ・ 殴られて意識が悪い <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外傷で意識が悪い ・ 体が機械に挟まれた
呼吸循環不全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40歳以上の胸痛又は背部痛 ・ 呼吸困難 ・ 息が苦しい ・ 息ができない
心肺停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人が倒れている ・ 人が突然倒れた ・ 呼びかけても反応がない ・ 意識がない ・ 呼吸をしていない ・ 呼吸が変だ ・ 脈が触れない ・ 様子がおかしい ・ 痙攣している ・ 手足が急に動かなくなった
複数の傷病者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の人が倒れている ・ 複数の人が閉じ込められている ・ 複数の人が受傷した ・ 複数の人の意識がない
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドクターカー（ドクターカー適用症例であるが出動中・対応不可）

(2) 救急隊現着時あるいは救護活動中にドクターヘリ要請を判断するための

キーワード

以下にあげる項目を参考にして、医師の早期診断と治療が必要か否かという観点から総合的に判断して、ドクターヘリを要請する。

想定事例	関連キーワード
外傷	<ul style="list-style-type: none"> ・全身観察の異常 ・初期評価の異常 ・広範囲（全身の1/3以上）熱傷、気道熱傷、外傷を伴う熱傷（爆発による受傷など） ・意識障害を伴う電撃症
呼吸循環不全	<ul style="list-style-type: none"> ・病院搬送までに気道、呼吸（低酸素）、循環が保たれず、心停止の危険がある傷病者 ・気管挿管、輸液、薬剤投与が必要となる傷病者 （例）喘息重責発作、急性心不全、急性心筋梗塞、消化管出血（吐血）など ・アナフィラキシーショック
心肺停止	<ul style="list-style-type: none"> ・救急隊現着後にCPAに陥った傷病者（救急隊による目撃ありCPA） ・CPAであっても現場で心拍が再開した傷病者 *救急隊現着時CPA(目撃あり、なしに関わらず)は現着後に要請は行わない。 しかし、初期波形がVF/VTもしくはPEAの場合はこの限りにはない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急手術を要する可能性の高い疾患が想定される傷病者 （急性腹症、頭蓋内疾患など） ・突然発症の四肢麻痺（血栓溶解療法の適応） ・重症患者が複数名いる場合 ・現場から早期の医師の治療が必要と判断される場合 ・オンラインMCにて医師からドクターヘリ要請を指示された場合 ・ドクターカー（ドクターカー適用症例であるが出勤中・対応不可）

(参考)

「消防庁救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン」に基づき作成した症例等一覧

(1) 現場状況

①自動車事故

- イ 自動車からの放出
- ロ 同乗者の死亡
- ハ 自動車の横転
- ニ 車が概ね50cm以上つぶれた事故
- ホ 客室が概ね30cm以上つぶれた事故
- ヘ 歩行者もしくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

②オートバイ事故

- イ 時速35km程度以上で衝突した事故
- ロ ライダーがオートバイから放り出された事故

③転落事故

- イ 3階以上の高さからの転落
- ロ 山間部での滑落

④窒息事故

- イ 溺水
- ロ 生き埋め

⑤列車衝突事故

⑥航空機墜落事故

⑦傷害事件（撃たれた事件、刺された事件）

⑧重症が疑われる中毒事件（急性薬物中毒、一酸化炭素中毒）

(2) 患者状況

①バイタルサイン

- イ 目を開けさせる（覚醒させる）ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激（つねる）を与えることを繰り返す必要がある（ジャパンコーマスケールで30以上）

- ロ 脈拍が弱くてかすかしか触れない、全く脈がないこと
- ハ 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く、浅い呼吸をしていること、呼吸停止
- ニ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと
- ホ 目撃のあるCPA、停止後心拍再開したもの

②外傷

- イ 頭部、頸部、躯幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- ロ 2カ所以上の四肢変形又は四肢（手指、足趾を含む。）の切断
- ハ 麻痺を伴う肢の外傷
- ニ 広範囲の熱傷（体のおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷）
- ホ 意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）
- ヘ 意識障害を伴う外傷

③疾病

- イ けいれん発作
- ロ 不穏状態
- ハ 新たな四肢麻痺の出現
- ニ 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

④その他

- イ アナフィラキシー、毒蛇による咬傷、毒虫やクラゲ等によるショック状態
- ロ 減圧症による加圧治療が必要な者など特殊病態

別紙 4

搬送先医療機関（救命救急センター、災害拠点病院、協力病院等）

大阪大学医学部附属病院	大津赤十字病院
済生会千里病院	済生会滋賀県病院
大阪府三島救命救急センター	近江八幡市立総合医療センター
大阪医科大学附属病院	長浜赤十字病院
関西医科大学総合医療センター	市立大津市民病院
関西医科大学附属病院	滋賀医科大学医学部附属病院
大阪府立中河内救命救急センター	草津総合病院
市立東大阪医療センター	彦根市立病院
近畿大学病院	公立甲賀病院
堺市立総合医療センター	高島市民病院
りんくう総合医療センター	滋賀県立総合病院
岸和田徳洲会病院	
大阪市立総合医療センター	京都中部総合医療センター
多根総合病院	京都第一赤十字病院
国立病院機構大阪医療センター	京都府立医科大学附属病院
大阪赤十字病院	国立病院機構京都医療センター
大阪警察病院	京都第二赤十字病院
大阪市立大学医学部附属病院	京都市立病院
大阪急性期・総合医療センター	洛和会音羽病院
	三菱京都病院
奈良県立医科大学附属病院	済生会京都府病院
奈良県総合医療センター	宇治徳洲会病院
近畿大学奈良病院	京都岡本記念病院
南奈良総合医療センター	京都きづ川病院
	美杉会男山病院
日本赤十字社和歌山医療センター	田辺中央病院
和歌山県立医科大学附属病院	京都山城総合医療センター
国立病院機構南和歌山医療センター	京都大学医学部附属病院
和歌山労災病院	
公立那賀病院	
橋本市民病院	
有田市立病院	

別紙 5

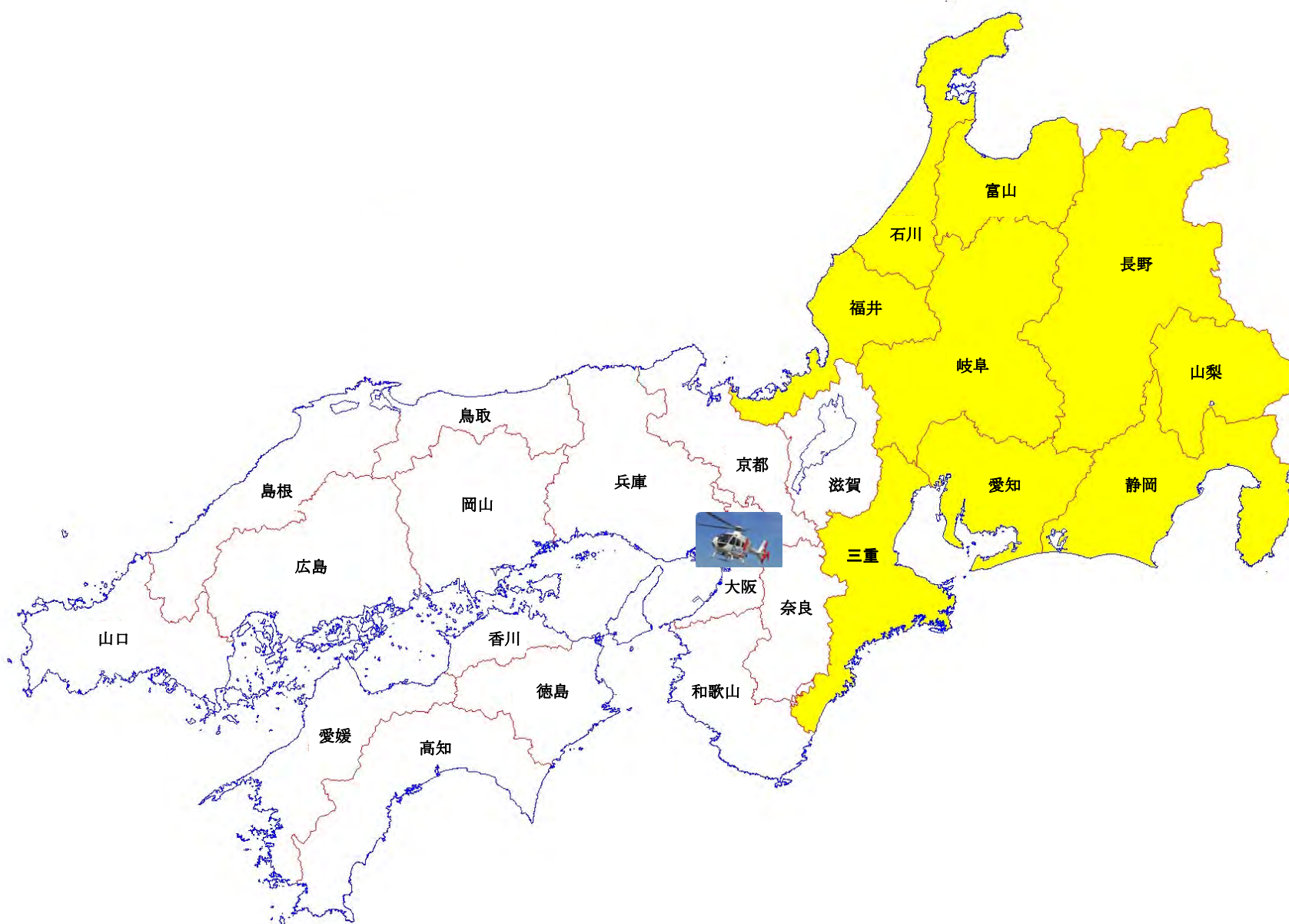
運航対象高速道路路線名

名神高速道路
新名神高速道路
西名阪高速道路
近畿自動車道
中国自動車道
阪和自動車道
関西空港自動車道
第二京阪道路
南阪奈道路（美原 J C T から羽曳野 I C の区間を除く）

阪神高速道路	1号環状線
〃	2号淀川左岸線
〃	3号神戸線
〃	4号湾岸線
〃	5号湾岸線
〃	6号大和川線
〃	11号池田線
〃	12号守口線
〃	13号東大阪線
〃	14号松原線
〃	15号堺線
〃	16号大阪港線
〃	17号西大阪線

連合管外の広域災害時における支援出動範囲

大阪府ドクターヘリの場合



別紙 7

広域災害時における要請表

府県	要請機関名	管轄区域	平時の要請順位			広域災害時 大阪府ドクヘリが 連合管外へ 派遣された場合
			1	2	3	
京都府	1 京都中部広域消防組合消防本部	亀岡市、南丹市、京丹波町	大阪DH	京滋DH	3府県DH	3府県DH
大阪府	1 大阪市消防局	大阪市	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	2 堺市消防局	堺市、高石市	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	3 岸和田市消防本部	岸和田市	大阪DH	和歌山DH	/	徳島DH
	4 豊中市消防局	豊中市、能勢町	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	5 池田市消防本部	池田市	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	6 吹田市消防本部	吹田市	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	7 泉大津市消防本部	泉大津市	大阪DH	和歌山DH	/	徳島DH
	8 高槻市消防本部	高槻市	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	9 貝塚市消防本部	貝塚市	大阪DH	和歌山DH	/	徳島DH
	10 茨木市消防本部	茨木市	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	11 八尾市消防本部	八尾市	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	12 富田林市消防本部	富田林市、太子町・千早赤阪村、河南町	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	13 河内長野市消防本部	河内長野市	大阪DH	和歌山DH	/	徳島DH
	14 松原市消防本部	松原市	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	15 和泉市消防本部	和泉市	大阪DH	和歌山DH	/	徳島DH
	16 箕面市消防本部	箕面市、豊能町	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	17 摂津市消防本部	摂津市	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	18 東大阪市消防局	東大阪市	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	19 大東四條畷消防本部	大東市、四條畷市	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	20 交野市消防本部	交野市	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	21 大阪狭山市消防本部	大阪狭山市	大阪DH	和歌山DH	/	徳島DH
	22 島本町消防本部	島本町	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	23 忠岡町消防本部	忠岡町	大阪DH	和歌山DH	/	徳島DH
	24 守口市門真市消防組合消防本部	守口市、門真市	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	25 枚方寝屋川消防組合消防本部	枚方市、寝屋川市	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	26 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部	柏原市、羽曳野市、藤井寺市	大阪DH	和歌山DH	/	兵庫DH
	27 泉州南消防組合泉州南広域消防本部	泉佐野市、田尻町、泉南市、熊取町、阪南市、岬町	大阪DH	和歌山DH	/	徳島DH

府県	要請機関名	管轄区域	平時の要請順位			広域災害時 3府県ドクヘリ、 兵庫県ドクヘリが 連合管外へ 派遣された場合	
			1	2	3		
兵庫県	1	美方広域消防事務組合消防本部	香美町、新温泉町	3府県DH			大阪DH
	2	豊岡市消防本部	豊岡市	3府県DH			大阪DH
	3	南但消防本部	養父市、朝来市	3府県DH			大阪DH
	4	丹波市消防本部	丹波市	3府県DH	兵庫DH		大阪DH
	5	篠山市消防本部	篠山市	兵庫DH	3府県DH		大阪DH
	6	明石市消防本部	明石市	兵庫DH			大阪DH
	7	加古川市消防本部	加古川市、稲美町・播磨町(事務委託)	兵庫DH			大阪DH
	8	高砂市消防本部	高砂市	兵庫DH			大阪DH
	9	三木市消防本部	三木市	兵庫DH			大阪DH
	10	小野市消防本部	小野市	兵庫DH			大阪DH
	11	北はりま消防組合消防本部	加東市、加西市	兵庫DH			大阪DH
			西脇市、多可町	兵庫DH	3府県DH		大阪DH
	12	姫路市消防局	姫路市、市川町・神河町・福崎町(事務委託)	兵庫DH			大阪DH
	13	西はりま消防組合	宍粟市、たつの市(新宮町光都1~3丁目を除く)、 太子町、相生市、佐用町(光都1丁目を除く)	兵庫DH			大阪DH
14	赤穂市消防本部	赤穂市、上郡町・佐用町(光都1丁目)・ たつの市(新宮町光都1~3丁目域)(事務委託)	兵庫DH			大阪DH	

2 大阪府ドクターヘリ臨時離着陸場一覧表（要請順位第1位地域）

（1）大阪府

NO	消 防 機 関	名 称	所 在 地
1	大阪市消防局	大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島本通2-13-22
2		大阪城公園太陽の広場	大阪市中央区大阪城
3		大阪市立大学医学部附属病院	大阪市阿倍野区旭町1-5-7
4		大阪府立天王寺高等学校	大阪市阿倍野区三明町2-4-23
5		住之江公園 球技広場	大阪市住之江区南加賀屋1-1-117
6		大阪警察病院 屋上	大阪市天王寺区北山町10-31
7		田附興風会医学研究所 北野病院	大阪市北区扇町2-4-20
8		淀川河川敷海老江	大阪市福島区海老江 3
9		淀川河川敷十三	大阪市淀川区西中島 1
10		淀川河川敷毛馬	大阪市都島区毛馬町
11		淀川河川敷豊里	大阪市東淀川区豊里 3 及び大道南 1
12		淀川河川敷太子橋	大阪市旭区太子橋 3
13		大和川右岸河川敷	大阪市平野区瓜破東 7
14		大阪急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東 3 - 1 - 5 6
15		大阪赤十字病院	大阪市天王寺区筆ヶ崎 5 - 3 0
16		鶴浜緑地グラウンド	大阪市大正区鶴町3
17		鶴浜岸壁	大阪市大正区鶴町3
18	堺市消防局	大浜野球場	堺市堺区大浜北町 4 丁
19		金岡公園グラウンド	堺市北区長曾根町1179-18
20		大泉緑地内野球場	堺市北区金岡町128
21		大泉緑地大芝生広場	堺市北区金岡町128
22		大阪府立大学グラウンド	堺市中区学園町1-1
23		初芝体育館グラウンド	堺市東区野尻町221-4
24		鴨谷野球場	堺市南区鴨谷台2-4-1
25		美原みの池運動広場	堺市美原区阿弥377-1
26		美原多治井運動広場	堺市美原区多治井878-1
27		泉ヶ丘カントリークラブ	堺市南区豊田2990-226
28		堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1-1-1
29		浜寺公園球技広場	高石市羽衣公園丁地内
30	府立高石高等学校	高石市千代田6-12-1	
31	岸和田市消防本部	浜工業公園(球技広場 2)	岸和田市地藏浜町10
32		中央公園市民スポーツ広場	岸和田市西之内町42-35
33		八木運動広場	岸和田市大町4-10-1
34		葛城運動広場	岸和田市極楽寺町446
35		神楽目青少年運動広場	岸和田市内畑町3306
36		蜻蛉池公園大芝生広場	岸和田市三ヶ山町大池尻701
37		有真香グラウンド	岸和田市土生滝町2110
38		近畿大学泉州高等学校	岸和田市内畑町3558
39		岸和田徳洲会病院ヘリポート	岸和田市加守町4-27-1
40		牛滝温泉 四季まつり	岸和田市大沢町1156番地
41	豊中市消防局	豊中市青少年運動広場	豊中市東豊中町5丁目38番地
42		大阪大学教養部グラウンド	豊中市待兼山町32番地
43		服部緑地芝生広場	豊中市服部緑地1番
44		旧能勢町立天王小学校	豊能郡能勢町天王200-1
45		名月グラウンド	豊能郡能勢町柏原87
46		アートルレイクゴルフクラブ	豊能郡能勢町野間西山 9 5 - 3
47		山辺	豊能郡能勢町山辺
48	池田市消防本部	猪名川緑地	池田市桃園2丁目先
49		大阪府立池田北高校	池田市伏尾台2丁目 1 2 番地
50		大阪府立渋谷高校	池田市畑 4 丁目 1 番 1 号
51	吹田市消防本部	万博記念公園 運動場	吹田市千里万博公園内
52		万博記念公園 東の広場	吹田市千里万博公園内
53		大阪府立千里高等学校グラウンド	吹田市高野台2-17-1
54		大阪府立北千里高等学校	吹田市藤白台5-6-1
55		吹田徳洲会病院屋上ヘリポート	吹田市千里丘西21
56		国立循環器病研究センター屋上	吹田市岸部新町6番1号
57		万博記念公園 スポーツ広場	吹田市千里万博公園3番
58	泉大津市消防本部	古池公園	泉大津市曾根町 3
59		泉北 7 区汐見公園多目的広場	泉大津市汐見町

NO	消 防 機 関	名 称	所 在 地
60	高槻市消防本部	南大樋運動広場	高槻市南大樋町147
61		青少年運動広場	高槻市芝生町4丁目1-1
62		津之江公園	高槻市津之江町2丁目614番地
63		高槻市総合センター	高槻市桃園町2番1号
64		関西大学高槻キャンパス第1グラウンド	高槻市霊仙寺町2丁目1-1
65		大阪医科大学グラウンド	高槻市沢良木町2-41
66		萩谷総合公園	高槻市萩谷111-1
67		高槻赤十字病院グラウンド	高槻市阿武野1-1-1
68		高槻市立檉田小学校グラウンド	高槻市大字田能小字岡崎6番地
69		芥川河川防災ステーション	高槻市川西町3丁目7番7号
70		淀川河川公園三島江地区	高槻市大字三島江
71		淀川河川公園大塚地区	高槻市大字大塚
72		古曽部防災公園多目的広場	高槻市古曽部3丁目15-1
73		貝塚市消防本部	府立少年自然の家集いの広場
74	貝塚二色グウンド		貝塚市二色南町6-1
75	府営二色の浜公園スポーツ広場		貝塚市澤589-1外
76	貝塚市立青少年運動広場		貝塚市東山1-4-1
77	鳥羽グランド		貝塚市鳥羽102-1
78	せんごくの杜 防災広場		貝塚市橋本外知内
79	島3号公園		茨木市宮島2丁目7
80	安威川河川敷（右岸）		茨木市橋の内2丁目
81	安威川河川敷（左岸）		茨木市橋の内2丁目
82	茨木市中央公園（南グラウンド）		茨木市駅前4丁目8番
83	茨木市忍頂寺スポーツ公園		茨木市大字忍頂寺1049番地
84	茨木市立北陵中学校		茨木市山手台一丁目23番10号
85	大阪府立茨木工科高校		茨木市春日5丁目6番41号
86	薫英学園グランド		茨木市室山2-1-1
87	八尾市消防本部	大阪府民の森 みずのみ園地駐車場	八尾市神立1000-2
88		八尾市菅桂公園内野球場	八尾市桂町4-1他
89		八尾市立山本球場	八尾市山本町南7-9-11
90		福万寺町市民運動広場	八尾市福万寺町北4丁目及び5丁目地内
91		大阪府中部広域防災拠点	八尾市空港1
92		八尾空港	八尾市空港2-12
93	富田林市消防本部	石川河川敷喜志グラウンド	富田林市西条町1丁目944の先
94		石川河川敷川西グラウンド	富田林市西板持町1丁目126の先
95		金剛東中央公園内グラウンド	富田林市向陽台3-2
96		金剛中央公園内グラウンド	富田林市久野喜台2-2
97		総合スポーツ公園多目的グラウンド	富田林市佐備2467-1
98		府営錦織公園 北臨時駐車場	富田林市錦織1560
99		パーフェクトリバティ教団 第3駐車場	富田林市新堂2172-1
100		南河内郡千早赤阪村立村民運動場	南河内郡千早赤阪村大字東阪117-5
101		府営第2駐車場	南河内郡千早赤阪村千早1330番地2
102		府民の森ちはや園地ピクニック広場	南河内郡千早赤阪村千早1313番地2
103		南河内郡太子町立総合スポーツ公園総合グランド	南河内郡南河内郡太子町山田1221
104		南河内郡河南町立中学校運動場	南河内郡河南町大字白木1285
105		南河内郡河南町立総合体育館駐車場	南河内郡河南町大字寺田580
106		さくら坂 馬谷川調整池	南河内郡河南町さくら坂5-1418他
107	河内長野市消防本部	河内長野市立大師総合運動場	河内長野市大師885-2
108		河内長野市立赤峰市民広場	河内長野市小山田町379-1
109		大阪府立長野北高等学校	河内長野市木戸東町3-1
110		大阪府立長野高等学校	河内長野市原町2-1-1
111		河内長野市立南花台中学校	河内長野市南花台6-6-1
112		河内長野市立美加の台中学校	河内長野市美加の台3-25-1
113		河内長野市立加賀田中学校	河内長野市石仏570
114		河内長野市立天見小学校	河内長野市天見2370-1
115		河内長野市立青少年活動センター多目的広場	河内長野市滝畑地区河川敷右岸
116		河内長野市立下里総合運動場	河内長野市下里892-3
117		石見川共有地	河内長野市石見川1049
118	松原市消防本部	大和川西運動広場	松原市天美北4-112-2先
119		大和川東運動広場	松原市若林1
120		松原市民運動広場	松原市岡7-212
121		天美西運動広場	松原市天美西4-230-1
122		大阪府立生野高等学校	松原市新堂1-552
123		大阪府立松原高等学校	松原市三宅東3-4-1
124	和泉市消防本部	黒鳥山公園	和泉市黒鳥町4-261
125		和泉市消防本部グランド	和泉市一条院町140-2
126		市立光明池緑地有料公園施設	和泉市光明台3-36-1
127		春木川町民グランド	和泉市春木川町420-1
128		光明池公園	和泉市光明台3丁目34番地
129		つくしの公園	和泉市あゆみ野3丁目4
130		池上曾根史跡公園	和泉市池上町213番1号
131		南部リージョンセンター	大阪府和泉市仏並町398番1号

NO	消 防 機 関	名 称	所 在 地
132	箕面市消防本部	箕面市立とどろみの森学園	箕面市森町中1丁目23番14号
133		みのお記念の森芝生広場	箕面市箕面
134		箕面市立第三中学校	箕面市瀬川3-2-2
135		第二総合運動場多目的グラウンド	箕面市外院1-2-3-
136		豊能町立吉川中学校グラウンド	豊能郡豊能町東ときわ台1-3-2
137		豊能町立東能勢中学校グラウンド	豊能郡豊能町余野159-2
138		町立高山小学校（廃校）	豊能郡豊能町高山10
139		東ときわ台小学校	豊能郡豊能町東ときわ台5-17-1
140		豊能町立東能勢小学校グラウンド	豊能郡豊能町余野1008番地
141		摂津市消防本部	摂津市青少年運動広場
142	淀川公園鳥飼上地区		摂津市鳥飼上1丁目、鳥飼中1丁目地先
143	大阪府立摂津高等学校		摂津市学園町1丁目5番1号
144	淀川公園河畔地区		摂津市一津屋
145	東大阪市消防局	市立東大阪医療センター	東大阪市西岩田3-4-5
146		東大阪市花園中央公園	東大阪市松原南2丁目
147		大阪府立城東工科高等学校	東大阪市西鴻池町2-5-33
148		大阪府立花園高等学校	東大阪市花園東町3-1-25
149		らくらく登山道駐車場	東大阪市上六万寺町1748-2
150		大阪市高度専門教育訓練センター	東大阪市三島2-5-43
151	大阪狭山市消防本部	帝塚山学院大学校庭	大阪狭山市今熊2-1823
152		S A Y A K Aホール駐車場	大阪狭山市狭山1-875-1
153		近畿大学医学部附属病院校庭	大阪狭山市大野東377-2
154		市立市民総合グラウンド	大阪狭山市山本東433
155	交野市消防本部	交野市立私市小学校	交野市私市9-5-10
156		交野市総合体育施設いきいきランド交野	交野市向井田2-5-1
157		交野市立第四中学校	交野市天野が原町5丁目65番1号
158		交野市立第三中学校	交野市星田8丁目67番1号
159		交野市立第二中学校	交野市幾野4丁目1番1号
160		大阪府立交野高等学校	交野市寺南野10番1号
161		大阪府民の森 くろんど園地交歓広場	交野市大字私部3192-1
162		大阪府民の森 くろんど園地草原の広場	交野市大字私部3192-1
163		大阪府民の森 ほしだ園地駐車場	交野市大字星田5019-1
164		大阪府民の森 ほしだ園地わんぱく広場	交野市大字星田5019-1
165	島本町消防本部	ベニーカントリー倶楽部	三島郡島本町大沢91-1
166		水無瀬川緑地公園	三島郡島本町山崎2-1
167		淀川河川公園	三島郡島本町江川1丁目地先
168		新大阪ゴルフクラブ	三島郡島本町尺代128
169	忠岡町消防本部	忠岡町民運動場	泉北郡忠岡町忠岡東1-34-27
170		忠岡町民第二運動場	泉北郡忠岡町新浜2-5-52
171		大津川河川公園	泉北郡忠岡町忠岡東3-20
172	守口市門真市消防組合 消防本部	大枝公園多目的球技場	守口市松下町1-80
173		淀川河川公園八雲地区	守口市八雲北町3
174		淀川河川公園佐太西公園	守口市佐太西町2
175		門真市立二島小学校	門真市三ツ島1-5-50
176		門真市立東小学校	門真市岸和田3-42-1
177		門真市立第三中学校	門真市柳田町12-6
178		門真市立第五中学校	門真市北岸和田3-12-1
179		門真市立古川橋小学校	門真市御堂町18-9
180		門真市民プラザ	門真市大字北島546
181	枚方寝屋川消防組合 消防本部	枚方防災ヘリポート	枚方市新町2-2-10
182		パナソニック（株）人材開発カンパニー	枚方市菊丘南2-10
183		関西外語大学 穂谷学舎	枚方市穂谷1-10-1
184		淀川河川敷くずは地区	枚方市町楠葉地先
185		淀川河川敷三矢地区	枚方市三矢町地先
186		総合体育館 陸上競技場	枚方市中宮大池4-10-1
187		王仁公園運動広場	枚方市王仁公園1-1
188		淀川河川敷出口地区	枚方市出口地先
189		淀川河川敷伊加賀西地区	枚方市伊加賀西町地先
190		星ヶ丘医療センター	枚方市星丘4丁目8-1
191		寝屋川公園芝生広場	寝屋川市寝屋川公園1707
192		淀川河川公園 仁和寺	寝屋川市仁和寺本町6丁目地先
193		淀川河川公園 点野	寝屋川市点野1丁目地先
194		淀川河川公園 木屋	寝屋川市木屋元町地先
195		大阪府立大学工業高等専門学校	寝屋川市幸町26-12

NO	消 防 機 関	名 称	所 在 地
196	柏原羽曳野藤井寺消防組合 消防本部	青谷青少年運動広場	柏原市青谷130-11
197		石川河川敷広場	柏原市玉手町
198		大和川親水公園	柏原市国分本町3-13
199		駒ヶ谷地区	羽曳野市駒ヶ谷140
200		グレープヒルススポーツ公園	羽曳野市駒ヶ谷 8 5 0
201		青少年児童センター	羽曳野市向野3-1-33
202		大阪はびきの医療センター	羽曳野市はびきの3-7-1
203		道の駅しらとりの郷羽曳野	羽曳野市埴生野975-3
204		陵南の森総合センターグランド	羽曳野市島泉8-8-1
205		阪南大学羽曳野グランド	羽曳野市羽曳が丘西7丁目1032
206		石川河川敷運動公園	藤井寺市道明寺3丁目地先
207		大和川右岸河内橋下流河川敷	藤井寺市川北3丁目地先
208	泉州南広域消防組合 泉州南広域消防本部	末広公園	泉佐野市新安松1-1-23
209		稲倉池グラウンド	泉佐野市日根野5560-172
210		りんくう総合医療センター	泉佐野市りんくう往来北2番地23
211		田尻町立中学校総合運動場	田尻町大字吉見425-1
212		市民の里グラウンド	泉南市信達市場2464-1
213		俵池公園グラウンド	泉南市信達牧野1710-1
214		青少年の森	泉南市新家5033
215		砂川国際ゴルフクラブ	泉南市新達牧野780
216		(株) 泉南カンツリークラブ	泉南市新家4364
217		大阪府南部広域防災拠点	泉南市りんくう南浜2-14
218		大阪YMCA紀泉わいわい村	泉南市信達葛畑207
219		熊取町立町民グラウンド	泉南郡熊取町久保5-3080
220		大阪観光大学グラウンド	泉南郡熊取町大久保南5-3-1
221		桑畑総合グランド	阪南市桑畑430
222		泉南メモリアルパーク	阪南市箱作2603-1 10区2番
223		阪南消防署南西分署	阪南市桃の木台1丁目1番地の1
224		大阪府立岬高等学校	泉南郡岬町淡輪3246
225		岬町健康ふれあいセンター多目的広場	泉南郡岬町多奈川谷川495-1
226	岬町健康ふれあいセンター第2駐車場	泉南郡岬町多奈川谷川495-1	
227	いきいきパークみさき	泉南郡岬町多奈川谷川3351-101	
228	大東四條畷消防本部	東諸福公園	大東市諸福1丁目3
229		寝屋川治水緑地(深北公園)	大東市深野北4-284
230		大東中央公園	大東市深野1丁目、緑が丘1丁目
231		大東市立龍間運動公園(龍間ぐりーんふいーど)	大東市大字龍間1981番地7
232		大阪府立消防学校	大東市平野屋1丁目4番1号
233		大阪府警察総合訓練センター	大東市大字龍間1110-1
234		学校法人四條畷学園	大東市学園町6-45
235		大阪府民の森 緑の文化園むろいけ園地駐車場	四條畷市大字逢坂458-2
236		四條畷市立田原小学校	四條畷市田原台4-2-1
237		飯盛霊園組合	四條畷市大字下田原448
238		北谷公園	四條畷市田原台8丁目地内
239		清滝スポーツ・ヒルズ	四條畷市大字逢坂
240		大阪電気通信大学	四條畷市大字清瀧1130-70
241		四條畷市民グランド	四條畷市岡山東5-135-1
242		四條畷市立忍ヶ丘小学校	四條畷市岡山東5-2-40
243		四條畷市立四條畷中学校	四條畷市岡山東5-2-10
244		四條畷市立四條畷小学校	四條畷市大字中野872
245		四條畷市立岡部小学校	四條畷市砂82
246		府立交野支援学校四條畷校	四條畷市大字砂510
247		四條畷市立四條畷西中学校	四條畷市葎屋285-21
248	府立四條畷高等学校	四條畷市雁屋北町1-1	

(2) 京都府中部

NO	消 防 機 関	名 称	所 在 地
1	京都中部消防組合消防本部	亀岡市立東別院小学校グラウンド	亀岡市東別院町東掛岩脇9番地
2		亀岡市立育親中学校グラウンド	亀岡市本梅町中野和田山1番地2
3		大日谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台2丁目地内
4		亀岡運動公園広場	亀岡市曾我部町穴太地内
5		別院中学校グラウンド	亀岡市東別院町南掛一ノ坪1
6		西別院小学校グラウンド	亀岡市西別院町袖原佃24
7		南桑中学校グラウンド	亀岡市葎田野町太田丸橋1
8		東輝中学校グラウンド	亀岡市篠町広田3丁目28-1
9		詳徳中学校グラウンド	亀岡市篠町柏原中又7
10		安詳小学校グラウンド	亀岡市篠町篠中北裏68
11		大成中学校グラウンド	亀岡市大井町土田1丁目5-7
12		畑野小学校グラウンド	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5
13		青野小学校グラウンド	亀岡市宮前町宮川青野29
14		亀岡中学校グラウンド	亀岡市内丸町13
15		さくら公園多目的運動場	亀岡市千歳町国分地内
16		亀岡小学校グラウンド	亀岡市内丸町15
17		曾我部小学校グラウンド	亀岡市曾我部町南条荒水代1
18		吉川小学校グラウンド	亀岡市吉川町穴川平田17
19		稗田野小学校グラウンド	亀岡市稗田野町佐伯源ノ坊18
20		つつじヶ丘小学校グラウンド	亀岡市西つつじヶ丘霧島台1丁目1
21		城西小学校グラウンド	亀岡市余部町前川原46
22		詳徳小学校グラウンド	亀岡市篠町柏原田中3-1
23		南つつじヶ丘小学校グラウンド	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目28-1
24		亀岡市営月読橋球場	亀岡市馬路町三軒屋先80番地1
25		亀岡市営月読橋第2球場	亀岡市馬路町三軒屋先26番地1
26		亀岡市営月読橋第3球場	亀岡市馬路町三軒屋先18番地
27		亀岡市営医王谷野球場	亀岡市矢田町医王谷25番地の1
28		東別院グラウンド	亀岡市東別院町東掛大谷8番地の1
29		旭公園	亀岡市旭町年角地内
30		千代川小学校グラウンド	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森21
31		亀岡国際広場球場	亀岡市宮前町神前北山1番地の2
32		亀岡市立亀岡川東学園 屋外運動場	亀岡市馬路町溝ノ上14番地4
33		南丹市園部公園	南丹市園部町横田3号14番地
34		南丹市立園部第二小学校グラウンド	南丹市園部町小山東町平成台2号78番地外
35		旧川辺小学校	南丹市園部町船岡長畑52番地3
36		旧摩気小学校	南丹市園部町宍人市場111番地
37		旧西本梅小学校	南丹市園部町南八田中山17番地
38		南丹市立八木中学校グラウンド	南丹市八木町八木野條1番地
39		南丹市立八木西小学校グラウンド	南丹市八木町八木東所15番地
40		南丹市立八木東小学校グラウンド	南丹市八木町青戸馬垣内13番地1
41		旧吉富小学校グラウンド	南丹市八木町鳥羽鳥栄本11番地
42		旧新庄小学校グラウンド	南丹市八木町船枝才ノ上48番地
43		旧神吉小学校グラウンド	南丹市八木町神吉西河原15番地
44		南丹市日吉総合運動広場	南丹市日吉町胡麻向大戸4番地3外
45		南丹市立殿田中学校グラウンド	南丹市日吉町殿田大貝30番地外
46		南丹市日吉五ヶ荘野球場	南丹市日吉町四ツ谷室堰3番地外
47		(財)美山町自然文化村グラウンド	南丹市美山町中下向56
48	旧知井小学校グラウンド	南丹市美山町中勘定10	
49	旧平屋小学校グラウンド	南丹市美山町安掛上ノ山17	
50	京都府立北桑田高校美山分校グラウンド	南丹市美山町上平屋梁ヶ瀬9-2	
51	南丹市立美山中学校グラウンド	南丹市美山町静原桧野10-1	
52	南丹市立美山小学校グラウンド	南丹市美山町島島台52	
53	旧鶴ヶ岡小学校グラウンド	南丹市美山町鶴ヶ岡宮ノ前23-2	
54	旧大野小学校グラウンド	南丹市美山町三埜南畑28	
55	京都中部総合医療センター	南丹市八木町八木上野25番地	
56	京丹波町立竹野小学校グラウンド	船井郡京丹波町高岡高岡23番地	
57	京丹波町立蒲生野中学校グラウンド	船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62番地	
58	京丹波町立下山小学校グラウンド	船井郡京丹波町下山藤ヶ瀬16番地	
59	京丹波町立丹波ひかり小学校グラウンド	船井郡京丹波町曾根宮ノ浦戸麦54番地	
60	グリーンランドみずほ多目的グラウンド	船井郡京丹波町大朴休石13番地ほか	
61	三ノ宮農村公園グラウンド	船井郡京丹波町三ノ宮今宮90番地	
62	京丹波町立瑞穂中学校グラウンド	船井郡京丹波町大朴段ノ垣内6番地	
63	京丹波町立瑞穂小学校グラウンド	船井郡京丹波町橋爪桧山118番地	
64	京丹波町立明俊小学校グラウンド	船井郡京丹波町水原片山24番地ほか	
65	京丹波町立質美小学校グラウンド	船井郡京丹波町質美上野43番地1	
66	京丹波町立和知中学校グラウンド	船井郡京丹波町市場丸ヶ野4番地	
67	京丹波町立和知小学校グラウンド	船井郡京丹波町本庄安田7番地	
68	わちグラウンド	船井郡京丹波町安栖里寺田13番地	
69	上豊田グラウンド	船井郡京丹波町上豊田シミ98	
70	和知北部コミュニティ広場	船井郡京丹波町下栗野東タンボ88	

3 大阪府ドクターヘリ運航調整委員会設置要綱

(目的)

第1条 「救急医療対策事業実施要綱」(昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医政局長通知)に基づき、救急患者の救命率の向上及び広域救急患者搬送体制の充実並びに災害発生時の医療救護活動の推進を図るため、ドクターヘリの運航に必要な事項について検討・協議し、関係機関相互の密接な連携により、ドクターヘリ事業を円滑かつ効果的に推進することを目的に大阪府ドクターヘリ運航調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) ドクターヘリ運航要領に関する事
- (2) ドクターヘリの離着陸場所に関する事
- (3) ドクターヘリ運航の訓練に関する事
- (4) ドクターヘリ事業の普及、啓発に関する事
- (5) ドクターヘリ事業の広域的な支援体制整備に関する事
- (6) ドクターヘリ事業の評価に関する事
- (7) その他ドクターヘリ運航に関して必要な事項に関する事

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる機関の代表者等(以下「委員」という。)をもって構成する。

- 2 委員の任期は、原則として3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 委員会には、必要に応じて、オブザーバーを加えることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、ドクターヘリ基地病院の救命救急センターの長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員に支障のあるときは、代理人が会議に出席することができる。
 - 3 委員会は、委員（前項に規定する代理人を含む。第4項及び第5項において同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 委員長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を依頼し、意見を聴くことができる。

(部会)

- 第6条 委員会には必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会長及び部会委員は、委員長が指名する。
 - 3 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

(謝礼及び実費弁償)

- 第7条 委員の謝礼及び実費弁償の額は、関西広域連合が定めた額とする。

(事務局)

- 第8条 委員会及び部会の事務局は、大阪府健康医療部保健医療室医療対策課に置く。

(雑則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施にあたって必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

(中略)

附則

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

別表（第3条関係）

大阪市消防局	大阪大学医学部附属病院
堺市消防局	大阪府済生会千里病院
岸和田市消防本部	大阪府三島救命救急センター
豊中市消防局	関西医科大学総合医療センター
池田市消防本部	大阪府立中河内救命救急センター
吹田市消防本部	近畿大学病院
泉大津市消防本部	大阪市立総合医療センター
高槻市消防本部	大阪医療センター
貝塚市消防本部	大阪急性期・総合医療センター
茨木市消防本部	大阪赤十字病院
八尾市消防本部	大阪医科大学附属病院
富田林市消防本部	関西医科大学附属病院
河内長野市消防本部	大阪市立大学医学部附属病院
松原市消防本部	市立東大阪医療センター
和泉市消防本部	堺市立総合医療センター
箕面市消防本部	りんくう総合医療センター
摂津市消防本部	大阪警察病院
東大阪市消防局	多根総合病院
交野市消防本部	岸和田徳洲会病院
大阪狭山市消防本部	一般社団法人大阪府医師会
島本町消防本部	一般社団法人大阪府救急医療機関連絡協議会
忠岡町消防本部	西日本高速道路株式会社関西支社
守口市門真市消防組合消防本部	阪神高速道路株式会社
枚方寝屋川消防組合消防本部	ドクターヘリ運航業務受託事業者
柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部	近畿管区警察局
泉州南消防組合泉州南広域消防本部	大阪府警察本部
大東四條畷消防本部	大阪府市長会
	大阪府町村長会

4 大阪府ドクターヘリ適応症例検証部会設置要綱

(目的)

第1条 「大阪府ドクターヘリ運航調整委員会設置要綱」(平成19年4月2日付け医対第1940号)に基づき、ドクターヘリ事業をより円滑かつ効果的、効率的に推進するため、ドクターヘリ適応症例について、医学的観点並びに運用の適切性の観点から検証、評価することを目的として、大阪府ドクターヘリ運航調整委員会(以下「委員会」という。)に大阪府ドクターヘリ適応症例検証部会(以下「検証部会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 検証部会は、次の事項を協議する。

- (1) 検証に必要な記録及び検証方法、評価基準に関すること
- (2) その他ドクターヘリ事業の検証に関して必要な事項

2 検証部会は、次の事項を検証する。

- (1) ドクターヘリ出動症例についての治療上の効果に関すること
- (2) ドクターヘリ出動症例についての出動適応性に関すること
- (3) ドクターヘリ出動症例についての予後効果に関すること
- (4) ドクターヘリ出動症例についての活動に関すること
- (5) ドクターヘリが出動しなかった適応症例に関すること

(部会長及び部会委員)

第3条 検証部会に部会長を置き、別表に掲げる部会委員で構成する。

2 部会長は、委員会委員長が指名し、部会の会務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、部会長が予め指名する部会委員がその職務を代理する。

4 部会委員は、委員会委員長が指名する。なお、部会委員は、予め所属機関の中で補助員を指名し、代理人として会議に出席させることができる。

(会議)

第4条 検証部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会長が必要であると認めるときは、会議に部会委員以外の者の出席を依頼し、意見を聴くことができる。

(委員会への報告)

第5条 部会長は、検証部会の会議の結果を、委員会へ報告する。

(謝礼及び実費弁償)

第6条 部会委員の謝礼及び実費弁償の額は、関西広域連合が定めた額とする。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、大阪府ドクターヘリ運航調整委員会設置要綱の規定に基づき設置する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施にあたって必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(中略)

附則

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

別表（第3条関係）

大阪府ドクターヘリ運航要領別紙4に掲げる救命救急センターの部会委員	複数名
各地域メディカルコントロール協議会を代表する消防機関の部会委員	各1名
ドクターヘリ基地病院の部会委員	1名
ドクターヘリ運航業務受託事業者の部会委員	1名

5 大阪府ドクターヘリ安全管理部会設置要綱

(目的)

第1条 「ドクターヘリの安全運航のための取組について」(平成30年7月25日付け医政地発0725第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)の趣旨に基づき、大阪府ドクターヘリの安全管理方策について具体的な検討を行い、大阪府ドクターヘリ事業を円滑かつ安全に実施することを目的として、「大阪府ドクターヘリ運航調整委員会設置要綱」(平成19年4月2日付け医対第1940号。以下「委員会設置要綱」という。)第6条第1項により、大阪府ドクターヘリ運航調整委員会(以下「委員会」という。)に大阪府ドクターヘリ安全管理部会(以下「安全部会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 安全部会は、次の事項を調査・検討する。

- (1) ドクターヘリの運用手順書の作成
- (2) ドクターヘリの安全管理方策に関する事
- (3) インシデント・アクシデント情報の収集・分析等に関する事
- (4) その他ドクターヘリの安全管理に関する事

(構成)

第3条 安全部会は、別表に掲げる機関の所属する者で、委員会委員長が指名する部会委員で構成する。

- 2 部会委員の任期は、原則として3年とする。ただし、補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会委員は、再任されることができる。
- 4 安全部会には、必要に応じて、オブザーバーを加えることができる。

(部会長)

第4条 安全部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員会委員長が部会委員から指名する。
- 3 部会長は、会務を総理し安全部会を代表する。
- 4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 安全部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会委員に支障のあるときは、代理人が会議に出席することができる。

3 部会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を依頼し、意見を聴くことができる。

(委員会への報告)

第6条 部会長は、安全部会の会議の結果を、委員会へ報告する。

(謝礼及び実費弁償)

第7条 部会委員の謝礼及び実費弁償の額は、関西広域連合が定めた額とする。

(事務局)

第8条 安全部会の事務局は、委員会設置要綱の規定に基づき設置する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施にあたって必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和元年6月12日から施行する。

別表 (第3条関係)

大阪府ドクターヘリ基地病院 2名

大阪府内消防機関 複数名

大阪府ドクターヘリ運航業務受託事業者 1名

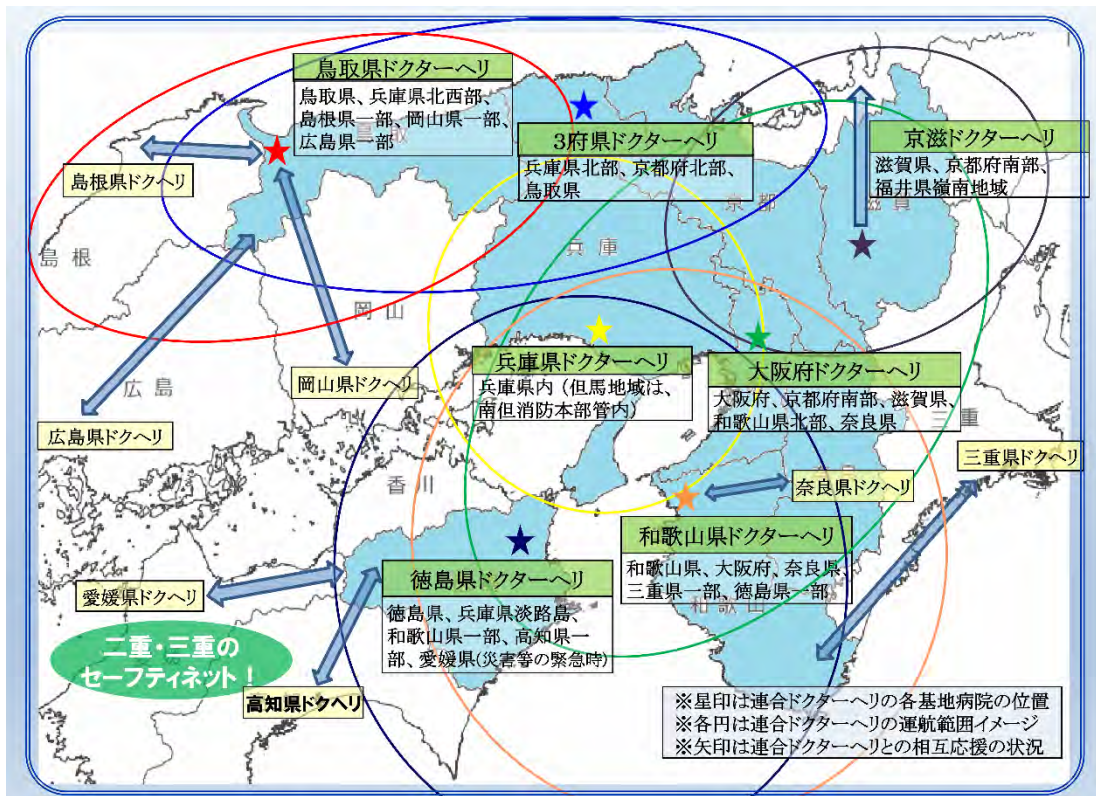
6 関西広域連合におけるドクターヘリ運航体制

(1) ドクターヘリ一覧表

名称	和歌山県 ドクターヘリ	大阪府 ドクターヘリ	3府県 ドクターヘリ	徳島県 ドクターヘリ
				
愛称		「KANSAI・もず」	「KANSAI・このとり」	「KANSAI・藍バード」
事業主体	和歌山県立医科大学	関西広域連合(運航会社への直接委託方式)	関西広域連合(基地病院への補助方式)	関西広域連合(運航会社への直接委託方式)
基地病院	和歌山県立医科大学附属病院	大阪大学医学部附属病院	公立豊岡病院	徳島県立中央病院
待機場所	基地病院屋上HP	基地病院屋上HP	基地病院内地上HP	基地病院屋上HP
運航時間	5～8月:8時～18時 上記以外:8時～17時	原則8時30分～日没	原則8時30分～日没	原則8時～日没
運航範囲	和歌山県全域、基地病院から半径100km圏内の大阪府、奈良県、三重県並びに徳島県の一部地域	大阪府全域、奈良県全域、和歌山県北部、滋賀県全域、京都府中部(施設間搬送のための出動は、原則として近畿2府4県)	京都府北部、兵庫県北部、鳥取県東部の基地病院より半径50km圏内の消防本部の管轄区域	徳島県全域、基地病院から半径100km圏内の和歌山県の一部地域、兵庫県淡路島及び高知県の一部地域
要請基準	日本航空医療学会の標準基準	日本航空医療学会の標準基準 Key-word方式	Key-word方式	日本航空医療学会の標準基準
運航開始	平成15年1月	平成20年1月	平成22年4月	平成24年10月

名称	兵庫県 ドクターヘリ	京滋 ドクターヘリ	鳥取県 ドクターヘリ
			
愛称	「KANSAI・はばタン」	「KANSAI・ゆりかもめ」	「KANSAI・おしどり」
事業主体	関西広域連合(基地病院への補助方式)	関西広域連合(運航会社への直接委託方式)	関西広域連合(基地病院への補助方式)
基地病院	兵庫県立加古川医療センター(製鉄記念広畑病院)	済生会滋賀県病院	鳥取大学医学部附属病院
待機場所	基地病院内地上HP	基地病院内地上HP	基地病院屋上HP
運航時間	原則8時30分～日没30分前 (秋冬期は8時30分～)	原則8時30分～日没	原則8時30分～17時15分 ※終了時刻は季節により変動
運航範囲	兵庫県播磨地域、丹波南部地域(丹波北部地域(丹波市)、淡路地域についても運用)	滋賀県全域、京都府南部	・鳥取県全域、兵庫県北西部 ・鳥根県、岡山県、広島県の基地病院から半径70km圏内の消防本部管轄区域
要請基準	日本航空医療学会の標準基準	日本航空医療学会の標準基準	Key-word方式
運航開始	平成25年11月	平成27年4月	平成30年3月

(2) ドクターヘリの運航範囲及び近隣地域との相互応援



(3) 広域災害時のドクターヘリ運航に係る要領

1 広域災害の定義

この要領における「広域災害」とは、関西広域連合管外の都道府県において発生した災害救助法が適用されるクラスの災害をいうものとする。

2 出動対象範囲

- (1) ドクターヘリの出動対象範囲は、基地病院から広域災害による被災地域が直線距離で概ね300km程度とし、別表1のとおりとする。
- (2) (1)に定められた範囲外への出動に関しては、関西広域連合・〇〇府県、基地病院及び運航会社の間で協議の上、その可否について決定するものとする。

3 活動時間

- (1) 広域災害時の活動時間にあつては、原則として、移動時間を除き日本DMAT活動要領(平成18年4月7日付医政指発第

0407001号厚生労働省医政局指導課長通知)に準ずる(ただし、飛行は有視界飛行可能な日出から日没までの時間帯に限る。)

- (2) (1)で準ずることとした活動時間を大幅に超える恐れがある場合には、関西広域連合・〇〇府県、基地病院及び運航会社の間で協議するものとする。

4 広域災害時の派遣手続

- (1) 厚生労働省DMA T事務局から関西広域連合・〇〇府県又は基地病院がドクターヘリの派遣要請を受けた場合には、ドクターヘリを被災地域へ派遣することを検討するものとする。
- (2) (1)による派遣要請を受けた場合、基地病院は、ドクターヘリの運航状況等を勘案し、要請への対応の可否を検討し、判断するものとする。
- (3) (2)に基づくドクターヘリ派遣の判断を行った基地病院は、その判断結果を関西広域連合・〇〇府県へ報告するものとする。
- (4) (3)に基づく報告を受けた関西広域連合・〇〇府県は、ドクターヘリの派遣の可否を決定するものとする。
- (5) (4)に基づきドクターヘリの派遣が決定された場合、関西広域連合・〇〇府県又は基地病院は、被災地域におけるドクターヘリの運航及びその支援のため、運航会社の操縦士、整備士及び運航管理者等(以下「運航会社の従業員」という。)を被災地域に派遣するよう協力を求めることができる。
- (6) 運航会社は、(5)に基づく協力要請があった場合には、運航会社の従業員の安全が確保されると判断できる限り、これに協力するものとする。
- (7) 基地病院又は関西広域連合・〇〇府県は、必要に応じて、(6)を踏まえて、ドクターヘリの派遣を決定した場合には、速やかに厚生労働省DMA T事務局に報告するものとする。
- (8) 関西広域連合広域医療局からの連絡により、〇〇府県、基地病院及び運航会社は、互に関西広域連合管内ドクターヘリの派遣状況を把握するものとする。
- (9) 基地病院又は運航会社は、災害派遣・出動時に各消防機関等へドクターヘリの運航が一時停止となること及び運航会社のCSが調整して別表2により要請することを連絡する。

- (10) 関西広域連合・〇〇府県、基地病院及び運航会社は、被災地域の情報を共有し、ドクターヘリ運航の後方支援を行うものとする。

5 災害時の指揮

- (1) ドクターヘリが「4 広域災害時の派遣手続」に基づき出動した場合には、被災した都道府県の災害対策本部等の指揮下において、被災地域を管轄する消防機関などの関係機関と緊密な連携を図りながら活動するものとする。
- (2) ドクターヘリは、(1)に関わらず、関西広域連合・〇〇府県の指示があった場合には、被災した都道府県の災害対策本部及び被災地域を管轄する消防機関等との調整を図った上で、当該指示に従うものとする。
- (3) (1)及び(2)の場合において、被災地域におけるDMATの活動領域が複数の都道府県にわたるときは、ドクターヘリは、DMATと一体となって活動領域を拡大するものとする。この場合、ドクターヘリの搭乗者は、関係都道府県の災害対策本部、基地病院、厚生労働省DMAT事務局等にその旨を報告するものとする。
- (4) 被災した都道府県の災害対策本部等は、本項による指揮を行うに当たり、運航上の安全確保に関し、運航会社の判断を妨げてはならない。

6 災害時の任務

ドクターヘリの災害時の任務は、通常時の任務のほか、次のとおりとする。

- (1) 医師、看護師等の医療従事者及び業務調整員の移動
- (2) 患者の後方病院への搬送
- (3) その他被災した都道府県の災害対策本部等が必要と認める任務であって、ドクターヘリが実施可能なもの

7 搭乗する医師、看護師等

基地病院は、ドクターヘリを被災地域へ派遣する場合には、平時からドクターヘリに搭乗している医師、看護師等であって、DMAT隊員資格を有する者を搭乗させるよう配慮するものとする。

8 離着陸場所

- (1) 離着陸場所の要件にあつては航空関係法令等に定める基準に適合するものとし、基地病院及び運航会社は事前に確認しなければならない。
- (2) 離着陸場所とは、空港、飛行場、公共用ヘリポート、公的機関により臨時に設置された飛行場外離着陸場、緊急消防援助隊航空部隊受援計画に記載された飛行場外離着陸場及びドクターヘリ運航で登録されているランデブーポイント（ドクターヘリ基地病院の離着陸場所を含む。）をいう。これらに合致しない離着陸場所であっても、関係機関による使用の実績があり、その状況について確認が取れている離着陸場所にあつては使用できるものとする。
- (3) 被災地域における現場直近での離着陸については、非常時の判断に準じて行うものとする。この際、一度離着陸した場所に関する情報は、速やかに被災都道府県等の災害対策本部等に提供するよう努めるものとする。
- (4) (2) に規定されている離着陸場所であつて、建築物上に設定されているものにあつては、被災後においても安全に使用できることが確認されるまで使用してはならない。

9 離着陸場所の安全確保

- (1) 使用しようとする離着陸場所にあつては公的機関（消防、警察、海上保安庁、自衛隊）等による無線統制及び安全確保が実施されている場所が望ましい。
- (2) 航空管制、フライトサービス等無線局が開設されている離着陸場所にあつては、その指示に従う。

10 搭乗員の勤務時間等

航空関係法令等に定められた乗務員の乗務時間及び勤務時間を遵守するものとする。

11 運航会社の従業員の損害賠償

関西広域連合は、被災地域に派遣する運航会社の従業員に対しては、医療従事者と同等の補償が適用されるように体制を整えるものとする。

12 予備機の活用

基地病院又は関西広域連合・〇〇府県が、運航会社の所有するドクターヘリ予備機による被災地域へのドクターヘリ派遣が必要と判断した場合、関西広域連合・〇〇府県は、「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」に基づき、運航会社に対し、予備機によるドクターヘリ派遣を要請することができるものとする。

13 費用等

関西広域連合・〇〇府県は、特段の事由が生じた場合、運航に係る費用について、ドクターヘリ運航会社との協議に基づき、必要と認められる額を支弁するものとする。

令和2年5月発行

<監修>

大阪府健康医療部保健医療室医療対策課
大阪大学医学部附属病院高度救命救急センター